

#### 四、寒天製造第三工場

寒天製造事業の擴張に伴ひ、曩に建設した二工場の外更に駿東郡御殿場町に第三工場を建築して製造を開始した。

#### 五、軍部大麥製茶等納入

前年度より軍部に大麥製茶等の納入を開始したが、本年度より大麥の外製茶、罐詰、漬物等の納入を開始し、其の割當數量の納入を完了した。

#### 六、輸出鶏卵處理場

鶏卵取扱事業の進展に伴ひ、輸出鶏卵處理の必要を生じ、本年度に濱松市及袋井町に各輸出鶏卵共同處理場一棟（各六十坪）を建設し、事業を開始した。

#### 七、第十回通常總會

昭和十三年九月四日清水市本會事務所に於て第十回通常總會を開會、第十年度財産目錄其の他餘裕金項入先を承認し、借入金最高限度、準備金等を事業資金に融通、保證責任全國乾鰯販賣購買組合聯合會に加入、理事監事報酬を原案通り可決し、理事の改選を行つて閉會した。

#### 八、役員會

開會年月日	用件
昭和十三年八月十五日	第十年度決算其ノ他協議
同 年十月一日	事務所新築落成式其ノ他協議
同 年十一月十九日	滿洲硫安工業株式會社株式取得及中泉酒精原料倉庫建設協議
同 年十二月十三日	東洋醸造株式會社契約更改其ノ他協議
同 十四年一月二十四日	滿洲硫安工業株式會社株式取得、第一回拂込其ノ他協議
同 年二月二十五日	監査其ノ他協議
同 年三月二十四日	袋井支所土地建物買收協議
同 年四月四日	袋井支所土地建物檢分（袋井支所ニ於テ開會）
同 年六月十九日	農産物輸出等協議
同 年七月八日	年度末會務處理其ノ他協議

#### 九、事務所建築委員會

開會年月日	用件
昭和十三年八月十五日	事務所建築協議
同 年八月二十五日	同上
同 年九月二十六日	同上

#### 一〇、内外の情勢

支那事變は益々進展し、昭和十三年十月廣東を陥れ、同月武漢三鎮を攻略し、戦局は南支に伸びた、十四年二月海南島を占領し、残存の敵據點は次々に我が手に落ち、蔣政権は一地方政權に墮したけれども、猶英米ソの援助を待み、抗日を呼號して熄まない。

武漢攻略後十一月三日の明治節に近衛首相は「日滿支は提携し、政治、經濟、文化等の各縣に互り、互助連環の關係を樹立するを以て根幹とし、——」と云ふ東亞新秩序建設の聲明を發表して、戦争の新段階に入った事を示し、同十二月汪精衛氏は重慶を脱出し、和平救國を聲明し、蔣政権内部の動搖分裂を見せた。十四年一月東亞新秩序建設には更に強力の内閣を必要とするとの理由の下に近衛内閣は總辭職を行ひ、平沼騏一郎男が後繼内閣を組織した。

此の間十三年十二月二十四日第七十四議會は召集され、豫算案及法律案八十九件が提出された。豫算は一般會計四十八億圓、臨時軍事費追加四十六億圓、特別會計を通算すれば二百六十億圓の巨額に上つた。是に對して公債五十九億圓、増稅初年度一億八千萬圓、平年度一億九千萬圓を算したが何れも可決成立した。

如上の豫算に對し、十四年度の國民貯蓄目標は百億圓として其の獎勵運動が進められた。

貿易は十三年度輸出二十八億九千萬圓、輸入二十八億三千万圓、差引六十萬圓の出超で、至極安穩に見えるけれども、實は輸出入とも極度に收縮して居り、前記の數字は第三國と共に圓ブロックが含まれてゐるから、結局差引入超三億九千萬圓に上り樂觀を許さないものがある。

物價は十三年六月には戦前に比し一割乃至二割の騰貴を示し、十四年六月には卸賣二割、小賣三割の騰貴となつた。

劃期的の決戰法律なる國家總動員法はまだ全面的に發動を見ないが、漸次進行し、十四年度物動計畫も次第に

強化された。

我が國と英、米、ソとの國交は猶調整を見るに至らず、歐洲には第二次戦争を發せんとする險惡の空氣が漲り、世界を通じて多事なる中に、戦つてゐる我が國の多難を加ふるは當然であつた。

此の情勢中に在る本縣も物資統制は消費、配給、價格の全面に行はれたが、政府の眞意の滲透せざる部分もあり、更に統制網を潜つて物資偏在、闇取引もあつて、多少の混亂を免れなかつた。十三年度は産米は百三十一萬石で、五ヶ年平均より約四萬石減少した。

農村の勞力は減少し、農産品の價格は昂騰し、製茶、罐詰等の輸出は猶行はれたが、一切が長期戦に堪ゆべき形狀に移行しつゝある。

## 一一、本會事業概況

事變の長期に互るの不可避となると共に、物動計畫は本格化し、物資統制は全面的に強化されたので、本會事業は購買と販賣とを問はず著しい變化を示し、就中輸入に待つ綿製品、ゴム、鐵等より肥料、飼料等は配給不調滑が増加したのは已むを得なかつた。

従來の資本主義に依る利益を第一とする營業は全く一擲され、産業組合本來の使命たる合理的の配給に依り、増産と輸出増進を期し、國策に副うて奮進し、以て農村經濟に寄與した。

本年度末に於ける所屬組合數は三百九十一組合、縣内組合を殆んど網羅し、出資口數千三百六十六口、出資總額四十萬九千八百圓、拂込額三十九萬八百八十三圓、諸積立金五十二萬五千三百七十三圓に上り、前年に比して出資口數三十三口、出資金九千九百圓の増加を見た。

引續き事務能率の増進、賣掛金回収、不良債權解消に努力し、年度末に於ける購買賣掛金は二千九百二十三圓、販賣々掛金は製茶約八萬三千圓、小麥約三萬一千圓、鶏卵約一萬圓、其の他十品目六萬五千圓を合計して金十八萬九千八百六十七圓に減少せしむることを得た。

前年度は擴充計畫五箇年を終了し、其の計畫を繼いで猶擴充に奮進した第一年度である。時局の進展に伴つて、本會事業にも鮮からざる變革を見たけれども、購買部合計千六百十五萬六千圓、販賣部は聯合を合せて合計二千七百九十八萬一千圓、合計四千四百十三萬七千圓、是を前年に比すれば金一千三百八萬圓、約四二%の増加を示したことは以て本會の努力の致す所である。

各部の事業狀況は左の通りである。

### 1. 購買事業

#### 肥料

昭和十三年夏の水害、四番茶摘採禁止等に依る購買力減退に加ふるに、八月他縣に先んじて縣は肥料小賣最高價格を實施し、肥料界に多大の衝動を與へ、物資統制の爲肥料配給制度實施の聲に、市場は沈滞し、受渡不圓滑となり、本年度前半期は非常の不振に終つた。

併し年末より需要を喚起し、後半期は逐日需要が増進したので、受渡の困難を凌いで順調の仕入と共に、配給亦宜しきを得、前半の不振を挽回して好轉を見、豫定計畫の六萬五千噸を突破すること九千三百三十噸、本會事業開始以來の好成績を収めた。即ち總取扱數量七萬四千三百三十噸、價格七百三十三萬二千三百三十七圓、前年に比し數量に於て二割六分強、金額に於て四割四分強の増加を見た。是を種類別にすれば、

△大豆粕一萬四千四百八十三噸△豐年豆粕四千八百六十九噸△硫安一萬三千四十一噸△過燐酸一萬八百五十七噸△石灰氮素二千六百十二噸△加里鹽千七百九十四噸△魚肥三千六百八十三噸△雜油粕八千八百九十三噸△配合肥料八千四百四十三噸△其の他五千四百五十五噸

で、本會の取扱高は縣下總消費量の約五割に達してゐる。

#### 飼料

昭和十三年十二月飼料輸入制限規則發布されて統制の強化を見たるより、輸入關係の變及配合飼料は國內配給體制の整備に依る自治的配給手數料の設定と相待ちて、其の製品價格も統制された。斯かる事情に在る爲、需給は勢ひ圓滑を缺くを以て、本會は計畫的配給制度を確立し、價格及需給を公正にするに努めたので事業成績は進展し、取扱數量二萬三千三百六十六噸、價格二百六十六萬九千三百五圓に達し、前年に比して數量六千三百三十二噸、三割五分、價格九十五萬二千六百六十二圓、五割六分の飛躍的增加を見た。

#### 米穀

政府拂下米の減少、朝鮮米の産地高に依る供給不圓滑等の困難な事情が多かつたが、食糧確保の重要性に鑑み、他縣米及蓬萊米等極力購買米の需給に努め、取扱高二十六萬七千六百七十三俵、前年に比し二萬二千餘俵、一割五分の増加を示した。

#### 雜貨

事變の進展に伴ひ、農村必需物資の使用制限、禁止及價格公定ありて、強度の規正を受くるに至つた結果、物資偏在を免れ難く、其の配給は頗る困難を來した。

けれども食糧増産を擔ふ農村の需要に鑑み、適正價格に依る公正配給に最善の努力を拂ひ、特に政府買上綿製品品の配給に當つては、本縣農山漁村用の六〇%を擔當し、農器具、釘、鑛油等の適正配給に意を用ひ、他方組合員の消費合理化、保健用品の配給を積極化して農村體位向上に資した。取扱金額三百九十四萬圓、前年對比六割六分増と云ふ成績を收め得た。

## 2. 販賣事業

米 穀

十三年産米の公定價格は他物價に比し著しき低位にあり、米穀配給統制法も議會を通過したので、米穀統制は強化を見たが、米穀の低價は需要増加を來たす傾向著しく、産業組合の配給統制は愈々其の重要を加へた。本會は從來の産地入札販賣を一層合理化し、約三十三萬俵の取扱をした。

小麥、大麥

事變の進捗に伴ひ、大陸に於ける建設工作に要する食糧として小麥粉の輸出増加は、他の物價の騰貴と共に小麥粉をも騰貴させたので、政府の低物價政策に應ずる公定價格設定の必要唱道せられ、本會の適正なる統制販賣の重要を加へたので、農會其他と協力し、從來の販賣統制を強化した結果、十三年産の小麥は縣下販賣數量の八五%なる二十二萬三千俵を取扱ひ、十四年産は計畫數量二十八萬俵に對し、本年末既に二十萬七千餘俵に達し、

三十萬俵を突破する見込である。

大麥は軍需として本縣割當數量は、縣農會の協力を得て、是を完納し、地方需給を調整して十萬五千俵を取扱つた。

甘 藷

專賣局と無水酒精原料納入契約の下に、縣農會、町村組合の助力を得て、白切乾七十二萬千六百二十八貫、生甘藷三十萬二千三百二十八貫の納入を完了したのは本懐とする所である。更に食糧用としては、關西市場を中心に約二十五萬俵餘を取扱ひ、醸造原料約二十萬俵を特約販賣をした。

鶏 卵

十三年十月十八日より鶏卵公定價格の施行あり、價格は約一割の騰貴を示したが、一方飼料の高値と、配給不圓滑に加ふるに勞力の不足は漸次生産を減じ、後半期には一割五分の減産となつた。本會は縣の方針に順應し、販賣統制、生産團體統合に努め、十四年四月より新たに丸遠、丸磐兩養鶏組合聯合會所屬組合の出荷統制を實施するを得、取扱數量二十五萬四千七百六十二箱、價格三百五萬四千五百三十八圓に上り、縣下移出數量の半額以上に達した。

木 炭

事變の進捗と共に工業用木炭消費及ガソリン代用木炭需要激増し、木炭需要は莫大の數量に上つた。然るに生

産にあつては炭材の騰貴と勞力不足は減産を餘儀無くし、價格暴騰は不可避となつたので、十四年三月公定價格の實施を見て、取引は變改された。本會は此の間に在つて機宜の對策を執り、取扱數量七十萬八千二百六十一俵、前年に比し一割の増加を示した。

### 椎 茸

斡旋販賣取扱開始後第三年を迎へ、生産期に於て東西有力商人を招待し、産地入札販賣を行つた結果、伊豆地方二萬五千貫、大井川流域五千貫、天龍川上流六千貫の大部分を販賣した外、縣下各地生産約三千貫を取扱つた。右の外本年度は輸出に進出し、事變の暴落相場挽回に努め、前年より三四割方の高値を以て販賣し、生産者を資益した。

### 薬 工 品

麻袋の輸入禁止に伴ふ代用品の需要増加及軍需品の増加で、價格は漸次騰貴した。本會は町村組合と協力し、軍部供出を完了した外、肥料工場其他大口消費者の需用に應じ、取扱數量呎、繩を合計して取扱金額三十四萬三千圓に上り、前年に比し三割二分の増加を示した。

### 柑 橘

本年の柑橘は近年稀なる不作であつた上、國際情勢悪化と共に北米輸出も良好でなかつたけれども、内地販賣は是に反して頗る順調で高値を保つた。豫定數量二千六百車（二號箱換算二百九十九萬箱）に對し、取扱高二千

六十三車（同上二百三十七萬二千三百三十五箱）金額二百四十六萬五千八百二圓で、前年に比し數量八十一萬六千六百十五箱、金額六萬六千四百七十二圓を減じたのは減産の結果に外ならない。

### 製 茶

昭和十三年の茶業は貿易不振の爲、相場は極度の暴落を來たし、荒茶一貫匁一圓となり「貫一」の語を造つたが、其の一圓すらやがて割るに至つたので、生産過剩を防止する爲に九月一日以後の摘採、製造を禁止した。それに依つて市場の在荷も漸次消化され、十月頃より相場も恢復し、三四割方の騰貴を見たけれども、茶は概ね既に生産者の手を離れて居たから、其の利益は生産者に及ばなかつた。斯くして十四年の新茶期には在荷減少の結果、相場強調、初取引貫五十圓に出發し、減産と北支滿洲輸出旺盛と相待つて、一番茶は前年の三四割高値、二番茶は更に騰貴して、荒茶三圓四五錢に終始したから、生産者を潤す所が多かつた。

本會は此の間に在つて經營の堅實を旨とし、新たに輸出に指を染め、十三年八月北アフリカに三萬封度を輸出して物議を招いたけれども、素より貿易奨励の國策に順應したことゝ異議無く進捗し、次でカナダ、チユニス等に十四萬六千封度、ソ聯に十二萬封度を輸出し、十四年は北支滿洲に販路を開拓し、年度末までに三十五萬封度を輸出した。内地移出は軍部並に鐵道購買、全販聯等に出して、取扱高五十一萬貫、百萬圓に近く、製茶事業も次第に軌道に乗り來りつゝある。

### 農 産 加 工

加工事業を開始以來五箇年の、本年度は著しき躍進を示し、本會並所屬組合十五工場に於ける蜜柑罐詰生産高

は二十二萬箱に達した。原料材料工賃等の騰貴に依る生産費の昂騰は、倫敦市場を中心とする第三國輸出の困難を豫想させたけれども、内地及圓ブロックに需用あり、市價も高値であつたので、政府の助成に依つて製品の大部分を輸出及軍需方面に向けることが出来た。

蜜柑の外箱、枇杷、桃、アスパラガスの生産も躍進し、約三萬箱に達して、輸出に力を盡した。本年度の販売数量は十九萬箱、金額百三十七萬七千圓で、内本會興津加工場の生産は四萬箱であつた。

山葵加工は製品販売数量千四百五十八貫、金額二萬五千圓に上り、寒天は製品販売数量一萬三千六百一十一斤、金額三萬七千六百五十圓に達した。

#### 共同乾繭

本年度取扱数量は生繭九十六萬四千六百九十一貫、中玉繭二萬五千五百四十四貫、乾繭本繭一萬七千六百九十三貫其の他で、販賣代金七百六十八萬九千八百六十二圓、是を昨年度に比較すれば生繭（中玉共）は二十五萬八千二百五十三貫、乾繭は千六百六十一貫の減少を示してゐる。是は昨年度の水害で桑園の被害案外甚しかりしと、農家の努力不足に依る掃立減が主たる原因であつた。併し繭高値の爲に代金は二百二十一萬四千二百二十一圓の増加を見えてゐる。

絲況に就て見るに、本年度當初七百五十六圓であつた絲價は、其の後統制に依る織維類の統制強化の爲に飛躍し、今春の繭價は實に大正末期以來の高値を現出したが、其の將來の歸趨は決して樂觀を許さないものがあるので、絲價維持の方策を講ずる必要あり、共同乾繭所の使命も亦増大すべく思料される。

販賣未収金は期末金十三萬五千五百四十七圓を數へたけれども、取扱代金の激増に比すれば近來稀に見る回収率

と稱すべきである。

### 第三節 第十二年度（自昭和十四年八月一日至同十五年七月三十一日）

#### 一、飼料會社保稅工場設置

昭和十四年十一月名古屋飼料合資會社の既得業務を繼承して、愛知縣半田港杉治商會と共に清水飼料株式會社（資本金十八萬圓）を設立し、十五年一月私設保稅工場設置認可を受けて假工場を建設し、同年三月より操業を開始し製品の配給をなすに至つた。

#### 二、清水支所開設

本會事業の擴張に伴ひ、昭和十四年清水市日之出町一丁目三十一番地本會倉庫階上に清水支所を開設した。

#### 三、澱粉製造開始

澱粉製造事業の必要に依り駿東郡長泉村に昭和十四年澱粉製造工場を新築し操業を開始した。

#### 四、倉庫十四棟新築

本會に開設の製麥、製麵事業に伴ひ倉庫を必要としたので、昭和十五年七月清水市村松新開に同倉庫十二棟

(建坪千二百九十六坪)を、同所に木炭倉庫一棟(建坪百二十坪)を、十五年七月本會事務所隣接地へ雜貨倉庫一棟(二階建、延坪四百坪)を新築した。

一五四

### 五、第十一回通常總會

昭和十四年九月二日清水市本會事務所に於て第十一回通常總會を開會、第十一年度財産目錄其の他、餘裕金預入先を承認し、借入金最高限度、準備金積立金を事業資金融通を可決し、事務所位置變更に伴ふ定款變更、理事監事の報酬を何れも原案通り可決確定し、監事石野清吉辭任、鈴木新作外三名任期滿了に付選舉を行つて閉會した。

### 六、役員會

開會年月日	用件
昭和十四年八月十八日	第十一年決算等協議
同 年九月二十五日	製茶部倉庫建設等協議
同 年十月二十一日	出資増口其ノ他協議
同 年十一月十五日	價格統制令第三條ニ依ル酒米價格認可申請ニ付全役員ノ同意取得(文書)
同 年十一月二十四日	價格統制令第三條ニ依ル糯米(水稲、陸稻)等外米價格認可申請ニ付全役員ノ同意取得(文書)
同 年十一月二十八日	共同作業場建築其ノ他協議
同 年十二月十九日	東洋醸造株式會社トノ契約更改其ノ他協議
同 十五年一月二十四日	出資拂込其ノ他協議
同 年二月二十六日	木炭統制其ノ他協議

同 年四月十五日	麥類處理等協議
同 年五月二十五日	志太支所事務所及敷地等協議
同 年七月五日	製麥工場及貯藏倉庫建設其ノ他協議

### 七、内外の情勢

平沼内閣は近衛前内閣の方針を踏襲し、時局收拾、東亞新秩序建設に全力を注ぎ、歐洲に對しては「日獨伊防共協定」に則つて進んだ。然るに十四年八月獨逸は突如ソ聯と新通商條約に調印し、次で「獨ソ不可侵條約」を締結したので、平沼内閣は「防共樞軸強化方針を裏切り、帝國外交に重大の影響を及ぼす」との理由で、同月總辭職を決行し、其の理由を聲明したが、其の中に「今回締結の獨ソ不可侵條約に依り、歐洲の天地は複雑怪奇の新情勢を生じたので、別途の政策樹立を必要とするに至り……」と述べてゐる。

是に依り内閣組織の大命は阿部信行大將に降下、八月三十日同内閣は成立した、政策の中核を支那事變處理に置き、自主的外交を以て國際情勢に對處し、軍備充實、産業振興を旨とする旨を發表した。

九月獨逸は波蘭を攻略し、ソ聯も進入、波蘭は兩國に分割さるゝや、英佛は同月對獨戰を宣告し、第二次歐洲戰爭となつた、米國及中南米諸國は中立を宣した。

此の間滿蒙國境のノモンハンに於て日ソ間に戰を交へたが、九月十五日停戰協定が成立した。

阿部内閣は十五年一月總辭職し、米内光政大將が後繼内閣を組織し、同月日米通商航海條約は廢棄され、三月汪精衛氏の國民政府は南京に還都し、阿部前首相は特派大使として派遣された。

歐洲では獨逸が丁抹、諾威、和蘭、白耳義を攻略し、五月佛國を降伏させ、伊太利亦獨逸と共に參戰した。斯

一五五

一五六  
かる戦局の進捗と共に、東洋には佛印、蘭印あり、阿部前内閣の「歐洲紛争不介入」聲明の變更を餘儀無くさるるまでに事態は變轉した。

同年七月畑陸相の辭職に依り米内々閣は總辭職となり、第二次近衛内閣が組織された。

事變以來經濟政策に就ては積極的に對策が講ぜられなかつた爲に、物價、物資共に種々の方面に破綻を生じ、物價の情勢は已まなかつた。平沼内閣に於て「物價統制實施要綱」を決定したが效果無く、阿部内閣は遂に總動員法第十九條を發動し、國內一切の商品價格を十四年九月十八日現在に釘付にし、給料賃金も是に準ずることとした。是が九・一八の停止令である。

國際情勢の急轉に伴ひ、貿易は其の調整に努力したけれども、反對に逐次減退を餘儀無くされ、獨逸の各國進駐以來、貿易は殆んど全面的に後退したから、物資の不足が顯著となるに伴ひ、物價は裏面に於て昂騰を續けた。國民貯蓄獎勵運動は十三年度の目標八十億圓、十四年度百億圓に對して略豫期の成績を收めた。

此間縣下に於ては十四年度の米、茶、蜜柑は豊作であるに加へて、茶は第三國及國域輸出四十餘萬封度に及び、蜜柑も北米、滿洲國輸出が好況だつたから、農村經濟は一般に好良を増した半面には肥料等の物資と勞力とは著しく減少した。

## 八、本會事業概況

事變の進行並に歐洲戰爭の發生に依る經濟界の對策は物動計畫の遂行を強化し、主要物資の全般に對して公定價格の設立、配給割當制の實施を見たが、是を在來の機構に依つて取扱はんとする所に種々の混亂を惹起し、農林生産品の販賣、生活必需品の配給にも多大の困難に逢着した。

新秩序建設に伴ふべき政治經濟の新體制確立の必要上、經濟機構の革新亦緊要を加へ來つたので、本會は其の使命達成に全力を傾注し、物資の適正配給と統制の徹底を圖り、漸次其の目的を達しつゝあるを幸慶とする。

本年度末所屬組合數は三百六十一組合、二千百三十五口、出資拂込額五十五萬五千九百七十一圓十五錢で、前年に比すれば組合數七を減じ、出資口數八百十九口、出資金額十六萬五千七百八十八圓八錢を増加した。

本年度取扱額は購買部に於て金二千三百三十八萬餘圓、販賣部に於て金四千五百九十九萬餘圓、合計六千九百三萬餘圓で、數量、金額共に順調なる進展を示した。是を品種別に見れば左の如し。

### 1. 購買事業

#### 肥料

事變下食糧の重要性を加ふると共に肥料も亦重要性を増加し、政府は本年度最初より肥料配給割當制度の實施並に硫安、過燐酸石灰、石灰窒素、加里鹽等の卸小賣公定價格を決定し、從來放置された化成配合肥料をも極度に抑制し、更に本年春始から統制種目を擴大し、主要有機質肥料なる大豆粕、蠟粕、雜植物油粕等を加へ、配給を切符制とし、消費規正を強化して米麥重點主義に依る作物別施用順位を決定する等、戰時肥料對策は漸く完備に近付いた。

但此の間第二次歐洲戰爭の勃發あり、専ら海外輸入に待つた加里鹽及燐礦石等の輸入杜絶の爲生産減少し、受渡の不圓滑、價格暴騰を來たし、本會の肥料配給は未曾有の困難に遭遇したが、關係機關、所屬組合の協力を得て取扱高六萬九千五百三十二通、價格九百五十五萬五千四百九十五圓に達した。是を種類別にすれば左の如し。

△大豆粕一萬二千百通△魚肥六千二百通△雜植物油粕一萬七百二十通△配合肥料六千七百通△硫安一萬三千九百通△過燐酸一



## 飼料

飼料は昭和十四年度の産米不作等に依り需給逼迫し、食糧と共に飼料政策も再検討の要を加へたので、政府に於ても輸入飼料原穀統制の外製品の配給統制に着手し、十五年春來配合飼料並に麩の道府縣別割當制を施行した。本會は新設の清水飼料株式会社及私設保稅倉庫工場の設立に次で、其の操業に依り製品の配給を爲すに至つたので、消費規正を圖り需給調整に努めた爲に、需給困難なる事情下に在つて、幸に其の業績を加へ、取扱數量二萬八千九百九十一噸、金額四百二十七萬千八百四十二圓を算し、前年に比し數量に於て二割四分、金額に於て六割の増加を示した。

## 雜貨

統制經濟の進展に伴ひ、各業種別の共販會社及商工業組合の設置を見、政府は砂糖配給問題に於て示せる如く依然として商業者偏重の傾向あるを以て、本會の雜貨取扱は非常の困難に當面するに至つたが、飽迄組合の使命遂行に努力し、農業必需資材並に生活必需品の確保と保健の徹底を期し、適正の配給を爲すに努めた結果、取扱高五百十萬圓に上り、前年に比し二割九分の増加を見た。

## 米穀

朝鮮、西日本の旱害の爲價格昂騰と需給不安を招いたので、政府は十四年八月下旬最高販賣價格を決定し、十

一月是を引上げたが、年々七八十萬石の移入を必要とする本縣の如きは、其の確保に努めなければならないから、本會は縣と協力し、數次に互り東北、北陸地方に職員を派して、其の移入に力を盡した。本縣でも十一月末臨時米穀需給對策委員會を設置して需給計畫を樹て、縣管理の下に配給規正を行ふこととなつた。一方購買組合の米穀配給は需要増加せるに反し、縣の規正は昭和十三年の實績を基準とした爲、産業組合一五%商業組合八五%と決定したから、本會は即ち苦難に直面するに至つた。

更に十五年七月より地方米穀需給調整協議會の制度實施を見るや、本會は業者と提携適正配給に努め、金四百三十八萬六千圓の取扱をした。

## 2. 販賣事業

### 米穀

本會は昭和七年以來入札販賣を行つて來たが、國策に鑑み十四年八月を以て廢止し、同月最高價格決定、十一月引上げられたにも拘らず、新穀期に至るも出廻皆無の狀況なので、關係組合等と協力、五萬俵を目標として統制を遂行した。

十二月縣臨時米穀需給對策委員會は應急對策として二十萬石の町村義務出荷の割當を行ひ、本會が一元的に集荷することとなつたから、幾多の困難を排して是を實行し、十五年三月更に縣内保有を目的とする政府米五萬八千石買上に應募し、本會の聯合倉庫各支庫に保管貯藏を完遂した。六月本會内に米穀對策委員會を設け、縣と協力して食糧確保に力を盡した。

## 小麥、大麥

小麥は十四年度増産見込で暴落したが、食糧不安の爲暴騰し、次で九・一八の物價停止あり、十五年一月公定價格設定され、六月省令に依る麥類配給統制規則發布あり、是に従ひ縣令の穀物移出取締規則の實施ある等變化測るべからず、取扱は至難であつたが、縣農會其他關係機關と共に努力し、十四年度産小麥販賣計畫二十八萬俵に對し、三十五萬餘俵を取扱ひ、本縣總販賣數量四十三萬餘俵中の八二%を取扱つた。

大麥は軍部の本縣割當供出量を完納した外一般の統制販賣を行ひ、併せて十一萬三千七百六十六俵の取扱をした。

## 木 炭

事變の進行と共に工業、交通業方面の特殊需要激増に依る需給の破綻は、配給、價格の混亂を來したので、茲に統制を緊急實施の必要を生じ、十四年十一月縣告示を以て縣外移出を禁止し、十二月農林省令を以て木炭配給統制規則の公布あり、更に十五年四月に縣令を以て木炭配給統制規則施行細則の發布あり、本會が一元的集荷を實施して、集荷配給機構は一先整備した。本會は勞銀、運賃の昂騰と、資材、勞力不足に依る生産減少を防止して、配給統制の徹底に努めたけれども、所期の目的を達し得ない憾みがあつた。七月木炭同業組合聯合會と協力して、新規格に依る價格の指定を得、更に縣令を以て家用製炭取締規則の公布を見て、統制網は愈々周密を加へた、此の間に在りて本會の取扱數量六十八萬六千八百五十二俵、金額百十萬九千餘圓を算するを得た。

## 甘 藷

十四年八月農林省令を以て、十一月縣令を以て原料甘藷配給統制規則公布せられ、政府供出の無水酒精並に酒類、澱粉原料の甘藷の集荷配給は本會が是を取扱ふこととなり、縣農會と協力して其の完遂に盡瘁し、政府無水酒精原料生甘藷四十萬六千餘貫、白切干四十八萬六千餘貫、其の他の原料甘藷十六萬二千餘俵を取扱ひ、更に食用生甘藷四十六萬六千餘俵を關西、北海道、滿洲國其他に出した外、食料白切干三千噸、蒸切干一萬二千六百噸を取扱ひ、本縣甘藷の統制を完遂し、取扱數量は前年の二倍餘に達した。

## 鶏 卵

十四年八月より十月迄の取扱量は前年より増加したけれども、十一月以降十五年四月迄は飼料高に依る不引合、飼料配給不圓滑に依る鶏類減少、卵價統制の不徹底等で取扱量は漸次減少を示した。併し四月以來卵價公定價格引上と、飼料配給の改善に依つて稍増加した。本年度の取扱數量は二十六萬六千三百七十七箱に上り、前年に比して六分増となつた。本期末に於て濱名郡養鶏聯を始め、縣下の鶏卵生産團體の鶏卵は悉く本會が取扱ふべき、統制の完備を見たのは特筆すべきである。

## 山 葵

漬物原料山葵は取扱數量四萬八千七百九十七貫、金額五萬二千四百九圓に上り、生産者と製造業者との間に立つて合理的取引をなし、粉末加工山葵は製品販賣數量三千四百五十三貫、金額七萬二千二十一圓に躍進した。

## 椎茸

本年度は生産者代表と、全国各地取扱業者とを以て價格査定委員會を組織し、同會に於て適正なる價格を決定して圓滿なる取引に努めた結果、其の取扱數量三萬六十餘貫に上つた。本縣の生産額七萬貫に比して、其半額以上の取扱を爲した。

## 薬工品

薬工品は唯一の包装材料となつた爲、需要は急激に増加したが、價格の統制に依つて動もすれば需給の不圓滑を來たすので、本會は銳意此の統制に盡力し、軍需及肥料等農業資材配給用を第一として集荷配給し、更に滿洲國に進路を拓き、繩八萬六千餘玉、叭八十三萬一千枚、筵六十四萬二千餘枚を取扱ひ、前年に比して一割の増加を示した。

## 農産加工

資材、販賣統制に伴ひ、各加工場の運営困難は必然的に經營合理化と技術向上を要請するに至り、管内醸詰工場に對し計畫指導をなし、國策に副ひて軍需並に第三國輸出に努めたが、十五年三月十九日英國は輸入許可制を實施したる爲、同國を中心とする歐洲諸國の輸出は皆無となり、米國市場向の少量に止まつて現在に及んだ。

## 製茶

昭和十四年度の製茶は好況で縣下産額一千百六十萬貫、金額三千八百萬圓、前年に比し金額に於ては二倍に上つた。輸出移出共に旺盛で、第三國輸出二千七百萬封度、圓域二千二百萬封度、内地移出六百萬貫であつた。同年八月圓域輸出には質的制限を加へられたが效果無く、却つて下等茶高値の現象を呈した。十五年四月圓域輸出には割當制を布かれ、滿洲は滿洲國生活必需品會社の一元輸入となつたけれども、五月に入つて新茶暴騰の結果、協定價格を設定する等波瀾頗る多かつた中に在つて、本會は努めて堅實の經營をなし、取扱數量四十二萬貫、金額百九十九萬圓の好成績を收めた。第三國輸出三十萬封度、圓域百二十八萬封度、軍部二萬七千貫、全購聯等七萬八千貫、其の他十五萬二千貫と云ふ各方面に販路を開くに成功した。

## 柑橘

十四年は稀な豊作であつたから、本會は日柑聯と共に滿生必會社に對し、蜜柑輸出を計畫中九月二十三日圓域輸出統制令の公布に依りて困難を加へたが、日柑聯と協力して是を打開し、多大の犠牲を拂ひて九十八萬六千四百箱の大量輸出を完了し、本縣蜜柑の對滿輸出に新しい地歩を印した。

北米輸出も日柑聯と共に統制して約十六萬箱を輸出し、全國第一位を占め、内地は北海道に大進出を試み、四千車を統制販賣し、總取扱車數五千餘車、金額六百三十萬圓に上り、他の筍、甘藍、玉葱、梨等を合計して七百萬圓に達する成績を收めた。

## 乾繭

本年度は繭強制檢定實施、見本取引廢止等の變改があつたが、取引數量は乾繭成行取引本繭百八萬五千四百六

十三貫、百二十八萬二千八十九圓、中玉滿二萬三千八百三十六貫、十八萬四千六百七十五圓、乾滿取引一萬四千四百六貫、四十四萬八千五百八圓、合計百十二萬三千七百六貫、千三百一十一萬五千二百七十三圓に上り、昨年と比較し數量十二萬貫、金額五百四十二萬餘圓の増加を示したのは、政府の増産計畫に基き、生産者の自覺と指導者其の他の協力の結果である。

本年度の絲價は十四年八月千三百圓であつたのが漸騰し、晚秋蠶千六百圓となりて騰勢猶歇まず、十五年一月には二千四百圓を唱へ、更に上向傾向なるに鑑みて、政府は是を抑制すべく種々の方策を實施したので、漸次落調となり、同年の春蠶出廻り當時は千五百圓乃至千七百圓と落付いた處、米國の消費量の激減に伴ひ、七・七禁令公布と相待つて下落の度を高め、七月に入つては底値千三百五十圓を維持するに困難となつた、政府はこゝで絲價安定を圖り、此の底値で買上を發令したから、幾分の上向を見るようになつた。

販賣未收金は本期末金三十六萬三千九百九圓を數ふるが、其の後順調に回收しつゝあり。

## 第六章 統制經濟時代 (自第十三年度至第十四年度)

### 第一節 統制經濟時代概括

昭和十五、十六の兩年は我が國の歴史上特筆大書すべき重大な年であつた。即ち十五年九月には日獨伊同盟條約を締結して帝國の嚮ふ所を確定し、十六年十二月八日には米、英兩國に對して宣戰し、何れも大詔を換發あらせられた。是に依つて帝國は獨伊と協力して世界新秩序建設の爲に戦を執つて起ち、米、英を討つて先づ東亞を其の桎梏より脱せしめん事を期し、佛印と共同防衛を約し、泰國と同盟し、宣戰と同時に布哇を奇襲して其の東洋艦隊を覆滅し、次でマライ沖海戦に英の東洋艦隊主力艦二隻を撃沈し、マライ、フキリッピン、蘭印、ビルマを半歳にして攻略し、茲に不敗の體制を確立した。そして一方には英米の援助の下に猶抗戦を繼續せる重慶に對しては毫も膺懲の手を弛めず、南京政府と盟約して善隣の實を擧げた。

獨伊は此の間に和蘭、白耳義、佛蘭西其他を攻略し、戦を轉じてソ聯を電撃し、主都モスクワに迫らんとしたから、戦雲は全世界を掩ひ盡して、海、陸、空の三路に日毎激戦が展開さるゝに至つた。

此の重大時局に順應すべく、政友會其他の政黨は解散し、新たに大政翼賛會が組織され、軍需産業擴充と、食糧増産とに重點を置いて總ての施設を改められた。十七年度の總豫算は二百六十八億圓を數へ、増税も行はれ、公債も増發された。國家總動員法は次ぎ／＼に發動されて、物資は公定價格に依つて配給さるゝことゝなつた。

本會の事業も是に應じて十三年度には新たに清水市に精麥、製粉、製麵工場を建設操業し、製紙原料、原麻の取扱を開始し、榛葉會長の辭任に依り高林會長の就任を見た。十四年度には薪、食鳥、畜牛、桑皮の取扱を開始し、一方青果、甘藷の取扱を中止した。産業用品も、生活用品も統制され、從來の取扱方法は總て一洗され、本會は主として其の集荷に任じたのであるが、其の使命を擔ひて、食糧増産と體位向上とに努力した。十三年度の成績は購買、販賣部合計金七千八百八十六圓、十四年度は同上金八千八百七十二萬圓に達するを得た。

而して本會は時局の重大性と國內經濟諸體制の整備進展に鑑み、こゝに縣信用組合聯合會と合併し、其の力を併せて、國家の命する所に従ひ、懸命の努力を捧げて奉公の誠を致すべきを思ひ、昭和十七年七月十九日、同月三十一日現在を以て合併すると共に、兩聯合會を解散して新たに靜岡縣信用購買販賣利用組合を設置することに決して契約を了し、同年十月一日認可を得て、合併を完了した。

## 第二節 第十三年度（自昭和十五年八月一日） 至同十六年七月三十一日）

### 一、小麥製粉開始

本縣には從來有力なる精粉工場が無かつた爲に、年産三十餘萬俵に及ぶ小麥は、一旦是を縣外に搬出し、製粉後更に縣下に移入してゐたので是を本縣に於て製粉する爲、本會は清水市村松岸壁に日産二百五十バレルの製粉工場を昭和十六年一月建築し、同月十八日より操業を開始した、最初は設備資材不足等の爲、能率は増進しなかつたが、漸次順調となり、同年七月十五日小麥粉等製造配給統制規則を施行せられ、本會は小麥粉製造業者と

して農林大臣の指定を受けた。

### 二、製麵操業開始

前記製粉設備の完了と共に是に關聯して、一貫作業し得る乾麵日産五千五百通の製麵工場を建設し、十五年末より其の操業を開始した。

### 三、精麥操業開始

前記製粉、製麵に關聯して本會は同工場の隣接地に日産晝間四百俵能力を有する精麥工場を建設し、十六年一月より其の操業を開始した。

### 四、本會々長更迭

本會々長理事榎葉忠藏氏は昭和十六年二月會長辭任を申出たので、同月十六日役員會に於て是を承認し、後任の選舉を行った結果理事高林兵衛氏が當選就任した。榎葉前會長は本會創立以來重任實に十二年、其の功勞は洵に顯著なるものがあつた。

### 五、製紙原料及原麻取扱

製紙原料たる三椏、楮、雁皮は日本原麻株式會社をして集荷配給せしむることとなり、其の集荷を本會が指定され、更に織物原料の原麻亦同會社が統制を指定され、原則として産業組合が集荷することとなつたので、町村

産業組合を指導して集荷に力を盡した。

### 六、第十二回通常總會

昭和十五年九月二日清水市本會事務所に於て第十二回通常總會を開會。第十二年度財産目録其の他、餘裕金額預入先を何れも承認し、借入金最高限度を原案通り可決し、準備金、積立金を事業資金に融通を可決し、定款中「剩餘金ヨリ特別積立金、別途積立金、役員退職給與積立金ヲ積立ツコトヲ得」と改正外數件を原案通り可決し、加工、利用事業開始、所屬組合取扱品協定價格、理事、監事の報酬支給を何れも原案通り可決確定して閉會した。

### 七、役員會

開會年月日	用件
昭和十五年八月八日	第十二年度決算等協議
同 年八月二十日	同上
同 年十月十六日	濱松支所土地建物變更協議
同 年十二月九日	管理米取扱等協議
同 十六年一月二十二日	米配給其ノ他協議
同 年二月十六日	榨菜會長辭任ニ關シ協議
同 年二月二十二日	柑桶部別途經理解消等協議
同 年三月十三日	村松工場事務所食堂等建築其ノ他協議
同 年六月八日	新年度事業方針等協議

同 年七月九日 岳麓製粉株式會社等協議

### 八、建築委員會

開會年月日	用件
昭和十六年三月二十日	村松工場事務所食堂等建築請負契約等協議
同 年五月十六日	同上経過報告及現場監視
同 年七月五日	同上竣工検査

### 九、内外の情勢

近衛内閣は重大時局に即應すべき新政治體制確立を企圖し、昭和十五年八月政友、民政其の他の政黨は次々に解散し、九月大政翼賛會の組織が成つた。

米英の我に對する壓迫愈々露骨となり、ソ聯亦親善を缺くものがあつたが、同年九月二十七日劃期的條約なる日獨伊三國同盟が調印され、是に關する大詔の渙發あり、是に依つて帝國の嚮ふ所を明示せられた。即ち英米依存を完全に一擲し、樞軸國と共に新秩序建設に邁進することゝなつた。

十五年十一月阿部大使と汪精衛氏との交渉に依り日華基本條約の締結を見、十六年六月汪主席の來朝があり、國民政府に三億圓の借款を供與した。

同年十二月日泰兩國間に友好親條約調印され、同國は同年十一月以來失地恢復を目指して佛印と戰闘を開始したので、我國は是を調停し、十六年三月調停條約に調印し、泰國の失地は概ね恢復された。

事變以來惡化の一路を辿つた對米關係は、三國同盟成立以來急激に惡化の度を進め、米國は一方には援蔣、援

英を強化し、一方には濠洲、蘭印、マライ、ビルマを連ねて對日包圍態勢を採り、十六年七月帝國が佛印と共同防衛協約成立するや、日本、支那の在米資産凍結を命令し、英國、カナダ、蘭印亦之に倣ひ、英國は日英通商航海條約、日印、日緬兩通商條約を廢棄した。されば十四年以來交渉繼續の蘭印に關する日蘭會商も十六年六月遂に決裂したのは蓋し當然であつた。

バルカン諸國は順次樞軸國の同盟に参加し、松岡外相は十六年三月渡歐、獨伊の盟主と會談し、ソ聯と日ソ中立條約を締結歸朝した。

然るにソ聯は此の間切りにバルカン諸國に侵略の手を伸ばした爲、十六年六月獨逸は遂にソ聯と開戦し、ソ聯のウクライナ地方に進撃し、佛、丁抹其の他の諸國も對ソ宣戰を布告して獨逸に協力したのに對し、英米は自己防衛上兩國を永く戦はしめんと欲し、本質的に相容れざる共產主義のソ聯に對し、武器其の他を援助した。

斯かる國際情勢に伴つて、我が經濟界も米英依存を一擲し、輸出入に依らずして國防國家建設を目指し、自主的戰時經濟體制の確立を急とするに至つた。

是に對應して議會の協賛を得た十六年度總豫算は百三十八億圓、其の半を軍事費とし、公債發行豫定額八十五億圓に上り、時局産業擴充と國民生活安定とを重點として施設を行ひ、國債消化、貯蓄獎勵、低物價堅持の爲に凡ゆる努力を拂ふに及んで、我が國の政治、經濟、産業等は皆急激なる改善を行ひ、國家の相貌は一變した。

本縣としては米穀の生産不足分の移入に食糧確保に努力し、製茶、蜜柑の第三國輸出杜絶に伴ふ販路の變更、繭絲の價格調節等の問題があり、農業は重點を食糧増産に置いて、肥料等の配給が行はるゝに至つた。

## 一〇、本會事業概況

時局の重大を加ふると共に、經濟新體制の確立は必然的に、生産増加と消費規正とを中核として、貯蓄獎勵、生活切下を獎勵するに至り、生産、生活必需品も殆んど配給制度を實施さるゝに及んで、本會は此の新經濟機構の一環として本來の使命に鑑み、食糧増進と農民の體位向上を目標として邁進したが、猶其の徹底を缺いて幾多の困難と戦はざるを得なかつたけれども、幸に關係機關の協力を得て、是を克服するを得た。成績は購買部金二千五十九萬九千六百十圓、販賣部金五千八百二十六萬七百六十三圓、合計金七千八百八十六萬四千七百七十六圓に達した。

事業各部の概況左の如し。

### 1. 購買事業

#### 肥料

肥料割當制度も實施第二年に入つて漸く其の圓滑を加へたけれども、供給は愈々逼迫し、海外に依存した加里鹽、過燐酸石灰の外、農家の要望多き大豆粕、鱈ノ粕の數量は激減した關係より、從來の施肥の方法を根本的に變改しなければならなくなつた。本會は此の間に處して適期に適正の配給を劃行し、主要食糧重點主義に依る消費規正の徹底並に町村配給組織の整備指導等に盡力し、肥料配給を通じて戰時農産増加に努めた。本年度取扱數量は五萬九千二百二十七噸に及び、豫期以上の成績を収むるを得た。

#### 飼料

飼料は食糧と多大の關係を有する爲統制は愈々強化された。即ち昭和十五年九月の配給統制に係る米糠油粕の

生産縣還元割當制實施を始め、雜飼料等の全面價格公定、雜穀飼料代用原料として椰子油粕の使用、縣産粕糠類飼料の配給統制を施行さるゝ等、其の供給は困難を加へた。

殊に配合飼料の原料、製造、配給等の一貫統制の爲に十六年五月飼料販賣取締規則改正せられ、是と相待つて従來の配合飼料共販會社は飼料製造會社に改組され、同時に一般保稅工場は新會社の委託製造をすることゝなつた。そして其の製品の配給は飼料配給株式會社に依つて行はれ、全購聯の製造配給と共に、汎保稅工場製造飼料の内容は政府の指定配合割合に據ることゝなり、原料計畫の調製を完備するに至つた。此の間本會は縣内飼料需給調整の爲、清水飼料工場の製造能率増進、縣内飼料資源の確保と供給増加を圖り、年額二萬九千二十八噸を取扱つた。

本年度は上述の如き困難を排除して進み、十六年春の育雛等も略豫定の如く遂行するを得たけれども、六月以降の國際情勢の緊迫は飼料對策の愈々強化を加ふる一方、農業經營上不可欠の畜産の増加は、軍需と、國民保健上に多大の關係があるを以て、飼料の確保も必要を増すから本會の使命は更に重大なることを覺悟しなければならぬ。

### 農業用資材

農業用資材其の他の利用の爲、農村の經營生活の共同化を圖り、部落農事實行組合を單位として、農器具の共同利用、農業に依る共同防除、田植等の共同作業、營養食の共同炊事、共同托兒所の設置に協力し、其の實施に對應した資材配給に力を盡して、農村勞力の不足を補ふに努めた。

猶織維資源確保上、野生苧麻の採集に當り、縣の支援を得、國民學校生徒の勞力に依つて是を實施した。

### 米 穀

主要食糧確保上米穀の増産と消費規正、配給機構整備は着々行はれて、需給上大變革を見るに至つた。即ち十五年八月十日米穀縣内移動取締規則を公布施行せられ、同月二十日農林省令の公布あり、九月十日より臨時米穀配給統制規則施行さるゝや、十月十九日是に伴ふ本縣の施行細則が公布施行された。

是に據り米穀配給機構も集荷は産業組合、配給は商業組合を以てすることゝなつた爲、町村産業組合は従來の系統配給を横斷され、町村長の指示に依る比率に應じて地域内配給を擔當することゝなつた。然るに本會は右米穀配給統制規則施行前の十五年十月迄は縣下購買米の約一五%の配給を擔當したのを、同規則施行後は配給を停止されたのは、遺憾の極であつた。従つて本會施設の日産五百俵の精米工場も操短休轉の已む無きに至り、僅に一部軍用米穀の搗精加工をしたに過ぎなかつたが、本縣食糧協會の設立を見たので、是が是正を行ひ、配給制度の革新解決を期待してゐる。

## 2. 販賣事業

### 米 穀

政府は戰時食糧確保と需給の適正を期すべく、十五年十一月一日より米穀管理規則を施行したので、本會は系統農會の管理米割當と呼應し、縣下産業組合と協力し、本縣の米穀需給事情に鑑みて管理米倉庫を備へ、産業組合が一元的に全額假拂を以て集荷に全力を傾注したから、百十數萬俵の集荷を得て、豫期以上の成績を收め、圓滑な配給を爲して其の任務を完遂したのは欣快であつた。其の運営上猶改善すべきものもあるも、國家の要請に即



應邁進すべきである。

一七四

#### 小麥、大麥

小麥の出廻り期に臨み麥類配給統制規則、小麥配給統制規則を、續いて小麥粉等配給統制規則を公布され、國家の統制の下に集荷、販賣、配給を全面的に改變された。集荷に就ては從來其の八〇%以上の自主的統制販賣機能をも有してゐた本會は、町村組合と共に販賣麥類の集荷機關として鋭意努力して任務を完遂し得た。

配給に關しては原料、製品とも米穀同様所定の配給、消費團體を経由した爲に、系統的操作の意の如くならなかつたのは蓋し已むを得ざる次第であつた。十六年六月に至つて麥類の規則更改され、其の統制を一層強化されたので、本會に於ても是に應じ、産業組合麥類加工協會を設立した。

#### 製粉、製麵、精麥

米麥に亞ぐ主要食糧たる小麥粉及飼料穀製造の爲本會は清水市村松に製粉工場を建築し、次では原料として一貫的に作業し得る製麵工場を建設し、前者は十六年一月より、後者は十五年十二月より操業を開始し、小麥粉製造は十六年七月農林大臣指定の小麥粉製造業者となり、優良製品を配給して縣内消費者の期待に副ふに努め、製麵も縣内に配給し、軍需に供出した。

更に十六年一月より精麥工場を建設操業し、適時供出に應じ、軍用麥の搗精にも應じた。

#### 木炭

木炭は資材、勞銀共に騰貴の爲増産に困難であつたが、十五年八月規格の單純化と價格の大巾引上に依つて稍緩和されたものゝ、猶増産は決して安易ならざるものがあつた。十月縣令を以て木炭配給統制規則施行細則を改正され、統制は一段と強化された。本會は是に應じて集荷配給に努力したので、取扱數量は躍進し、前年度數量六十八萬俵に對し、本年度は二百三十六萬餘俵と云へる約四倍の増加を示し、冬季の配給の憂慮を拂拭し、縣下木炭配給上多大の寄與を爲すを得た。

猶本縣木炭の需給は其の生産が東部伊豆地方に多く、西部消費地に少かつた爲に、輸送が圓滑を缺いたので、本會は伊豆方面より政府に供出し、西部は其の拂下を受けて輸送の不十分を補ひ、消費を充足した。

猶瓦斯用木炭の増産及配給統制の強化を要請せられ、十六年六月十五日瓦斯用木炭配給統制規則の公布あり、集荷は産業組合が擔當し、配給も統制機關の代行者として本會が其の任に當つた。斯くして本年度の木炭統制は漸く其の緒に就き、消費者の不安を一掃するを得た。

#### 椎茸

本年度の生産は氣候其の他の關係で意外の不作に加へて、十六年二月二十日公定價格の改正指定ありて、取扱上幾多の困難を生じたが、産地の組合と協力し、全購聯及全國取扱業者と聯絡を執り、公正な取扱に努めた結果、生産數量の半額に近き取扱數量に達した。

#### 鶏卵

多年の懸案であつた、縣下全生産團體の鶏卵を本會が一元的に統制するを得るに至つた。そして一方昭和十五年十月二十五日鶏卵配給統制規則發布され、本縣は生産縣に指定され、本會亦十一月十四日鶏卵移出團體に指定

一七五

され、爾來縣外移出數量の九二%を取扱つた。更に十六年六月二十八日縣令を以て本縣鶏卵配給統制規程の公示あり、全生産は産業組合より本會を通じて取扱ふこととなり、猶本縣鶏卵卸商業組合との協定に依り、縣外移出も本會の一元出荷となつたが、飼料不足に依る養鶏數の減少、駄鶏淘汰の不徹底、老鶏増加等の爲生産が減少した結果、本會取扱數量は略前年と同様であつた。

### 甘 藷

甘藷に對しては昭和十五年七月農林省令青果配給統制規則公布され、次で同十月縣令を以て同施行細則の發布あり、本會は其の出荷團體に指定され、食料甘藷の統制出荷に努力し、猶政府供出の無水酒精及酒精澱粉原料甘藷に縣農會と協力し、供出を完遂した。其の取扱數量は食料甘藷三十一萬三千七十二俵で、主として配給指定地域たる關西地方に出荷し、供出無水酒精原料甘藷は生百五十七萬三千五百七十二貫、白切干七十一萬八千五百五十二貫、酒精澱粉原料甘藷は十四萬五千五百二十三俵に上つた。

### 薬 工 品

軍用並肥料用の包装材料として需要の愈々増加せるに鑑み、本年度に日本薬工品配給株式會社を設立せしめて、需給の調整を図ることとなつたので、本會は系統機關を經由して是に参加し、以は略前年同量、繩は前年の一割五分増、筵は同一割三分増の取扱をした。

### 製紙原料

製紙原料たる三椏、楮、雁皮の供給を確保し、配給を適正にする爲、内外産製紙原料を統制し、日本原麻株式會社をして一元的に集荷配給せしむることとなり、十六年一月十四日三椏、楮等統制規則發布され、本會が其の集荷を指定されたので、各生産地の町村産業組合と協力して、相當數量の集荷を完了した。

### 原 麻

麻織物等の原料たる原麻の増産を奨励し、内外産原麻を集荷し、軍、民需に配給せしむる爲、十五年六月十日農林省令に依りて苧麻大麻等統制規則を發布され、同月十五日統制機關として日本原麻株式會社を指定して、集荷を開始した。地方集荷は原則として産業組合に當らしむることとなつたので、本會は縣の指示に基き、農會の協力を得て苧麻の集荷をした。同年九月二十八日黄麻、マオラン等を追加統制されたので、日本黄麻栽培同業者並農會等と協調集荷に努めた。

### 製 茶

昭和十五年度の本縣製茶生産額は千百五十九萬貫に上つた。市場は一番茶は高値だったが、二番茶の半より對外情勢の悪化、滿洲生活必需品會社との交渉決裂等の悪材料に依つて下落した。同年九月日本茶輸出組合設立されて統制を強化し、十月中旬に至り滿生必會社との交渉進捗し、十二月商談成立を見るに至つて、市價も亦上向傾向となつた。同年度は内地移出著増に反し、第三國輸出は著減し、圓域輸出も前年の半量にも及ばなかつた。斯う云ふ狀勢裡に在つて、十六年の新茶期を迎へたが、一番茶は昂騰し、協定價格を突破するに至つたので、遂に取締當局の發動を見た、是等に原因して歩引撤廢、茶業隣組制度、製茶査定所開設等、茶業も新體制に向つ

て一步を前進した。

併し國際事情は愈々悪化し、獨ソ開戦、英米の資産凍結等に依つて、二番茶以降相場は暴落した。本會は全購聯配給を主として内地各地に配給し、圓域輸出は滿生必會社と提携し、三國輸出は十六年四月ハキム商會と特約し、専ら堅實に經營し、四十餘萬貫を取扱つた。

### 柑 橘

昭和十五年七月發布の青果配給統制規則に依り、本會は柑橘出荷團體に指定され、縣指示の地域別、時期別の出荷計畫數量を完遂する爲、關係組合と協力し、大體計畫通りの出荷を完うした。斯くて本年は不作であつたにも拘らず、約七千車を統制出荷し、縣外移出數量の約六〇%を取扱ひ、豊作であつた前年の五千車に比して著しき躍進を示し、取扱金額も筍、玉葱其の他を合して約一千五百萬圓に上り、前年に對し約八百萬圓、二倍以上の増加を見た。

### 乾 繭

十五年秋蠶期の絲價原配は冴えず、絲價安定施設法の發動に依り、政府買上の千三百五十圓を辛くも維持したけれども、猶不引立の状態であつたから、政府は晚秋蠶繭は國策掛目の乾繭六七・五掛を目標として是が確保を決定したので、本會も是に順應し、各生産團體と協力して乾繭保管を爲すに決し、九月下旬より出荷繭全部の乾繭保管を開始し、生數量三十五萬三千餘貫の保管を了した。絲價は其の後昂騰の氣配無く越年した。

十六年二月中旬七・七禁止令の緩和を契機として内需旺盛となり、三月に入りて愈々市況の好轉を見たので、

本會は順次保管繭の販賣斡旋に努め、同月中に全保管繭の處理を完了して、所期以上の成果を收めた。  
政府は蠶絲業統制法を制定し、是に伴ふ統制會社の設立を見、十六年春繭より統制會社が産繭配給を爲すに當り、本會は其の業務を代行して、順調圓滿に配給を遂行した。

## 第三節 第十四年度 (自昭和十六年八月一日 至同十七年七月三十一日)

### 一、本會縣信聯合併

本會は保證責任靜岡縣信用組合聯合會と合併し、新たに保證責任靜岡縣信用販賣購買利用組合聯合會を設立すべく、昭和十七年七月十九日其の合併契約を完了し同月二十八日臨時總會に於て議決した。蓋し時局の重大を加ふると共に團體の統合を必要とするが故に、此の兩聯合會も其の力を併せ國策に副ひて進み、以て國家に寄與せんとする爲である。契約書等次の如し。

#### 合併契約書

保證責任靜岡縣信用組合聯合會(以下甲ト稱ス)及保證責任靜岡縣購買販賣利用組合聯合會(以下乙ト稱ス)ハ合併シ新ニ保證責任靜岡縣信用販賣購買利用組合聯合會(以下丙ト稱ス)ヲ設立スルニ付契約ヲ締結スルコト左ノ如シ

一、甲及乙ハ合併シテ丙ヲ設立シ甲乙ハ解散スルモノトス

二、甲及乙ノ資産、負債其ノ他一切ノ權利義務ハ丙ニ於テ其ノ儘繼承スルモノトス

三、丙ノ出資一口ノ金額及出資一口ニ對スル保證金額ハ各金五百圓トシ甲乙各出資一口ヲ以テ丙ノ出資一口ニ充ツルモノトス

- 四、甲乙各所屬組合又ハ所屬聯合會ノ持分ハ甲及乙ニ有セシ持分ニ應ズルモノトシ爾後ハ丙ノ定款ノ定ムル所ニ依ルモノトス
- 五、甲及乙ハ昭和十七年七月三十一日現在ノ財産目錄、貸借對照表ニヨリ合併スルモノトス
- 六、昭和十七年八月一日ヨリ合併期日ニ至ル迄ノ間甲及乙ハ善長ナル管理者ノ注意ヲ以テ經理ヲ爲シ其ノ期間ニ於ケル甲及乙ノ利益又ハ損失ハ各明確ニ計算シ丙ノ利益又ハ損失ニ組入ルルモノトス
- 七、甲及乙ノ合併ノ期日ハ昭和十七年十月一日トス但シ同日迄ニ認可ナカリシ時ハ認可ノ日ヲ以テ合併期日トス
- 八、丙ノ主たる事務所ハ之ヲ静岡市ニ置クモノトス
- 九、丙ノ事業年度ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ルモノト變更スルモノトス
- 一〇、産業組合法第六十三條ノ二ニ基キ甲及乙ガ總會ニ於テ選任スベキ者ノ員數ハ各六名トス
- 一一、合併當時ニ於ケル甲及乙ノ職員ハ全部之ヲ丙ノ職員トシテ新規採用スルモノトス
- 一二、前各號以外ノ事項ニシテ合併ニ必要ナル事項ハ甲及乙ニ於テ兩者協議シ監督官廳ト打合ノ上處理スルモノトス
- 一三、甲及乙ハ總會ニ於テ本契約ノ承認ヲ受クルモノトス
- 甲又ハ乙ノ總會ニ於テ本契約ヲ承認セザルトキハ本契約ハ效力ヲ失フモノトス
- 本契約ハ三通ヲ作成シ甲及乙ハ各壹通ヲ保有シ壹通ハ合併認可申請書ニ添付スルモノトス
- 昭和十七年七月十九日

合併要綱

- 甲 静岡市江川町參拾五番地  
保證責任静岡縣信用組合聯合會  
會長理事 森 田 豐 壽
- 乙 清水市日之出町壹丁目參拾壹番地ノ壹  
保證責任静岡縣購買販賣利用組合聯合會  
會長理事 高 林 兵 衛

- 一、保證責任静岡縣信用組合聯合會、保證責任静岡縣購買販賣利用組合聯合會ハ合併シテ新ニ保證責任静岡縣信用販賣購買利用組合聯合會ヲ設立スルト共ニ産業組合法中央會静岡縣支會及産業組合法支部會ハ之ト實質的統合ヲナスコト
- 二、兩聯合會ノ資産、負債、其ノ他一切ノ權利義務ハ新聯合會ニ繼承スルコト
- 三、新聯合會ノ目的ハ大體ニ於テ兩聯合會及支會ノ目的ヲ踏襲スルコト
- 四、新聯合會ノ主たる事務所ハ静岡市ニ置キ從タル事務所ハ縣下概要ノ地ニ置クコト
- 五、新聯合會ノ出資一口ノ金額ハ金五百圓トスルコト  
信聯ハ出資一口ノ金額ヲ合併以前ニ金五百圓ニ増額スルコト  
新聯合會ノ出資一口ノ金額ハ兩聯合會ノ出資一口ノ金額ヲ以テ之ニ充ツルコト
- 六、新聯合會ノ保證金額ハ出資一口ノ金額ト同額トスルコト
- 七、新聯合會ノ事業年度ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル
- 八、新聯合會ノ財産ニ對スル所屬組合又ハ所屬聯合會ノ持分ハ合併前兩聯合會ニ有セシ持分ニ應ズルモノトシ爾後ハ新聯合會ノ定款ノ定ムル所ニ依ルモノトス
- 九、産業組合法第六十三條ノ二ニ基キ兩聯合會ガ總會ノ決議ニ依リ選任スベキ者ノ數ハ各六名トスルコト
- 一〇、新聯合會ハ昭和十七年七月三十一日現在ノ財産目錄、貸借對照表ヲ以テ合併ノ基準トスルコト
- 一一、合併當時ノ兩聯合會及支會部會ノ職員ハ全部之ヲ新聯合會ノ職員トシテ新規採用スルコト
- 一二、昭和十七年八月一日ヨリ合併期日ニ至ル迄ノ期間ニ於ケル兩聯合會ノ利益又ハ損失ハ各明確ニ計算シ新聯合會ノ利益又ハ損失ニ組入ルルコト

二、薪、食鳥、畜牛、桑皮取扱

本年度より薪配給統制規則に依り本會が其の集荷を擔當し、産業組合經營場罐詰工場の整理統合を爲し、新たに罐詰加工部を設けて事業運営に従つた。食鳥も食肉配給統制規則に依つて縣指定集荷機關たる縣養鶏組合聯合會の實務を取扱ひ、有畜農業普及の方針に従ひ、畜牛の取扱を開始し、桑皮配給統制規則に依り、本會及養蠶業

組合が増加運動を爲し、其の採集に當つた。

### 三、青果、諸類取扱中止

青果物配給統制規則、諸類配給統制規則の發布に依り、特殊品目以外の一般青果、諸類の本會取扱は中止した。

### 四、總會

#### 1. 第十三回通常總會

昭和十六年九月二日清水市本會事務所にて第十三回通常總會を開會、第十三年度財産目録其の他、餘裕金預入先を承認し、借入金最高限度、準備金及各種積立金を事業資金に融通の件を可決確定し、次に定款變更は従たる事務所變更、出資一口金三百圓を金五百圓に變更、剩餘金處分規定變更を可決し、縣產業組合取扱物品價格協定委員改選は議長一任に決し、理事及監事報酬支給を可決確定し、理事及監事の改選は議長指名の詮衡委員十三名が詮衡し、理事森田豐壽外十名、監事鈴木孫作外四名詮衡委員長の報告通り可決し前會長榛葉忠藏氏を顧問に推薦及同氏に退職慰勞金贈呈を原案通り可決確定して閉會した。

#### 2. 臨時總會

昭和十七年七月二十八日静岡市縣信用組合聯合會にて臨時總會を開會、本會は保證責任静岡縣信用組合聯合

會と合併し、新たに保證責任静岡縣信用販賣購買利用組合聯合會を設立する件を可決確定し、次の合併契約書を原案通り承認し、產業組合法第六十三條ノ二に依る新聯合會定款作成其の他設立に關する行爲を爲すものを選任し、理事高林兵衛、同望月儀一、同伊藤運司、同山口忠五郎、同岩間芳雄、同細川幸一六氏を選任し、役員慰勞金支出及其の金額は會長一任の件を原案通り可決確定して閉會した。

### 五、役員會

開會年月日	用件
昭和十六年八月二日	第十三年度決算等
同 年八月十六日	同上
同 年九月九日	第十四年度事業方針等
同 年十月十三日	出資金拂込徴收等
同 年十月十三日	志太支所倉庫新築其ノ他
同 年十二月十日	第十四年度上半期監査等
同 十七年一月二十一日	統制會社參加其ノ他
同 年三月二日	製茶集荷統制等
同 年四月六日	乾燥野菜設備等
同 年五月十五日	貯藏倉庫建設其ノ他
同 年六月二十二日	信聯購聯合併其ノ他
同 年七月十八日	

### 六、内外の情勢

昭和十六年は實に有史以來の重大なる年であつた。即ち同年十二月八日畏くも米英兩國に對して宣戰の大詔を  
 渙發せられ、國運を賭して此の世界の二強國と戰ふことゝなつた。

宣戰と共に我が海軍は布哇を急襲して其の東洋艦隊の大半を撃沈し、翌九日マライ沖海戦に於て英國東洋艦隊  
 の主力たる二戦艦を轟沈し、グアム、ウエーキ兩島を攻略し、更に十二月二十五日香港を陥れ、爾來約半歲にし  
 てマライ、新嘉坡、比律賓、ビルマ、ジャワ、スマトラ等の蘭印諸島を悉く占領し、其の間英米蘭濠の艦船を撃  
 沈し、飛行機を撃墜すること無數、十七年六月には北アリューシャン列島に進出して、キスカ、アッツ島を攻略  
 し、戦線は南北一萬二千哩の遠きに及んだ。

斯かる雄渾なる作戦中にも猶重慶撃滅の手を弛めず、長沙、浙贛等の作戦を敢行し、ビルマルートを遮断して  
 活躍し、南京政府の協力を得て其の潰滅を期しつゝある。

帝國が米英に宣戰するや、同盟に依つて獨伊亦對米宣戰し、十二月十一日單獨不講和其の他の新協定に調印し  
 て戰爭目的完遂に邁進した。

獨ソ戦は進捗し、穀倉ウクライナを奪ひ、モスクワ、スターリングラードに迫つたが冬季に入りて占領を果た  
 さなかつた、米英の援ソは愈々力を加へた。

大東亞戰爭と共に十七年度の我が豫算の増大は當然の結果である。即ち一般及臨時軍事費合計二百六十八億三  
 千七百餘萬圓、純計二百四十三億千餘萬圓に上り、其の増加補填と購買力吸収の爲に増税したが、それでも公  
 債六割四分で、大部分は依然公債に依つた。國民の貯蓄目標は二百三十億圓で、内譯は戦費百七十億圓、生産擴  
 充費六十億圓である。

國內の有らゆる物資に對する統制は當然強化せられ、國家總動員法も多角的に發動され、重要産業團體令に基

く統制會は鐵、銅、石炭と次に指定され、食糧に關しては十六年度の米作目標七千百萬石に對し、實收五千五  
 百萬石に過ぎなかつた關係もあつて、食糧管理令が布かれ、食糧營團が設けられ、食糧の配給は割當制度となり、  
 國防資材を整備し、國民生活を安定し、悪性インフレを防止する總ての措置が執られて、一億國民を擧げて決戦  
 體制に進んだ。

縣下に在つても氣候不順の爲米は稀なる不作であつたが、製茶、蜜柑等の農産物は價格が相當だつたから、農  
 家の勞苦は酬いられた。勞力、肥料其の他の減少は増産を著しく困難ならしめたが、國家の安危に鑑み、總てを  
 克服して邁進すべく決意を新たにした。

## 七、本會事業概況

對米交渉の困難を加ふると共に、國內體制は次第に戰時に移行して行つたが、十二月八日の對米英宣戰が有ら  
 ゆる雲霧を排して天日を仰いだ如く、國論は忽ち一途に向ひ、米英撃滅に總力を注ぐ決意は成り、續いてハワイ、  
 マライ沖海戦の偉大な戰果に感激し、舉國一致戰爭目的完遂の爲に邁進することゝなつた。

是と共に經濟、産業、金融の總ての部門を擧げて決戦體制に突入した。農業方面は生産統制令を制定され、食  
 糧管理法を發布され、各方面に劃期的の統制を強化されたが、農業團體の統合は遂に成立しなかつた。生産勞力  
 と食糧の確保は戰爭完遂の基本要件であるに對して、團體を統合して農業統制を強化することの急務なるに鑑み  
 て遺憾に堪へない。

此の統制強化の下に在りて、本會の事業は概ね順調なる成績を收め得たが、斯かる大轉換期に直面して各部共  
 に何れも相當の困難に逢着し、多大の苦心と犠牲とを拂つた。そして其の困難は農業團體の統合されないのに原

因するもの多きに見て、農業國策の確立を要望すること切なるものがある。同年度は購買部金千二百六十九萬九千四百七十七圓、販賣部金七千六百八十一圓、合計八千八百七十二萬六千五百五十八圓の多きを算した。本年度内に本會と信用組合聯合會との合併が成つて、本縣產業組合も漸く決戦體制に入つたのである。願れば本會が農業恐慌の眞只中に誕生して以來十三年、自由經濟時代の荒波の中に農村經濟の發展に寄與し、支那事變以來統制經濟に移行變轉に對應し、縣下產業組合と共に國策に順應して、國家の要請に應ふる所尠くなかつた。今や大東亞戰爭に入り、國家の統制の下に農村の中樞機關として食糧増産、人口増強に全力を傾注し、產業組合に負荷された使命に奮進して、戦ひ抜き勝ち抜く皇國に寄與せんとするものである。

### 1. 購買事業

#### 肥料

肥料統制も漸く軌道に乗り、割當數量は若干の減少を見られたけれども、一部のものを除く外は配給も概ね圓滑となり、殊に大東亞戰爭に入つてより影響を蒙ることが増加すべきを憂慮されたが、幸に比較的順調に經過するを得た。只輸送關係から上半期には大豆粕其他一部の肥料の配給遅延を見たるも、下半期には大量入荷あり、最大需要期に大部分の配給を終つたのは食糧増産上慶賀すべきであつた。前年十一月麥肥料の供給狀況に鑑み、縣及縣農會の指導に基き、肥料石灰の割當を實施して増産に寄與し得たるを喜ぶ。

#### 飼料

本年度當初は事變の進捗にも拘らず、前年以上の數量を配給し得たが、大東亞戰爭發生と共に、南方の原穀に

依存した飼料は船舶其の他の事情に依つて大なる影響を蒙つた。其の後滿洲原穀の出廻り期に、其の供給を確保し、重點的配給を實施し、大家畜飼料には從來以上の配給を爲し得たけれども、養鶏用は相當の減少を餘儀無くされた、併し是は一方に鶏卵の供出に關係を有するので、其の生産に影響を及ぼさないやうに努力した。

けれども後半期に入るや、大東亞共榮圈を通ずる食糧事情の關係より、滿洲、南方共に輸入困難となり、頗る難局に直面した。されば南方の供給に待つもの多きも、決戦體制上飼料も是を自給自足に待たなければならず、畜産は確保より増殖に向はなければならぬ爲に、飼料の確保と配當の適正とを圖ることが直面的問題なので、本會は不斷の努力を是に支拂つて進んだ。

#### 生産資材

食糧の増産確保上農藥、農器具等の重要に鑑み、各關係團體と聯絡して配當等に萬全を期し、特に農林省より特定分離された浮塵子用石油竝に農藥劑等は主要食糧生産計畫に基き、縣の防除方針に依つて配給した。猶其の配給減少を考慮し、消費の適正を圖るべき指導の爲、農藥劑講習會を開き、町村組合の取扱實務者の藥劑知識の向上を圖り、使用法の規正に關し遺憾無からしめた。更に農業生産統制令の發布せらるゝや、農器具配給に就ては該法令に準據し、農事實行組合を基礎とする諸計畫に即應して、其の共同化の指導に努めて成績を收めた。

#### 厚生資材

健民運動が重要時局下の國策として提唱さるゝや、本會は率先是に協力し、各關係機關と聯絡し、榮養食糧及保健資材の配給に全力を注ぎ、更に共同炊事に對しては實地指導と必需資材配給とに萬全を期して是を奨勵し、

十七年春の開約四百部落に及んだ。纖維資源の需給状況に鑑み、野生苧麻採集運動を提唱し、縣竝に縣下國民學校の協力の下に實施し、是を供出すると共に、既に一萬餘着の學童服を還元配給し、衣料自給に聊か貢獻した。十七年一月二十日纖維製品配給消費統制規則の公布さるるや、本會は其の取扱團體たる指定を受け、所屬組合在庫品調査は政府及縣當局の指導方針に即應して、指導を徹底させて、同規則施行の圓滑に寄與した。

## 米 穀

前年度制定の配給制度に依り、町村組合は町村の指示の末端配給を分擔し、卸小賣商業組合を通じて購買組合員に配給したが、變つた機構を經由する爲に幾多の不合理な問題が續出して、其の解決に苦んだ。本會も亦本縣の規則に制せられて購買事業は、全く是を封ぜられ、精米設備の運営も極めて不良にして本年度を終了したことは頗る遺憾であつた。併し食糧管理法も制定せられ、食糧營團の設立も近づいたのであるから、農村産業組合の有する機能を營團に取入れて活用せられんことを期待する。

## 2. 販賣事業

### 米 穀

昭和十六年の米作は水害、冷害及蟲害の爲に、官民の協力も功無く、十數年來の不作を示し、本縣も平作の二割減となつたことは甚だ遺憾であつた。

其の集荷供出に關しては、本年度改正の管理米全量買上の規則に従ひ、昨年度の經驗に鑑み、政府、縣當局及關係團體と聯携し、資金及千八百餘棟の倉庫を整備して、極力集荷供出に努力し、保管管理に任じたが、概ね順

調に終始するを得た。猶十六年十一月六日公布の米穀生産獎勵金交付規則は、米價是正と管理米政府買上施設改善に效果多く、規則運用及交付金取扱は産業組合に擔當させられたので、組合は縣下買上米の總てに對し迅速に手續を完了して生産者に交付を終つた。

### 麥 類

麥類も天候不良の爲減收であつた。其の集荷配給並に加工等に關しては、昨年六月規則を改正され、是が強化を見たけれども、集荷供出に就ては昨年同様努力を重ね乍ら、減收と縣下の飼料其の他の事情で萬全を期し得なかつたことを遺憾とする。

麥類の加工製造に關しては縣下産業組合の機能を發揮すべく、規則では容認されてゐたけれども、實施時期と數量の關係から其の運営に遺憾の點があつた。

### 製粉、製麵、精麥、製パン、甘藷製粉

麥類加工に就ては昭和十六年度より政府の加工承認を受けて、製造することになつたが、本會工場實際設備能力に對する承認數が極めて僅少な部面を生じて、經營上苦心が多かつた。本年新事業たる甘藷粉製造は、本年度政府の企圖せる緊急食糧對策に應じ、全販聯と共同經營を以て同設備を村松工場内に設けて操業し、能率を高くして製造に努め、其の經營にも意を用ひて是を完了した。

### 木 炭



時局の進展に伴ひ、自動車、鑛工業用等の特殊需要が増加して愈々生産増加を要求されるので、縣では本會其の他の生産團體を動員し、有らゆる方法を講じて其の増加に努めたけれども、何分資材の涸渇と、勞力の他の産業轉出とに依り、目的を達成する能はず、計畫に對し約八〇%の生産を爲し得るに過ぎず、本會の取扱數量も亦前年に比して著しく減少した。此の減少は配給の圓滑に影響し、消費規正と相待つて頗る苦心を要したので、縣は政府に陳情し、製茶用等の重要消費部門に對し、政府拂下として縣外より移入し、伊豆方面の船舶輸送の縣外移出を政府供出とし、移出入のリンクに依つて輸送力を緩和すると共に、需要産業用炭の供給を確保した。

右の實情に鑑み、政府は法を整備して森林組合を設立し、山林資源の計畫的生産を強化し、加ふるに木炭増産推進登録制度を規定し、割當生産を徹底せしめ、勞力を確保して、増産を推進することとなり、本會は政府及縣の要請に應じ、各販賣組合をして森林組合と協力し、薪炭材の共同購入を実施せしめ、増産計畫達成に努むると共に生産者の収入をも増加せしめんとしてゐる。されば今後産業組合の木炭事業は生産組織網を完成し、更に集荷配給機構を整備して其の圓滑を圖らなければならない。

### 薪

石炭等の燃料の規正と共に、薪が是に代つた關係から、本年度に入つて縣下の家庭用薪の需給が極度に逼迫したので、縣は薪配給統制要項を制定し、産業組合及商業組合をして二元的配給を実施したが、不安の域を脱する能はず、十七年三月薪配給統制規則を実施し、集荷は産業組合に一元化された、本會は乃ち單位販賣組合と協力し、集荷機關として是に努力したけれども、時既に山薪の生産期を過ぎたので、専ら屑薪の集荷統制に當り、豫定の數量には達しなかつたとは云へ、漸く緊迫の域を脱するを得た。併し前途の需給は猶多くの困難を豫想される事情に在り、本會は縣と協力し其の供給を確保する爲、山薪の生産計畫を樹立に努めつゝある。

### 特産品

十六年十二月二十四日の縣經濟部長通牒に依る漬物類取扱要項に基き、本會漬物等取扱要項を制定し、系統機關生産品の一元的取扱を爲し、農村工業としての落花生、山葵漬原料、粉末山葵加工、寒天製造の指導並に乾燥野菜を製造し、關係機關と聯繫して生産の改善を圖り、軍需供出の確保、輸出等の擴張に専念努力中である。

### 壘罐詰

飲食料品罐詰製造業の整理統合に關する通牒に基き、本會に於ても縣當局指導の下に、十六年十一月九日産業組合經營壘罐詰工場の整理統合を行ひ、新たに罐詰加工部を設け、本會統裁下に事業運営に決し、肉豆、昆布煮、蜜柑、枇杷、佃煮等の壘罐詰を製造した。

### 椎茸

昭和十四年以降輸出杜絶と共に本縣椎茸生産は漸減傾向にあつたが、本年度に入りて國內需要は急激に増加して取引事情は一變した。然るに生産、需給に關する法規の制定無く、僅に十六年二月二十日公定價格の決定を見たのみであるから、從來の機構に依る系統機關の集荷は困難な状況である。是が爲に縣下關係業者を以て組織した静岡縣椎茸統制組合も今猶十分の活動を見るに至らず、従つて本會も逐年向上し來れる其の成績を持続する能はず、本年度の取扱數量の僅少であつたことは萬已むを得ざる結果とは云へ甚だ遺憾であつた。

鶏 卵

十五年十月生産縣として政府の配給飼料割當を受け、生産増加と出荷督勵に努めた結果、全國中有數の計畫統制出荷に成功し、飼料の割當配給を確保すると共に、完全なる鶏卵配給統制に達せんとしてゐる。飼料は入手頗る困難なる事情にあるが、是を確保して榮養食糧たる鶏卵供給に努力してゐる。

食 鳥

食肉配給統制規則の公布と共に、本會は縣の指定集荷機關たる縣養鶏聯の實務取扱をすることとなり、爾來集荷機構の整備を圖り、處理場を施設して處理の萬全を期し、集荷配給統制も縣の方針に基き、更新雞の配給割當と聯繫して事業を進めてゐるが、新事業として猶各般の施設を完備して、任務遂行の豫定である。

畜 牛

重大時局下に在つて有畜農業普及は、軍需充足、食糧増産上よりして、現下農業政策の核心と謂ふを得るであらう、是に依り本會も昨夏中央農業協力會に於て決定した有畜農業普及の方針に呼應して、今春來縣及關係農業團體と協力し、畜牛の取扱から家畜増殖事業の一步を踏出した。併し本年度は開始日淺く、主として地方計畫樹立に従つたが、次年度には各町村の全面的普及を目指して順次入殖を圖るべく、本事業の重要に鑑み町村組合の協力を期待する。

青果物、諸類

昭和十六年八月八日青果物配給統制規則、同年八月二十日諸類配給統制規則の發布に依り、特殊品目を除く以外の一般青果物、諸類の取扱は遺憾乍ら中止の已む無きに至つた。

薬 工 品

薬工品の急激な需要増加に伴ひ、昭和十七年二月十八日縣令薬工品配給統制規則施行細則が發布され、同月二十五日臨時配給統制に關する農林省告示があり、薬工品の統制は更に強化されたけれども、集荷配給機構の一元化は法制化されず、原料薬及勞力不足の爲に増産意の如くならなかつたが、本會は關係機關と協力し、軍需、公用、肥料用等の需要充足に努力した結果、其の取扱數量も前年に比し、二割餘の増加を見るに至つた。

製 紙 原 料

製紙原料たる三椏、楮、雁皮の需要激増に伴ひ、縣は其の増産を圖ると共に、適正なる配給をする爲昨秋縣營検査を実施した、本會は其の指定機關たる任務を完遂すべく、縣及町村産業組合と協力して鋭意是に當り、完全の統制を行ふを得た。

原 麻

全國第一位を占むる本縣黃麻の栽培は、其の増産に努めたけれども、種子不發芽問題を惹起したりして生産は

意外に少なかった。本年度は縣取扱要領の制定に依り、其の生産並に集荷統制は一元化したので、生産品全部の集荷をすることが出来た。

苧麻は前年度に引續き自給纖維開發の爲、國民學校兒童を動員して採集に努め、相當數量の集荷を爲し得た。

### 桑 皮

纖維資材の逼迫に鑑み、政府は十七年二月十七日農林省令第十七號を以て桑皮配給統制規則を公布し、日本蠶絲統制株式會社に配給を指定したが、其の取扱は産業組合及養蠶業組合であるから、本會は同會と協力して生産増加運動を爲すと共に、國民學校兒童を動員して採集に努めたので、豫期以上の成績を収むることを得た。

### 製 茶

前年一番茶當時の經濟違反續出、獨ソ開戦及資産凍結に依る二三番茶の暴落は、茶業機構の時局に副はざるを露呈したので、新體制樹立の要望を生み、縣茶聯は其の機構の整備要綱を發表し、集荷は産業組合系統を以てするとあつたが、大東亞戰爭發生と共に茶業中央會議所は是を撤回した。政府は十二月十五日製茶の公定價格を實施した。

製茶販路は第三國輸出は杜絶したけれども、内地消費は是を償つて餘りある程に増加し、十七年二三月頃より騰貴して其の高價を持續した。本會は前年八月以降暴落に際して買入を敢行し、生産者を安堵させ、新體制樹立に際しては、産業組合が其の統制に當る旨を強調した。再製工場は軍需を始め、全購聯を通じて全國組合員に配給する組合銘茶、同地問屋に配給する茶、滿洲、北支輸出製茶を再製した。

事業開始と共に反産抗爭の試煉を突破し、複雑多岐なる茶業界に立ち、努めて堅實なる經營に終始して來た茶業部も、時代の動向に従つて統制の進めらるべきは當然であり、此の間に立ちて本來の使命に邁進すべき用意を整へて、時の到るを待つてゐる。

### 柑 橘

柑橘も生鮮食糧品配給統制規則に基き、生活必需物資に加へらるゝに至り、其の配給に當る本會の責務も重大を加へた。本年度は幸に各組合が統制配給に對する再認識を加へ、資材不足、腐敗等の悪條件を克服し、縣下生産の七〇%に近い配給実績を得、取扱高も數量、金額共に著増し、統制當初に比して其の躍進は目覺ましいものがある。其の消費指定地の割當を遵守し、滿鮮支の特殊事業以外、割當の一〇三%を出荷し得たのは以て多とするに足りよう。

### 繭 絲

米國の對日資産凍結、大東亞戰爭の發生に依り生絲輸出は杜絶したが、政府の蠶絲對策、竝に日本蠶絲統制株式會社の運営宜しきを得た爲に、蠶絲界に些の不安動搖を來たさなかつたのは幸慶であつた。本年度の取扱高は桑園減反の結果、前年度に比して數量金額共に減少を示した。蠶絲統制會社の事業進展と同時に繭市場は近く同會社に接收される豫定である。

### 第七章 累年本會業務の進展

#### 第一節 累年進展の概要

本聯合會を構成する所屬組合数は十四箇年間に二倍には上らなかつた。それは最初より縣下組合の大多數を傘下に收めてゐたからである。増加率の高かつたのは第三年度の六十二組合、第七年度の五十五組合増加であつた。第八年度までは累加し、第九、十年度と遞減したのは譲渡が行はれた爲であつて、最多は第十一年度の三百九十一組合であつた。出資口數、出資金額、拂込濟額は累年増加してゐる。出資口數は第十二年度は第十一年度に比し八百二十一口を、第十三年度は第十二年度より八百七十三口を増加してゐるが、最も目覺ましい増加であつた。出資金額も是に従つて十二、十三年が著増し、第十四年度は從來一口の出資額三百圓を金五百圓に増加した爲に、金九十二萬一千圓が金百五十三萬三千五百圓に増すと共に、合併の爲に全部を拂込んだから、拂込濟額は第十三年度の金八十四萬二千餘圓が、一躍して前記の金百五十三萬三千五百圓に上つたのであつた。

職員増加は事業の擴張躍進に伴つてゐる。第一年度の僅に六名が第十四年度には三百五十七名に増した、即ち約六十倍となつた。其の増加率は年々一割乃至一割五分であるが、第十二年度の第十一年度に比し九十四名、四割強を増加したのは同年度に於て本會事業の躍進の最も顯著なるを示してゐる。

資金狀況中出資金は前記した。積立金は第三年に金六百三十六圓を有せしもの、第十四年度には五十萬四千餘

圓、約八百倍に上つてゐる。勿論累年増加してゐる中に第四年は三年の三倍弱、第五年は四年の六倍弱に上つた外、前年に比し、第十年度は二倍弱、第十一年度は其の五割弱、第十二年度も五割強、第十三年度は四割弱の増加を示してゐる。固定資金たる土地、建物、機械器具、備品も著増し、土地は三年の金五千六百圓が、第十四年度には金三十五萬四千圓で約七十倍、建物は第一年度の金六十圓を、第十四年度の金五十六萬八千八百圓に比すれば九千萬倍強と稱すべく、機械器具の第二年度の金六千四百餘圓と第十四年度の金二十五萬五千餘圓に較べて四十倍となり、備品も第一年度の金四千三百圓。第十四年度の金四萬七千餘圓の十倍強となり。系統機關出資金も、第一年度の金四千八百餘圓が第十四年度には金十四萬三千圓に上り、是亦約三十倍に上つてゐるは何れも本會の進展を如實に示してゐるものである。

借入金は年度末現在額で、第八、九年度の約金百萬圓、第十二年度の金百四十三萬圓、第十三年度の金二百六萬圓が眼立つて居り、第十四年度の二百九十二萬圓が最も多額である。

剰餘金は第九年度より第十一年迄遞増し、第九年度の金八萬千圓が、第十年には金十一萬圓、第十一年度には金十七萬四千圓と上つたが、第十二年度には金十五萬九千圓、第十二年度には金十四萬六千圓、第十四年度には金九萬六千圓と減少した。

#### 一、所屬組合及出資口數並金額

年次	組合數	出資口數	出資金額	拂込濟額
一 (昭和 三)	101	31	9,300	3,100
二 (昭和 四)	102	38	101,500	67,500

三 (昭和五)  
 四 (昭和六)  
 五 (昭和七)  
 六 (昭和八)  
 七 (昭和九)  
 八 (昭和十)  
 九 (昭和十一)  
 十 (昭和十二)  
 十一 (昭和十三)  
 十二 (昭和十四)  
 十三 (昭和十五)  
 十四 (昭和十六)

二、郡市別所屬組合及出資口數

郡市別	町村數	組合數	所屬組合及出資口數														
			第一年度	第二年度	第三年度	第四年度	第五年度	第六年度	第七年度								
富士宮市	三	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鹿原郡	三	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
清水市	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
安倍郡	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
静岡市	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
志太郡	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
榛原郡	六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小笠原郡	四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
周智郡	四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
磐田郡	四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
磐前郡	四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
濱松市	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
引佐郡	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	三〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

郡市別	町村數	組合數	所屬組合及出資口數														
			第八年度	第九年度	第十年度	第十一年度	第十二年度	第十三年度	第十四年度								
富士宮市	三	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鹿原郡	三	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
清水市	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
安倍郡	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
静岡市	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
志太郡	一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
榛原郡	六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小笠原郡	四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
周智郡	四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
磐田郡	四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
磐前郡	四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
濱松市	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
引佐郡	二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	三〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

1. 自己資金及固定設備

年度別	自己資金		固定設備					合計
	出資金 (拂込済)	積立金	土地	建物	機械器具	備品	小計	
第一年度	三,一〇〇	—	—	—	—	—	—	三,一〇〇
第二年度	六,七〇〇	—	—	—	—	—	—	六,七〇〇
第三年度	三,二〇〇	—	—	—	—	—	—	三,二〇〇
第四年度	三,三〇〇	—	—	—	—	—	—	三,三〇〇
合計	一六,三〇〇	—	—	—	—	—	—	一六,三〇〇

四、資金狀況

年度別	第五年度	第六年度	第七年度	第八年度	第九年度	第十年度	第十一年度	第十二年度	第十三年度	第十四年度
主事	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
技師	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
主事補	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
書記	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
雇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
其他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

三、職員

年度別	第一年度	第二年度	第三年度	第四年度	合計
主事	—	—	—	—	—
技師	—	—	—	—	—
主事補	—	—	—	—	—
書記	—	—	—	—	—
雇	—	—	—	—	—
其他	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

年度別	本年度借入高	本年度償還高	年度末現在	借入金最高限度
第五年度	1,293,000	1,388,388	5,160	8,093
第六年度	1,433,000	1,544,675	8,000	7,038
第七年度	1,811,703	1,544,319	11,300	9,638
第八年度	2,391,811	2,554,903	13,280	14,737
第九年度	2,754,341	3,541,903	19,269	29,071
第十年度	3,400,733	4,531,000	24,269	39,303
第十一年度	3,901,813	5,652,000	31,261	50,326
第十二年度	5,554,771	7,774,000	32,611	63,371
第十三年度	8,443,033	9,657,000	47,610	77,693
第十四年度	15,560,000	11,127,000	168,601	1,054,371

### 2. 借入金

年度別	本年度借入高	本年度償還高	年度末現在	借入金最高限度
第一年度	100,000	103,000	—	100,000
第二年度	85,000	85,000	—	100,000
第三年度	87,000	77,000	10,000	100,000
第四年度	2,758,000	2,637,000	121,000	3,500,000
第五年度	7,709,544	7,274,340	435,204	11,500,000
第六年度	7,718,677	6,694,440	1,024,237	11,500,000
第七年度	12,465,351	12,407,817	1,057,534	11,500,000
第八年度	13,454,459	13,488,656	1,033,803	11,500,000
第九年度	10,121,108	10,556,139	1,033,803	11,500,000

### 五、剩餘金及積立金

△△損失

年度別	剩餘金	積立金	累計額
第十一年度	10,359,303	10,357,373	666,068
第十二年度	11,707,697	10,935,067	1,433,068
第十三年度	5,609,166	5,977,656	2,032,338
第十四年度	5,395,063	1,269,918	2,231,662

年度別	剩餘金	積立金	累計額
第一年度	886	—	15
第二年度	612	621	636
第三年度	2,247	1,021	1,657
第四年度	15,343	7,491	9,148
第五年度	9,335	3,487	12,635
第六年度	1,452	89,982	102,617
第七年度	25,102	89,982	115,721
第八年度	4,026	23,104	135,483
第九年度	81,453	9,762	153,878
第十年度	110,706	88,395	223,878
第十一年度	174,515	84,355	308,233
第十二年度	159,874	104,386	412,619
第十三年度	146,383	114,106	526,725
第十四年度	96,915	68,139	594,864

## 第二節 本會事業の進展

### 購買事業

本會事業たる販賣、購買、利用中購買事業は本會獨立の主たる目的であり、其の品目たる肥料、飼料、米穀、雜貨中肥料が最たるもので、第一年度の如きは購買合計金十九萬圓中十八萬圓は肥料であり、第二年度合計金百二萬圓中の金八十二萬圓、第三年度の金九十三萬圓中の金六十八萬圓が何れも肥料であつたのでも是を知り得よう。全期を通じて肥料の金額の最高は第十二年度の金九百五拾五萬五千圓で、是に亞ぐを第十一年度の金七百三十三萬圓、第十三年度の金七百八萬圓とするが、累年順調の發展を遂げた。

飼料は第一年度には僅に金一千八百圓に過ぎざりしも、最終の第十四年度には金四百三十三萬五千圓に上り、實に二千二百倍強に達したのである。其の最高は第十三年度の金四百六十九萬六千圓で、次は第十二年度の金四百二十七萬一千圓、第十四年度の金四百三十三萬五千圓であつた。飼料は第十一年度の金二百六十七萬圓に比し第十二年度は一躍金四百二十七萬圓を算し、六割強の増加を示し、第四年度は第三年度に較べて十四割強、第七年度は第六年度の十割強の増加を示した外は何れも大體順調の増加である。

米穀は第二年度より取扱ひ、同年度の金一萬二千圓が、最終年の第十四年度には金二十三萬五千圓を數へ約二十倍に上つたが、最高は第十二年度の金四百四十七萬圓であつて、是を以て開始の第二年度に比較すれば三百七十倍と云ふ數字に達する。米穀は年に依つて増減最も甚しく、第三年度の金三萬二千圓が第四年度には一躍して

金百二萬二千圓に上つたのが、次の第五年目は金六十七萬六千圓に、第六年度は金四十八萬三千圓に下り、更に第七年度は三倍強の金百八十四萬圓を算した如く、波瀾が著しいのは主食物であり、縣下の産米の豊凶と他府縣の豊凶とに依つて左右されるが多かつたからである。

雜貨は最も發達の顯著なものであつたと共に取扱に苦心と困難とが伴つた。第一年度の金七千八百圓を、最終の第十四年の金五百九十三萬三千圓を較べると、七百六十倍弱と云ふ驚異的の飛躍を見せてゐる。雜貨の取扱金額は前記の第十四年度が最高で、是に亞ぐを第十三年度の金五百六十萬圓、第十二年度の金五百九萬圓とするが、其の發達は順調である。大體雜貨は其の名の如く内容が複雑であり、支那事變以來配給の強化に従つて内容の變化は最も多かつた。

合計金額に於ては第十二年度の金二千三百三十八萬七千圓を最高とするが、第一年度の金十九萬圓に比すれば百二十三倍の多きに上つてゐる。第十三年度は金二千五十九萬九千圓、第十四年度は金千五百八十九萬八千圓に減じたのは、事變の進捗に伴ふ統制の強化に依るものであるが、此の二年と第三年度を除けば年々順調に進展してゐるのは、努力の蹟を示すものとして認められるであらう。

### 販賣事業

販賣事業は購買事業より遅れて開始された。販賣品名中には購買品名の雜貨と云ふものが無いから、品目は多種に互つてゐるが、販賣開始の第二年度に取扱つたのは柑橘、吠の二種、第三年度取扱は米、吠の二種、第四年度も米、小麥、吠、繩の四種に過ぎず、第五年度に至つて漸く米、小麥、甘藷、鶏卵、茶種、木炭、柑橘、吠、繩、其の他の十種に増加した。製茶は漸く第七年度に開始され、金三萬二千圓を取扱ひ、第八年度に入るや別記の茶



商等の反産抗争に遭遇した爲、豫期の如き進展を見るに至らず、金四十九萬二千圓の取扱に止まつたが、其の翌年の第九年度には金一百萬八千圓に伸びた。椎茸及農産加工品は第八年度より、山葵は第九年度より、筍は第十年度より取扱を開始した、第十三年度よりは事變と共に統制が行はれた爲に、品目は非常の相違を餘儀なくされ、押麥、胚芽、麩、麥糠、餛飩、蕎麥、澱粉、落花生、罐詰、海産物、原麻、製紙原料等が加はり、第十四年度は更に食パン、菜種油、食鳥、畜牛、佃煮、寒天、漬物、薪、竹材等が加へられた。

取扱金額は初年の第二年度は僅に金四萬二千圓に過ぎなかつたが、最終の第十四年度には實に七千六百二萬一千圓を記録したから、初年に比すると一千八百十倍の多きに達してゐる。販賣事業の進展は著しく、第九年度には早くも金一千九十九萬圓を算し、第十二年度には聯合取扱を合せて約金四千六百萬圓に上り、第十三年度には金五千八百二十六萬圓、第十四年度には前記の如く金七千六百萬圓に達したのであつた。

加工は第二年度より購買事業の肥料、飼料に配合等を開始し、第八年度に至つて米穀、販賣事業の蜜柑其他の罐詰、製茶を始め、第九年度に甘藷切干を、第十年度に菜種油、同油粕を、第十一年度に寒天を加へ、第十三年度より精米、小麥粉、乾麵、押麥、荒布等を、第十四年度には更に食パン、落花生を加工した。

### 利用事業

利用はフォード自動車一臺を有したのみであつたから特記すべきものは無かつた。

### 一、品目別購買狀況

年度	肥料		飼料		米穀		雜貨		合計
	噸數	金額	噸數	金額	噸數	金額	金額		
第一年度	一、九四四	一八〇、三三三	三	一、八六七	—	—	七、八六四	一〇、〇四四	
第二年度	二、三〇八	八三〇、九六七	一一、一三八	七八、一七七	七〇	一三、三四五	一一〇、八〇九	一、〇三三、三三八	
第三年度	一四、八四六	六八八、五四〇	二一、七五五	九八、八三〇	二六	三三、五六三	一一四、三六六	九、五五、三九九	
第四年度	一九、〇五九	九二二、四三九	四、五六九	二四六、五六二	九、五五四	一、〇三三、〇〇七	一八八、〇三九	二、三六九、三九七	
第五年度	三三、六三三	一、五四三、四三四	四、五〇六	二七三、一九三	六、二〇七	六七六、三九九	四四三、六六八	二、九三三、五三四	
第六年度	三三、二六六	二、〇五一、〇〇九	八、九六五	五〇〇、五六七	三、八四四	四八三、七七八	七九八、七〇〇	三、八八四、一四一	
第七年度	四〇、七三二	二、七三三、四三三	一四、三〇五	一、三九、二七三	一一、八五四	一、八四〇、六七六	九五三、一七九	六、六五六、五五三	
第八年度	四八、六五五	三、三三三、七四九	二一、九六一	一、〇〇〇、四五五	一六、八五八	二、九六八、二四四	一一、二二、六二六	八、四〇三、九四四	
第九年度	六〇、八三七	四、五五一、一五一	一六、一五九	一、三九、二四五	一一、五三四	二、二四三、三九〇	一、七五三、五三四	九、九六六、三三〇	
第十年度	五八、六七七	五、〇八一、三三三	一七、三三五	一、七六、六四四	九、〇八三	一、七六八、五三五	二、三九〇、五〇八	一〇、九四七、三〇〇	
第十一年度	七四、一〇〇	七、三三〇、三三七	二二、三六六	二、六六九、三〇五	一〇、四八〇	二、二四、三九九	三、九四三、六八七	一六、一五六、五八八	
第十二年度	六九、五三三	九、五五五、四九六	二八、九九一	四、七二、八四三	一六、九三〇	四、四六九、八七四	五、〇九〇、三七三	二三、三九七、五八四	
第十三年度	五九、三二七	七、〇八〇、九四七	二九、〇三八	四、六六六、二三八	—	三、二四、九二六	五、六〇七、五〇九	二〇、五九九、六一〇	
第十四年度	五二、四三三	五、六九四、〇一四	二五、三七六	四、〇五五、八〇六	—	二、三三、〇七六	五、九三三、五五〇	一五、八九八、四四六	

二、品目別販賣狀況

品名	年度	第二年度		第三年度		第四年度		第五年度		第六年度		第七年度	
		數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額
米		1,000,000	100,000,000	1,000,000	100,000,000	1,000,000	100,000,000	1,000,000	100,000,000	1,000,000	100,000,000	1,000,000	100,000,000
小麥		500,000	50,000,000	500,000	50,000,000	500,000	50,000,000	500,000	50,000,000	500,000	50,000,000	500,000	50,000,000
大麥		300,000	30,000,000	300,000	30,000,000	300,000	30,000,000	300,000	30,000,000	300,000	30,000,000	300,000	30,000,000
甘藷		200,000	20,000,000	200,000	20,000,000	200,000	20,000,000	200,000	20,000,000	200,000	20,000,000	200,000	20,000,000
雞卵		100,000	10,000,000	100,000	10,000,000	100,000	10,000,000	100,000	10,000,000	100,000	10,000,000	100,000	10,000,000
菜種		50,000	5,000,000	50,000	5,000,000	50,000	5,000,000	50,000	5,000,000	50,000	5,000,000	50,000	5,000,000
木炭		30,000	3,000,000	30,000	3,000,000	30,000	3,000,000	30,000	3,000,000	30,000	3,000,000	30,000	3,000,000
柑桶		20,000	2,000,000	20,000	2,000,000	20,000	2,000,000	20,000	2,000,000	20,000	2,000,000	20,000	2,000,000
茶葉		10,000	1,000,000	10,000	1,000,000	10,000	1,000,000	10,000	1,000,000	10,000	1,000,000	10,000	1,000,000
山茱萸		5,000	500,000	5,000	500,000	5,000	500,000	5,000	500,000	5,000	500,000	5,000	500,000
籐箱		3,000	300,000	3,000	300,000	3,000	300,000	3,000	300,000	3,000	300,000	3,000	300,000
加農工		2,000	200,000	2,000	200,000	2,000	200,000	2,000	200,000	2,000	200,000	2,000	200,000
其他		1,000	100,000	1,000	100,000	1,000	100,000	1,000	100,000	1,000	100,000	1,000	100,000
計		2,000,000	200,000,000	2,000,000	200,000,000	2,000,000	200,000,000	2,000,000	200,000,000	2,000,000	200,000,000	2,000,000	200,000,000

品名	年度	第八年度		第九年度		第十年度		第十一年度		第十二年度	
		數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額
米		1,000,000	100,000,000	1,000,000	100,000,000	1,000,000	100,000,000	1,000,000	100,000,000	1,000,000	100,000,000
小麥		500,000	50,000,000	500,000	50,000,000	500,000	50,000,000	500,000	50,000,000	500,000	50,000,000
大麥		300,000	30,000,000	300,000	30,000,000	300,000	30,000,000	300,000	30,000,000	300,000	30,000,000
甘藷		200,000	20,000,000	200,000	20,000,000	200,000	20,000,000	200,000	20,000,000	200,000	20,000,000
雞卵		100,000	10,000,000	100,000	10,000,000	100,000	10,000,000	100,000	10,000,000	100,000	10,000,000
菜種		50,000	5,000,000	50,000	5,000,000	50,000	5,000,000	50,000	5,000,000	50,000	5,000,000
木炭		30,000	3,000,000	30,000	3,000,000	30,000	3,000,000	30,000	3,000,000	30,000	3,000,000
柑桶		20,000	2,000,000	20,000	2,000,000	20,000	2,000,000	20,000	2,000,000	20,000	2,000,000
茶葉		10,000	1,000,000	10,000	1,000,000	10,000	1,000,000	10,000	1,000,000	10,000	1,000,000
山茱萸		5,000	500,000	5,000	500,000	5,000	500,000	5,000	500,000	5,000	500,000
籐箱		3,000	300,000	3,000	300,000	3,000	300,000	3,000	300,000	3,000	300,000
加農工		2,000	200,000	2,000	200,000	2,000	200,000	2,000	200,000	2,000	200,000
其他		1,000	100,000	1,000	100,000	1,000	100,000	1,000	100,000	1,000	100,000
計		2,000,000	200,000,000	2,000,000	200,000,000	2,000,000	200,000,000	2,000,000	200,000,000	2,000,000	200,000,000

備考 第一年度事業分量無シ

（聯合拔高）  
ヲ含ム

（聯合拔高）  
ヲ含ム

（聯合拔高）  
ヲ含ム



### 第八章 最終年度の全貌 (昭和十七年七月三十一日現在)

#### 第一節 所屬組合及出資

##### 一、郡市別所屬組合數及出資

郡市	所屬組合數	出資口數	出資金	拂込出資金
賀茂郡	10	120	2,400,000	2,400,000
田方郡	2	10	100,000	100,000
熱海市	2	10	100,000	100,000
三島郡	3	11	110,000	110,000
駿東郡	2	11	220,000	220,000
沼津市	3	12	100,000	100,000
富士市	1	8	80,000	80,000
富士郡	3	11	100,000	100,000
鹿原市	3	12	2,400,000	2,400,000
清水市	2	12	2,400,000	2,400,000
安曇郡	2	7	70,000	70,000
静岡市	10	86	4,300,000	4,300,000
志太郡	3	39	1,950,000	1,950,000

郡市	口數	出資額	出資金	拂込出資金
小笠原郡	170	170	1,700,000	1,700,000
笠原郡	170	170	1,700,000	1,700,000
小笠原郡	170	170	1,700,000	1,700,000
周智郡	102	102	1,020,000	1,020,000
磐田郡	102	102	1,020,000	1,020,000
濱名郡	102	102	1,020,000	1,020,000
濱松市	102	102	1,020,000	1,020,000
引佐郡	102	102	1,020,000	1,020,000
計	1,000	1,000	10,000,000	10,000,000

##### 二、所屬組合別口數及出資額 (保ハ保証責任、無ハ無責任、有ハ有限責任)

町村名	組合名	口數	出資額	保証責任	有限責任
南上村市之瀬	南上信販利組合	170	1,700,000	保	無
三濱村伊濱	伊濱信販利組合	170	1,700,000	保	無
朝日村吉佐見	朝日信販利組合	102	1,020,000	保	無
城東村片瀬	城東信販利組合	102	1,020,000	保	無
稻生澤村立野	稻生澤村信販利組合	102	1,020,000	保	無
田子村	田子村水産信販利組合	102	1,020,000	保	無
白濱村	白濱信販利組合	102	1,020,000	保	無
仁科村濱	仁科報徳信販利組合	102	1,020,000	保	無
南中村下賀茂	南中信販利組合	170	1,700,000	保	無
濱崎村柿崎	柿崎信販利組合	170	1,700,000	保	無
安良里村	安良里信販利組合	102	1,020,000	保	無
稻梓村權原	稻梓信販利組合	102	1,020,000	保	無
濱崎村須崎	濱崎信販利組合	102	1,020,000	保	無
岩科村岩科北	岩科信販利組合	102	1,020,000	保	無
南崎村下流	南崎信販利組合	102	1,020,000	保	無
竹麻村青市	竹麻信販利組合	102	1,020,000	保	無
三坂村入間	三坂信販利組合	102	1,020,000	保	無
宇久須村	宇久須信販利組合	102	1,020,000	保	無
三濱村妻良	三濱信販利組合	102	1,020,000	保	無

計 一七〇

田方郡、三島市、熱海市

一	一,500	三坂村一色	保、一色信販購利組合
二	1,500	三坂村中木	保、中木信販購利組合
三	2,000	南中村一條	保、一條信販購利組合
四	1,500	三濱村子浦	保、子浦信販購利組合
五	3,500	中川村峰輪	無、中川勸信販購利組合
六	1,500	三坂村入間	保、差田信販購利組合
七	2,000	仁科村濱	保、仁科信販購利組合
八	2,000	松崎町江奈	保、松崎信販購利組合
九	1,000	上河津村湯ヶ	保、上河津村信販購利組合
一〇	2,500	下河津村	保、下河津村信販購利組合
計	25,000		
一	2,500	西豆村八木澤	保、西豆信販購利組合
二	6,500	中郷村梅名	保、中郷村信販購利組合
三	5,000	修善寺町修善寺	保、修善寺信販購利組合
四	1,500	田中村田原	保、田中村信販購利組合
五	5,500	葦山村葦山	保、葦山村信販購利組合
六	5,000	長岡町長岡	保、川西信販購利組合
七	2,000	錦田村谷田	保、錦田村信販購利組合
八	5,500	北狩野村柏久	保、北狩野村信販購利組合
九	2,500	戸田村戸田	保、戸田村信販購利組合
一〇	3,500	下大見村下白	保、下大見村信販購利組合
計	33,500		

二一四

駿東郡、沼津市

一	11,000	函南村仁田	保、函南信販購利組合
二	8,000	三島市幸原	保、北上信販購利組合
三	4,000	内浦村三津	保、内浦村信販購利組合
四	3,000	土肥町土肥	保、土肥町信販購利組合
五	3,500	中狩野村青羽	保、中狩野村信販購利組合
六	4,000	根下狩野村本立	保、下狩野信販購利組合
七	3,000	野中大見村八幡	保、中大見村信販購利組合
八	3,000	伊東町岡	保、伊東町信販購利組合
九	3,500	網代町	保、網代信販購利組合
一〇	3,500	上大見村原保	保、上大見村信販購利組合
一一	2,000	江間村南江間	保、江間村信販購利組合
一二	1,500	對島村八幡野	保、對島村信販購利組合
一三	3,000	上狩野村湯ヶ	保、上狩野村信販購利組合
一四	1,000	宇佐美村	保、宇佐美村信販購利組合
一五	500	三島市	有、駿鐵社員購利組合
一六	5,000	熱海市下多賀	保、多賀信販購利組合
一七	5,000	熱海市熱海	保、熱海信販購利組合
一八	2,500	三島市	保、三島信販購利組合
一九	3,000	西浦村久速	保、西浦村信販購利組合
計	133,500		
一	2,000	印野村	保、印野村信販購利組合

計 一〇九,500

富士郡、富士宮市

一	7,000	北郷村用澤	保、北郷村報徳信販購利組合
二	3,500	大岡村中石田	保、大岡信販購利組合
三	5,000	愛鷹村東原	保、愛鷹信販購利組合
四	7,000	長泉村下土狩	保、長泉信販購利組合
五	6,000	高根村塚原	保、高根村信販購利組合
六	2,000	御殿場町二枚橋	保、御殿場信販購利組合
七	4,000	玉穂村茶黄澤	保、玉穂村信販購利組合
八	4,000	原里村川島田	保、原里村信販購利組合
九	5,000	富士岡村中山	保、富士岡村信販購利組合
一〇	4,000	深良村深良	保、深良村信販購利組合
一一	3,000	大平村	保、大平村信販購利組合
一二	4,500	静浦村獅子濱	保、静浦村信販購利組合
一三	8,000	金岡村西熊金	保、金岡信販購利組合
一四	4,000	浮島村平沼	保、浮島村信販購利組合
一五	2,000	沼津市上香貫	保、沼津市信販購利組合
一六	1,500	沼津市三枚橋	有、駿東郡學用品購利組合
一七	2,500	清水村玉川	保、清水村信販購利組合
一八	3,000	片濱村西間門	保、片濱信販購利組合
一九	2,500	小山町藤曲	保、小山町信販購利組合
二〇	2,500	小泉村佐野	保、小泉信販購利組合
二一	3,000	足柄村竹之下	保、足柄村信販購利組合
二二	1,000	須山村御宿	保、須山村信販購利組合
二三	2,000	宮原村御宿	保、宮原村信販購利組合
計	107,500		
一	1,500	泉村平松	保、泉村信販購利組合
二	2,000	原町	保、原町信販購利組合
三	500	須走村	保、須走信販購利組合
四	9,000	須津村中里	保、須津信販購利組合
五	7,000	鷹岡町久澤	保、鷹岡信販購利組合
六	3,500	島田村荒田島	保、島田村信販購利組合
七	3,500	元吉原村田中	保、元吉原信販購利組合
八	8,000	富士根村小泉	保、富士根信販購利組合
九	3,500	柚野村大鹿窪	保、柚野村信販購利組合
一〇	3,000	芝宮村大久保	保、芝宮信販購利組合
一一	4,000	富丘村青木	保、富丘村信販購利組合
一二	4,000	傳法村傳法	保、傳法村信販購利組合
一三	2,000	富士町上横割	保、富士製業信販購利組合
一四	5,000	大淵村大淵	保、大淵信販購利組合
一五	7,000	吉永村比奈	保、吉永信販購利組合
一六	1,500	岩松村岩本	保、岩松村信販購利組合
一七	1,000	傳法村傳法	保、富士郡學用品購利組合
一八	4,500	原田村原田	保、原田村信販購利組合
一九	3,500	北山村北山	保、北山村信販購利組合
二〇	2,000	白糸村原	保、白糸村信販購利組合

二一五

計 一〇八、一〇〇、〇〇〇

庵原郡、清水市

八	四、〇〇〇	田子浦村柳島	保、田子浦信販購利組合
四	二、〇〇〇	今泉村今泉	保、今泉村信販購利組合
四	二、〇〇〇	上野村下條	保、上野村信販購利組合
六	三、〇〇〇	吉原町	保、吉原町信販購利組合
二	一、〇〇〇	上井出村上井	保、上井出村信販購利組合
八	四、〇〇〇	富士宮市大宮	保、大宮信販購利組合
計	一〇八、一〇〇、〇〇〇		
一七	八、五〇〇	小島村但沼	保、小島村信販購利組合
三〇	一五、〇〇〇	由比町北田	保、由比町信販購利組合
二四	一三、〇〇〇	蒲原町中	保、蒲原信販購利組合
三二	一五、五〇〇	富士川町中之郷	保、富士川信販購利組合
六	三、〇〇〇	内房村	保、内房村信販購利組合
三	一、〇〇〇	庵原村庵原	保、庵原村信販購利組合
二〇	一〇、〇〇〇	高部村押切	保、高部村信販購利組合
九	四、五〇〇	西奈村瀨名	保、西奈村信販購利組合
〇	一五、〇〇〇	興津町中宿	保、興津信販購利組合
一〇	五、〇〇〇	飯田村高橋	保、飯田村信販購利組合
一四	七、〇〇〇	兩河内村和田	保、兩河内信販購利組合
三	一、〇〇〇	松野村松野	保、松野厚生信販購利組合
三	一、〇〇〇	袖師村嶺	保、袖師信販購利組合
三	一、〇〇〇	清水市村松	保、不二見信販購利組合

計 二〇、一四〇、〇〇〇

安倍郡、静岡市

一	五〇〇	清水市相生町	有、清水市信用組合
五	二、五〇〇	清水市三保	保、三保信販購利組合
計	二〇、一四〇、〇〇〇		
二	七、五〇〇	美和村遠度新	保、美和信販購利組合
八	四、〇〇〇	大河内村平野	保、大河内至誠信販購利組合
三〇	一〇、〇〇〇	有度村馬橋	保、有度信販購利組合
六	三、〇〇〇	清澤村晝居渡	保、清澤村信販購利組合
五	二、五〇〇	玉川村落合	保、玉川水電信販購利組合
五	二、五〇〇	井川村井川	保、井川村信販購利組合
八	四、〇〇〇	中瀬科村大原	保、中瀬科信販購利組合
三	一、〇〇〇	大川村日向	保、大川信販購利組合
四	二、〇〇〇	南瀬科村吉津	保、南瀬科信販購利組合
四	二、〇〇〇	服織村羽島	保、服織信販購利組合
四	二、〇〇〇	静岡市古宿	保、久能信販購利組合
二	一、〇〇〇	静岡市大谷	保、大谷信販購利組合
一	五〇〇	静岡市南	保、麻機信販購利組合
一	五〇〇	静岡市鷹匠町	保、鷹匠信販購利組合
一	五〇〇	静岡市峯之谷	保、千代田信販購利組合
一	五〇〇	静岡市用宗	保、長田信販購利組合
四	七、〇〇〇	静岡市下	保、賤機信販購利組合
九	四、五〇〇	静岡市小鹿	保、豊田信販購利組合

二一六

計 一六、八二〇、〇〇〇

志太郡

四	二、〇〇〇	静岡市中島	保、大里信販購利組合
一	五〇〇	安倍郡梅ヶ島	保、梅ヶ島信販購利組合
一	五〇〇	静岡市江川町	有、静岡共榮購利組合
計	一六、八二〇、〇〇〇		
三	六、〇〇〇	豊田村小土	保、豊田信販購利組合
七	三、五〇〇	焼津町大村新田	保、焼津丸産信販購利組合
一六	八、〇〇〇	葉梨村西方	保、葉梨信販購利組合
一〇	五、〇〇〇	大津村落合	保、大津信販購利組合
九	四、五〇〇	廣幡村鬼島	保、廣幡村信販購利組合
一六	八、〇〇〇	焼津町城之腰	保、焼津信販購利組合
一四	七、〇〇〇	和田村田尻	保、和田信販購利組合
三	一、〇〇〇	朝比奈村玉取	保、朝比奈信販購利組合
二	五、〇〇〇	吉永村吉永	保、吉永信販購利組合
九	四、五〇〇	静濱村上小杉	保、静濱信販購利組合
三	一、〇〇〇	葉梨村下之郷	保、葉梨中部信販購利組合
一〇	五、〇〇〇	大長村相賀	保、大長西信販購利組合
一一	五、〇〇〇	相川村下江留	保、相川信販購利組合
一三	六、〇〇〇	六合村道悦島	保、六合信販購利組合
一三	六、〇〇〇	大洲村彌左工門	保、大洲信販購利組合
八	四、〇〇〇	島田町	保、島田町信販購利組合
六	三、〇〇〇	大宮村中根新	保、大宮信販購利組合

計 一三、五〇〇、〇〇〇

榛原郡

七	三、五〇〇	大長村伊太	保、大長信販購利組合
二	六、〇〇〇	稻葉村助宗	保、稻葉村信販購利組合
二	七、五〇〇	高洲村高柳	保、高洲信販購利組合
七	三、五〇〇	小川村小川	保、小川信販購利組合
三	六、〇〇〇	瀬戸谷村瀬戸	保、瀬戸谷村信販購利組合
二	三、五〇〇	岡部町内谷	保、岡部町信販購利組合
二	一、〇〇〇	西益津村郡	保、西益津村信販購利組合
二	一、〇〇〇	藤枝町若王寺	保、藤枝信販購利組合
一	五〇〇	笹間村	保、笹間村信販購利組合
二	一、〇〇〇	東川根村藤川	保、東川根村信販購利組合
四	二、〇〇〇	東益津村石脇下	保、丸益信販購利組合
二	一、〇〇〇	青島町前島	保、青島町信販購利組合
一	五〇〇	島田町	保、島田町信販購利組合
三	六、五〇〇	徳山村田野口	保、徳山村信販購利組合
五	二、五〇〇	伊久身村身成	保、伊久身村信販購利組合
計	一三、五〇〇、〇〇〇		
一七	八、五〇〇	五和村竹下	保、五和信販購利組合
八	四、〇〇〇	川崎町細江	保、細江信販購利組合
一六	九、五〇〇	坂部村坂部	保、坂部村信販購利組合
七	三、五〇〇	吉田村川尻	保、川尻信販購利組合

二一七

八	四,000	下川根村家山	保、下川根村信販購利組合
一八	九,000	初倉村坂本	保、初倉村信販購利組合
五	二,500	川崎町勝保	保、川崎町信販購利組合
九	四,500	地頭方村地頭	保、地頭方村信販購利組合
三	六,000	白羽村	保、白羽信販購利組合
七	三,500	金谷町金谷	保、金谷信販購利組合
九	四,500	吉田村片岡	保、吉田信販購利組合
三	一,500	菅山村菅ヶ谷	保、菅山村信販購利組合
二	一,000	御前崎村	保、御前崎信販購利組合
四	二,000	上川根村千頭	保、上川根村信販購利組合
三	一,500	相賀町相賀	保、相賀町信販購利組合
二	一,000	吉田村川尻	保、榛原魚田信販購利組合
二	六,000	萩間村東萩間	保、萩間村信販購利組合
二	六,000	中川根村下長	保、中川根村信販購利組合
三	六,500	勝間田村勝田	保、勝間田村信販購利組合
計	八五,000		

八	四,000	西山口村成瀧	保、西山口村信販購利組合
七	三,500	東山口村伊達	保、東山口村信販購利組合
一〇	五,000	佐東村小貫	保、佐東信販購利組合
四	二,000	岩滑村明僧	保、岩滑信販購利組合
四	七,000	土方村上土方	保、土方村信販購利組合
一四	九,500	笠原村岡崎	保、笠原信販購利組合
九	四,500	大淵村	保、大淵信販購利組合
八	四,000	千濱村千濱	保、千濱村信販購利組合
三	一,500	朝比奈村上朝比奈	保、朝比奈村共益信販購利組合
九	四,500	佐倉村佐倉	保、佐倉村信販購利組合
二	六,000	南山村高橋	保、南山村信販購利組合
七	三,500	平田村嶺田	保、平田信販購利組合
二	六,000	横地村上横地	保、横地信販購利組合
二	七,000	六郷村本所	保、六郷村信販購利組合
一四	五,500	河城村富田	保、河城村信販購利組合
二	六,500	加茂村	保、加茂信販購利組合
一〇	五,000	横須賀町横須賀	保、横須賀町信販購利組合
一	一,500	新野村	保、新野村信販購利組合
一〇	五,000	原田村原里	保、原田村信販購利組合
二	二,500	上内田村和田	保、上内田村信販購利組合
六	三,000	原谷村本郷	保、原谷村信販購利組合
一六	八,000	堀之内町西方	保、西方信販購利組合
大坂村		保、大坂信販購利組合	

小笠原郡

四	二,000	栗本村初馬	保、栗本村信販購利組合
二	六,000	櫻木村垂木	保、櫻木村信販購利組合
二	二,000	朝比奈村上朝比奈	保、朝比奈信販購利組合
二	一,000	東山村清水	保、東山村信販購利組合
二	一,500	戸内田村中内	保、内田信販購利組合
二	一,000	南郷村上張	保、南郷村信販購利組合
二	一,000	原泉村圓間	保、原泉村信販購利組合
二	一,000	中村	保、中村信販購利組合
二	一,000	掛川町掛川	保、掛川信販購利組合
二	一,500	小笠村川上	保、小笠村信販購利組合
三	一,500	池新田村池新	保、池新田村信販購利組合
二	一,000	日坂村日坂	保、日坂村信販購利組合
一	一,500	西郷村上西郷	保、西郷村信販購利組合
計	二六,000		

六	三,000	天方村大島居	保、天方村信販購利組合
三	一,500	城西村奥領家	保、城西村信販購利組合
四	二,000	犬居町堀之内	保、犬居町信販購利組合
五	二,500	氣多村宮川	保、氣多村信販購利組合
九	四,500	熊切村石打松	保、熊切信販購利組合
二	一,000	三倉村	保、三倉村信販購利組合
二	一,000	水窪町奥領家	保、水窪町信販購利組合
計	四二,500		

磐田郡

二四	七,000	久勢西村久能	保、久勢西村信販購利組合
二一	五,500	山梨町上山梨	保、山梨町信販購利組合
二	六,000	飯田村	保、飯田村信販購利組合
二	五,500	一宮村五川	保、一宮村信販購利組合
一〇	五,000	宇刈村宇刈	保、宇刈村信販購利組合
三	六,000	園田村谷中	保、園田村信販購利組合
五	二,500	森町	保、森町信販購利組合

八	四,000	熊村	保、熊村信販購利組合
八	四,000	廣瀬村上神増	保、廣瀬信販購利組合
九	四,500	袋井町高尾	保、袋井報徳信販購利組合
四	二,000	龍山村瀨尻	保、龍山村信販購利組合
三	六,500	富岡村氣賀東	保、富岡村信販購利組合
三	四,000	福田町福田	保、福田町信販購利組合
八	四,000	大藤村大久保	保、大藤村信販購利組合
三	六,500	袖浦村中平松	保、袖浦村信販購利組合
九	四,500	敷地村敷地	保、敷地信販購利組合
三	一,500	佐久間村佐久	保、佐久間信販購利組合
一三	六,500	於保村大原	保、於保村信販購利組合
八	四,000	岩田村白坂中	保、岩田信販購利組合
一五	七,500	幸浦村西同笠	保、幸浦信販購利組合

九、〇〇〇	長野村小島	保、長野村信販購利組合	二、〇〇〇	龍川村相津	保、龍川信販購利組合
九、〇〇〇	西淺羽村長溝	保、西淺羽村信販購利組合	二、〇〇〇	山香村大井	保、山香村信販購利組合
五、〇〇〇	東淺羽村梅山	保、東淺羽村信販購利組合	二、〇〇〇	天龍村千年堂	保、天龍村信販購利組合
七、五〇〇	井通村森下	保、井通村信販購利組合	二、〇〇〇	光明村山東	保、光明村信販購利組合
二、五〇〇	中泉町二之宮	保、二之宮信販購利組合	一、五〇〇	見付町	保、見付報德信販購利組合
三、五〇〇	二俣町二俣	保、二俣町信販購利組合	計三六、一八三、〇〇〇		
六、〇〇〇	今井村太田	保、今井信販購利組合			
二、〇〇〇	浦川村浦川	保、浦川村信販購利組合			
五、五〇〇	南御厨村東新	保、南御厨村信販購利組合	一九、五〇〇	積志村橋爪	保、積志村信販購利組合
五、五〇〇	田原村彦島	保、田原信販購利組合	九、五〇〇	中瀬村中瀬	保、中瀬村信販購利組合
五、五〇〇	野部村横井新	保、野部村信販購利組合	五、〇〇〇	新津村新橋	保、新津村信販購利組合
二、五〇〇	上阿多古村西	保、上阿多古信販購利組合	一、〇〇〇	白鷺村三島	保、三島信販購利組合
六、〇〇〇	久勢村國本	保、久勢村信販購利組合	四、〇〇〇	北庄内村堀江	保、堀江信販購利組合
四、〇〇〇	西貝村西貝塚	保、西貝村信販購利組合	八、〇〇〇	伊佐見村古人	保、伊佐見村信販購利組合
七、五〇〇	上淺羽村	保、上淺羽村信販購利組合	三、〇〇〇	赤佐村根方	保、赤佐村信販購利組合
四、五〇〇	向笠村向笠竹	保、向笠村信販購利組合	二、五〇〇	北庄内村平松	保、平松信販購利組合
六、五〇〇	三川村友泉	保、三川信販購利組合	三、〇〇〇	和地村和地	保、和地村信販購利組合
五、〇〇〇	豐濱村豐濱	保、豐濱村信販購利組合	四、〇〇〇	神久呂村志都	保、志都呂信販購利組合
二、五〇〇	十東村宮本	保、十東村信販購利組合	三、〇〇〇	北庄内村白洲	保、白洲信販購利組合
四、〇〇〇	掛塚町白羽	保、掛塚町信販購利組合	八、五〇〇	芳川村都盛	保、芳川村信販購利組合
六、〇〇〇	下阿多古村上	保、下阿多古村信販購利組合	三、五〇〇	北庄内村吳松	保、吳松信販購利組合
二、〇〇〇	池田村	保、池田信販購利組合	四、〇〇〇	新居町新居	保、新居町信販購利組合
四、〇〇〇	御厨村鎌田	保、御厨村信販購利組合	三、五〇〇	龍池村上築地	保、龍池村信販購利組合

濱名郡、濱松市

三、〇〇〇	神久呂村神ヶ	保、神ヶ谷信販購利組合	二	舞阪町	保、舞阪町信販購利組合
三、五〇〇	入野村入野	保、入野信販購利組合	一五	南庄内村和田	保、南庄内村信販購利組合
三、〇〇〇	入野村入野	保、西入野信販購利組合	一	篠原村馬郡	保、濱名湖養魚購利組合
三、五〇〇	五島村西島	保、五島村信販購利組合	一〇	雄踏町宇布見	保、雄踏信販購利組合
五、五〇〇	知波田村太田	保、知波田信販購利組合	四	濱松市富塚	保、富塚信販購利組合
六、五〇〇	鷺津町鷺津	保、鷺津町信販購利組合	九	濱松市島之郷	保、曳馬町信販購利組合
四、五〇〇	中之町中之	保、天龍信販購利組合	一〇	濱松市白脇	保、白脇信販購利組合
五、五〇〇	新所村岡崎	保、新所村信販購利組合	七	濱松市蒲	保、蒲信販購利組合
二、五〇〇	入野村入野	保、佐嶋信販購利組合	一	濱松市常盤町	保、蒲信販購利組合
六、〇〇〇	神久呂村大久	保、村柳村信販購利組合	一八	長上村市野	保、長上村信販購利組合
二、〇〇〇	吉野村須之木	保、吉野信販購利組合	計三八、一九四、〇〇〇		
三、五〇〇	豊西村中善寺	保、豊西村信販購利組合			
四、五〇〇	飯田村上飯田	保、飯田村信販購利組合	二	井伊谷村井伊	保、井伊谷信販購利組合
三、五〇〇	河輪村芋瀬	保、河輪村信販購利組合	三	奥山村奥山	保、奥山信販購利組合
二、五〇〇	北濱村西美園	保、北濱村信販購利組合	五	鐵玉村澁川	保、澁川信販購利組合
四、〇〇〇	小野口村小松	保、小野口信販購利組合	四	中川村中川	保、中川信販購利組合
四、〇〇〇	入出村	保、入出村信販購利組合	三	都田村瀧澤	保、瀧澤信販購利組合
二、五〇〇	三方原村	保、三方原村信販購利組合	四	三ヶ日町三ヶ	保、三ヶ日町信販購利組合
二、〇〇〇	可美村東若林	保、可美村信販購利組合	二	東濱名村都筑	保、東濱名村信販購利組合
二、〇〇〇	笠井町笠井	保、笠井町信販購利組合	七	龜玉村宮口	保、龜玉村信販購利組合
四、五〇〇	賀須賀町白須	保、白須賀町信販購利組合	二	伊平村伊平	保、伊平村信販購利組合
四、五〇〇	篠原村篠原	保、篠原村信販購利組合	四	鎮玉村田澤	保、田澤信販購利組合

引佐郡

二、〇〇〇	舞阪町	保、舞阪町信販購利組合	二	井伊谷村井伊	保、井伊谷信販購利組合
七、五〇〇	南庄内村和田	保、南庄内村信販購利組合	一五	奥山村奥山	保、奥山信販購利組合
五、〇〇〇	篠原村馬郡	保、濱名湖養魚購利組合	一	鐵玉村澁川	保、澁川信販購利組合
一〇、〇〇〇	雄踏町宇布見	保、雄踏信販購利組合	四	中川村中川	保、中川信販購利組合
四、五〇〇	濱松市富塚	保、富塚信販購利組合	九	都田村瀧澤	保、瀧澤信販購利組合
五、五〇〇	濱松市島之郷	保、曳馬町信販購利組合	一〇	三ヶ日町三ヶ	保、三ヶ日町信販購利組合
三、五〇〇	濱松市白脇	保、白脇信販購利組合	七	東濱名村都筑	保、東濱名村信販購利組合
三、五〇〇	濱松市蒲	保、蒲信販購利組合	一	龜玉村宮口	保、龜玉村信販購利組合
九、〇〇〇	濱松市常盤町	保、蒲信販購利組合	一八	伊平村伊平	保、伊平村信販購利組合
二、〇〇〇	長上村市野	保、長上村信販購利組合	計三六、一八三、〇〇〇	鎮玉村田澤	保、田澤信販購利組合



四	2,000	都田村保、都田村信販購利組合	計	10,000	5,000
三	10,000	氣賀町氣賀保、氣賀町信販購利組合			
一	500	金指町保、金指町信販購利組合	合計	3,067	1,494,500

### 第二節 準備金及積立金

科目	金額	金額
準備金	201,093,000	
特別積立金	131,000,000	
退職給與積立金	33,000,000	
聯倉減價銷却積立金	84,050,000	
加工設備減價銷却積立金	55,200,000	
計	504,343,000	

### 第三節 系統機關出資額

區別	出資口數	出資額	拂込済出資額
產業組合中央金庫	三八	3,800,000	3,800,000
全國購買組合聯合會	二九二	292,000,000	137,754,000
全國米穀販賣組合聯合會			

大日本柑橋販賣組合聯合會  
静岡縣信用組合聯合會

計	三三七	三,500,000	1,400,000
		299,300,000	142,954,000

### 第四節 設備

建築物	本所	事務所及附屬	工場	倉庫	雜物	倉庫	輸送場	輸送場	倉庫	事務所	事務所	事務所	事務所	事務所	事務所	事務所	事務所	事務所	事務所	事務所
	濱松支所	袋井支所	志太支所	富士支所	沼津支所	事務所及附屬	工場	倉庫	雜物	倉庫	輸送場	輸送場	倉庫	事務所	事務所	事務所	事務所	事務所	事務所	事務所
	二	一	一	二	一	二	五	一	一	二	二	二	一	二	一	二	一	一	一	一
	517,850	456,000	701,580	28,500	10,000	164,850	60,000	115,000	499,050	60,000	86,000	196,000	42,750	63,000	24,361	45,000				

聯合農業倉庫

賀茂支所	賀茂出張所	堀之內出張所	靜岡茶業部	村松工場	興津工場	中泉倉庫	久勢西倉庫	上淺羽倉庫	松崎倉庫	清水本庫	濱松支庫
事務	事務	事務	事務所及附屬	事務所及附屬	事務所及附屬	事務所及附屬	事務所及附屬	事務所及附屬	事務所及附屬	事務所及附屬	事務所及附屬
倉庫	倉庫	倉庫	倉庫	倉庫	倉庫	倉庫	倉庫	倉庫	倉庫	倉庫	倉庫
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
八七,八七五	三四,五〇〇	一五,〇〇〇	一七,五〇〇	一六〇,〇〇〇	四〇,三〇〇	一一八,七五〇	八一,〇〇〇	六三一,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	二二九,七五〇	六八七,〇〇〇
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
八	三	九	四	三	八	五	三	五	五	一	八

計

中泉支庫	袋井支庫	堀之內支庫	藤枝支庫	富士支庫	沼津支庫	三島支庫	濱松木炭倉庫	下泉木炭倉庫	沼津木炭倉庫	修善寺木炭倉庫	下田木炭倉庫	製油工場	寒天工場
事務	事務	事務所及附屬	事務所及附屬	事務所及附屬	事務所及附屬	事務所及附屬	事務所及附屬	事務所及附屬	事務所及附屬	事務所及附屬	事務所及附屬	事務所及附屬	事務所及附屬
倉庫	倉庫	倉庫	倉庫	倉庫	倉庫	倉庫	倉庫	倉庫	倉庫	倉庫	倉庫	倉庫	倉庫
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇三,〇〇〇	一二六,七〇〇	八四,〇〇〇	八七,〇〇〇	八四,〇〇〇	一六七,〇〇〇	一,七一,七〇〇
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇三,〇〇〇	一二六,七〇〇	八四,〇〇〇	八七,〇〇〇	八四,〇〇〇	一六七,〇〇〇	一,七一,七〇〇

第五節 本所及支所

本事務所  
賀茂支所  
松崎出張所

區域  
賀茂郡  
(賀茂支所管下)

開設年月日  
昭和四年三月二十六日  
同 七年七月九日  
同 十年九月二十二日

沼津支所  
三島出張所  
修善寺出張所  
富士支所  
清水支所  
志太支所  
袋井支所  
堀之内出張所  
濱松支所  
製茶出張部  
農産加工場

田方郡、駿東郡、沼津市、熱海市、三島市  
(沼津支所管下)  
(同)  
富士郡、富士宮市  
庵原郡、清水市、安倍郡、静岡市  
志太郡、榛原郡  
小笠郡、周智郡、磐田郡  
(袋井支所管下)  
濱名郡、濱松市、引佐郡  
(濱松支所管下)

昭和四年五月十二日  
同十年五月十四日  
同九年五月十五日  
同七年九月十日  
同十四年九月一日  
同十四年六月十日  
同六年二月一日  
同十年十一月十三日  
同四年五月十三日  
同八年九月十二日  
同十一年四月二十八日  
同十年十二月十三日

二二六

## 第六節 役員及職員

### 一、本支所別役員及職員

本支所別  
事務所  
賀茂支所  
松崎出張所  
沼津支所

事務所別	會長	専務理事	理事	監事	職員
本支所	一	一	八	五	一八九
賀茂支所	一	一	一	一	一
松崎出張所	一	一	一	一	一
沼津支所	一	一	一	一	一

三島出張所  
修善寺出張所  
富士支所  
清水支所  
志太支所  
袋井支所  
堀之内出張所  
濱松支所  
製茶出張部  
村松工場  
興津工場  
計

三島出張所	一	一	一	一	一
修善寺出張所	一	一	一	一	一
富士支所	一	一	一	一	一
清水支所	一	一	一	一	一
志太支所	一	一	一	一	一
袋井支所	一	一	一	一	一
堀之内出張所	一	一	一	一	一
濱松支所	一	一	一	一	一
製茶出張部	一	一	一	一	一
村松工場	一	一	一	一	一
興津工場	一	一	一	一	一
計	一	一	八	五	三五七

### 二、現役員氏名

役名	氏名	組合名	新任年月日	再任年月日
會長	高林兵衛	保證責任濱名郡横志村信用購買販賣利用組合理事	昭和一六、九、二	
専務理事	望月儀一	保證責任庵原郡富士川信用購買販賣利用組合理事	昭和四、四、一	

昭和四、四、一 (昭和七、四、九、九、二、三退任)  
同昭和六、三、三、九、九、四、二、四、七  
同昭和六、三、三、九、九、四、二、四、七

二二七

理事	小澤龜之助	保證責任賀茂郡須崎信用販賣購買利用組合理事	昭和七、九、二	昭和六、三、〇	昭和九、九、九	昭和二、四、二
同	佐野文之助	保證責任三島市錦田信用販賣購買利用組合理事	昭和一六、九、二	昭和一六、三、〇	昭和九、九、九	昭和二、四、二
同	森田豐壽	保證責任沼津市販賣購買利用組合理事	昭和四、四、一	昭和六、三、〇	昭和九、九、九	昭和二、四、二
同	岩間芳雄	保證責任富士郡富士製業信用販賣購買利用組合理事	昭和四、五、二	昭和六、三、〇	昭和九、九、九	昭和二、四、二
同	望月儀一	保證責任庵原郡富士川信用販賣購買利用組合理事	昭和四、四、一	昭和六、三、〇	昭和九、九、九	昭和二、四、二
同	山口忠五郎	保證責任志太郡西益津村信用販賣購買利用組合理事	昭和一六、九、二	昭和一六、三、〇	昭和九、九、九	昭和二、四、二
同	細川幸一	保證責任榛原郡五和村信用販賣購買利用組合理事	昭和一六、九、二	昭和一六、三、〇	昭和九、九、九	昭和二、四、二
同	高林兵衛	保證責任濱名郡積志村信用販賣購買利用組合理事	昭和一三、九、四	昭和一六、三、〇	昭和九、九、九	昭和二、四、二
同	伊藤連司	保證責任磐田郡袋井報徳信用販賣購買利用組合理事	昭和四、四、一	昭和六、三、〇	昭和九、九、九	昭和二、四、二

三、元役員氏名

監事	鈴木孫作	保證責任駿東郡富士岡村信用販賣購買利用組合理事	昭和一六、九、二	昭和一六、三、〇	昭和九、九、九	昭和二、四、二
同	戸塚眞作	保證責任安倍郡有度村信用販賣購買利用組合理事	昭和一四、九、二	昭和一六、三、〇	昭和九、九、九	昭和二、四、二
同	豐田鶴吉	保證責任引佐郡氣賀信用販賣購買利用組合理事	昭和一〇、九、二	昭和一六、三、〇	昭和九、九、九	昭和二、四、二
同	鈴木保	保證責任周智郡飯田村信用販賣購買利用組合理事	昭和一六、九、二	昭和一六、三、〇	昭和九、九、九	昭和二、四、二
同	丸尾長治郎	保證責任小笠原信用販賣購買利用組合理事	昭和一六、九、二	昭和一六、三、〇	昭和九、九、九	昭和二、四、二
顧問	榛葉忠藏	前會長、理事	昭和一六、九、二	昭和一六、三、〇	昭和九、九、九	昭和二、四、二
役名	氏名	新任年月日	再任年月日	退任年月日		
理事	榛葉忠藏	小笠原堀之内町西方	昭和四、四、一	昭和四、四、一	昭和九、九、九	昭和二、四、二
同	山本謙治	濱名郡積志村橋爪	昭和四、四、一	昭和四、四、一	昭和九、九、九	昭和二、四、二
同	鷺山喜一郎	榛原郡五和村番生寺	昭和四、四、一	昭和四、四、一	昭和九、九、九	昭和二、四、二
同	山本文右衛門	賀茂郡仁科村中	昭和四、四、一	昭和四、四、一	昭和九、九、九	昭和二、四、二
同	湖東喜治郎	周智郡久努西村久能	昭和四、四、一	昭和四、四、一	昭和九、九、九	昭和二、四、二

所別	資格	主事	技師	主事補	書記	履	臨時履	計	公用	雜役
本所	九	一	一	六	三	一〇	二	一八	七	八
村松工場	一			二	三	三		六	一	三
興津工場	一			一	二	三		六	一	三
茶業部	三			四	二	七		八	一	二
濱松支所	一			二	四	七		六	一	二
鷺津出張所	一			一	一	二		二	一	三
袋井支所	一			四	一	二		六	一	三
堀之内出張所	一			一	一	二		二	一	三
志太支所	一			三	七	七		八	一	二
清水支所	一			一	五	七		二	一	二
富士支所	一			一	三	六		二	一	二
沼津支所	一			三	〇	八		二	一	二

四、職員所屬及職名別

同	鈴木新作	駿東郡長泉村中土狩	昭和六、九、五	昭和六、九、二	昭和一六、九、二
同	鈴木信郎	榛原郡萩間村東萩間	昭和一二、九、二	昭和一二、九、二	昭和一六、九、二
同	湯山慶次郎	田方郡北上村	昭和四、四、一	昭和四、四、一	昭和一六、九、二
同	後藤桂太郎	引佐郡龜玉村	昭和四、五、二	昭和四、五、二	昭和一六、九、二

理事	池ヶ谷榮太郎	志太郡焼津町焼津	昭和六、一、九	昭和七、九、二	昭和一三、九、二
同	和田小市	濱名郡北庄内村堀江	昭和九、二、三	昭和一〇、九、二	昭和一三、九、二
同	森和一	庵原郡内房村	昭和九、九、一	昭和一〇、九、二	昭和一六、一〇、三
同	角替和一	庵原郡富士川町本島	昭和一〇、九、二	昭和一〇、九、二	昭和一三、四、七
同	長谷川治作	志太郡和田村田尻	昭和一三、九、四	昭和一三、九、四	昭和一六、九、二
監事	前島定平	引佐郡井伊谷村花平	昭和四、四、一	昭和四、四、一	昭和一〇、八、三
同	鈴木博夫	駿東郡長泉村下土狩	昭和四、四、一	昭和四、四、一	昭和六、九、二
同	石野清吉	安倍郡久能村根古屋	昭和四、四、一	昭和四、四、一	昭和一四、九、二
同	松永安衛	富士郡加嶋村平垣	昭和四、四、一	昭和四、四、一	昭和四、五、二
同	松本清一	田方郡川西村長岡	昭和四、四、一	昭和四、四、一	昭和六、九、二
同	平尾彌太郎	榛原郡勝間田村切山	昭和六、一、九	昭和六、一、九	昭和六、一、九
同	紅林竹一	田方郡錦田村谷田	昭和六、九、五	昭和六、九、五	昭和一四、九、二

修善寺出張所  
三島出張所  
賀茂支所  
松崎出張所  
計

六	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

五、現職員氏名

部	課	職名	氏名	就職年月日
總務部	部長	主事	千石虎二	昭和七年八月二十五日
秘書課	課長	同	伊藤泰一	八年十二月二日
庶務課	同	同	山下諒太郎	五年三月七日
會計課	同	同	森野勝	七年一月六日
庶務課	同	同	榎葉壽早子	七年八月八日
庶務課	同	同	遠藤まさ&	七年四月一日
庶務課	同	同	安達勇之助	十年十月七日
庶務課	同	同	眞田昇	六年四月一日
庶務課	同	同	今村美代子	五年四月一日
庶務課	同	同	森きさの	七年三月七日
庶務課	同	同	杉山とく	五年二月七日
庶務課	同	同	中村とき	五年四月四日
庶務課	同	同	望月和枝	五年九月四日
統制課	課長	主事補	杉村與七郎	昭和六年十二月十日
統制課	同	同	上村久賀次	五年十月十日
統制課	同	同	大畑儀策	十年十月七日
統制課	同	同	内田久雄	十年三月二十五日
統制課	同	同	池田正治	五年三月七日
統制課	同	同	渡井まつ	五年三月七日
統制課	同	同	山梨みね子	五年五月八日
統制課	同	同	山下威織	八年三月一日
統制課	同	同	鈴木汎	九年六月五日
倉庫課	課長	主事補	日下威織	八年三月一日
倉庫課	同	同	鈴木汎	九年六月五日
經理部	部長	主事	稻川東明	四年五月五日
經理部	同	同	木内新次	五年一月七日
經理部	同	同	長谷川俊司	九年三月二十六日
經理部	同	同	石井長一	五年七月一日

部	課	職名	氏名	就職年月日
會計課	書記	高橋保敏	同	五年十一月一日
會計課	主事補	伊藤潔	同	五年九月三日
會計課	同	永野康江	同	五年七月一日
會計課	同	山崎静枝	同	五年三月五日
會計課	同	高畑道子	同	五年三月五日
會計課	同	寺田敏子	同	五年三月二十五日
會計課	同	水野トキ	同	五年八月一日
會計課	同	岡村初江	同	五年三月二十五日
會計課	同	有賀ふみ子	同	五年六月二十五日
會計課	同	吉田時江	同	五年五月五日
會計課	同	齋藤公子	同	五年四月一日
會計課	同	大川春江	同	五年四月一日
資材部	部長	主事	横山啓一	昭和四年五月十日
資材部	同	主事補	遠藤季雄	三年二月一日
資材部	同	同	小原謙次郎	七年九月一日
資材部	同	同	西ヶ谷重多	五年五月五日
資材部	同	同	渡邊雅信	七年九月十日
資材部	同	同	土井照男	五年四月一日
資材部	同	同	星野勝夫	五年三月四日
資材部	同	同	池上秋雄	七年七月九日
資材部	同	同	齋藤初藏	八年十二月一日
資材部	同	同	杉浦武	九年九月五日
資材課	課長	主事	曾我正雄	昭和七年十二月五日
資材課	同	同	原田隆一	九年十月一日
資材課	同	同	伊藤幸雄	八年十二月五日
資材課	同	同	吉澤重一	十年四月一日
資材課	同	同	吉野高光	九年九月五日
資材課	同	同	茅野初美	五年十二月六日
資材課	同	同	原川久一	十年十月七日
食糧部	部長	主事	曾我正雄	昭和七年十二月五日
食糧部	同	同	原田隆一	九年十月一日
食糧部	同	同	伊藤幸雄	八年十二月五日
食糧部	同	同	吉澤重一	十年四月一日
食糧部	同	同	吉野高光	九年九月五日
食糧部	同	同	茅野初美	五年十二月六日
食糧部	同	同	原川久一	十年十月七日
厚生資材課	書記	前田文二	同	八年四月七日
厚生資材課	同	繁村新吉	同	五年三月一日
厚生資材課	同	木内喜多雄	同	九年七月廿日
厚生資材課	同	米山四郎	同	五年三月二十五日
厚生資材課	同	増田廣治	同	五年七月一日
厚生資材課	同	加藤信子	同	五年三月二十五日
厚生資材課	同	高瀬供子	同	五年八月一日
厚生資材課	同	岩崎嘉市	同	七年九月廿日
厚生資材課	同	齋藤定次郎	同	五年一月二十五日
厚生資材課	同	土屋大三	同	五年十一月一日
厚生資材課	同	山岸哲男	同	十年三月二十五日
厚生資材課	同	影山義美	同	五年十一月一日
厚生資材課	同	井口辰雄	同	五年三月二十五日
厚生資材課	同	佐野初江	同	五年八月七日
厚生資材課	同	杉山みち子	同	七年一月八日

農林部  
部長 淺井 榮 昭和十年十月十五日  
主事 阿形 悅治 同 九年十月十五日  
主事補 上原 榮 同 十年六月二十日  
同 吉岡 幸一 同 十五年一月二十日  
書記 芝田 伊勢太郎 同 十五年六月十五日  
同 夏目 尙 同 十五年十月一日  
同 高橋 愛子 同 十五年三月十四日  
主事補 後藤 正晴 同 十五年三月十日  
書記 佐野 忠次 同 十五年十月一日  
同 大石 ゆき 同 十五年三月二十日  
同 赤堀 真雄 同 十五年八月二十五日  
同 永島 章一 同 十五年十月十日  
同 渡邊 滿 同 十五年五月十日  
同 中野 鐵二 同 十五年十一月一日  
同 菊池 永久子 同 十五年十月十日

畜産課  
部長 山本 しげ 昭和十四年十月十日  
同 立林 君子 同 十四年十月十日  
同 狩野 三智枝 同 十五年三月十五日  
同 望月 みさ子 同 十五年三月十五日  
同 窪田 はるゑ 同 十五年四月一日  
同 高井 猪佐雄 同 十五年一月十五日  
主事補 畑谷 謙三 同 七年七月六日  
同 久保田 美正 同 七年十月五日  
同 増田 力藏 同 八年七月一日  
同 松島 静夫 同 十年十月七日  
同 田中 力 同 七年五月五日  
同 大竹 博 同 十五年三月十五日  
同 太田 貞三 同 十五年三月十五日  
同 望月 初枝 同 十四年三月十五日

柑橋部

部長 塚口 勇作 昭和九年十月一日  
主事補 岩崎 紫朗 同 十年三月二日  
同 山本 勝次 同 七年四月一日  
同 山村 芳男 同 九年十月五日  
同 平野 鏡逸 同 十五年五月十日  
同 小長谷 定雄 同 十五年二月二日  
同 西ヶ谷 正 同 十五年七月一日  
同 田島 哲雄 同 十五年十月十日

共済會 課長 主事 栗田 秀司 同 四年四月二十三日  
同 雇 風間 敏江 同 十五年四月十日

支所長 阿部 道子 同 十五年三月十五日  
同 荒槻 綾子 同 十五年八月一日

興津加工場 工場長 主事補 西子 美恵治 昭和十四年四月四日  
書記 一杉 健一 同 十五年九月五日

支所長 (驚張所)

主事補 藤原 孫一郎 同 十年一月十五日  
同 伊熊 美芳 同 十年十月七日  
同 杉浦 正信 同 十五年四月九日  
同 稻川 太郎 同 十四年七月十日

工場部 部長 主事 渡井 常藏 昭和七年九月二十八日  
主事補 北村 保三 同 七年三月七日  
同 杉山 芳雄 同 九年七月二日  
書記 村岡 雅雄 同 九年九月一日  
同 志村 眞一 同 十五年十月一日

同 森下 藤平 同 十五年四月一日  
同 田邊 亮一 同 九年九月十日  
同 横井 清 同 十四年三月四日  
同 岩淵 政司 同 十五年十月一日  
同 久野 修 同 十四年三月二十七日  
同 中津川 喜和治 同 十五年三月七日  
同 稻川 幸夫 同 十五年四月二十三日  
同 小和田 保 同 十五年四月四日

茶業部 主事 林 令三 昭和六年一月二十日  
主事補 山田 忠一 同 十五年六月二十日  
同 伊藤 恵介 同 十五年四月十五日  
同 石原 七郎 同 八年三月十五日  
同 藤浪 一三 同 十四年八月十五日  
同 樽松 煉二 同 十年十月七日  
同 書記 望月 康三 同 十四年三月十五日

同 長津利 政 同 十五年六月十五日  
同 松本 京子 同 十五年三月八日  
同 古山 千鶴子 同 十五年三月十日  
同 小林 順子 同 十五年三月十日  
同 加藤 あい子 同 十五年四月一日

支養  
所井

(出張所)

主事	神谷啓一	昭和七年七月二日
主事補	鈴木清一	七年八月十日
同	相羽左四郎	八年七月五日
同	鈴木清次	九年二月三日
同	淺倉治郎	九年六月一日
書記	柴本和夫	十年十月二日
同	平野芳平	九年九月十日
同	高橋正一	十年四月十日
同	鈴木博	十年七月七日
同	宇田壽一	十年七月七日
同	小出金次郎	十年十月一日
同	桑原定吉	十年三月十日
同	西尾政雄	十年七月十日
同	高木一馬	十年三月十日
同	鈴木貞市	十年一月八日
同	鈴木貴徳	十年七月一日
同	高橋茂夫	十年八月一日
同	金原くに	十年三月十日
同	大橋三代子	十年一月八日
同	大杉千代子	十年四月一日
同	柳原ふさ子	十年四月一日

支志  
所太

支所長

主事	入野清作	昭和七年三月七日
主事補	松本清	八年十月一日
同	齋藤保	八年二月五日
同	水野一雄	十年十月二日
書記	阿井貞作	九年十月五日
同	平野榮造	十年二月五日
同	増田康一	十年三月十日
同	山内操	九年九月十日
同	村越猛	十年一月五日
同	増井重四郎	八年六月二日
同	杉本大八	十年七月一日
同	増田一子	十年七月一日
同	堀井つぎ	十年三月二日
同	望月正己	昭和八年三月六日
書記	田中佐吉	十年九月十日
同	土屋武司	十年十月七日
同	杉山勇	十年三月五日
同	菊池公一	十年五月五日
同	鈴木武彦	十年十月五日
同	松永昇佐久	十年七月一日

支富  
所士

支所長

書記	鍋田徳恵	十年三月十五日
臨時	海野ひさ枝	九年三月六日
主事	市野五作	昭和七年九月一日
主事補	小澤要	八年九月五日
書記	小林慶一	十年八月一日
同	森本健太郎	十年三月十五日
同	望月辰喜	十年三月七日
同	長島瓦光	十年三月十日
同	望月和子	十年四月一日
同	石上弘子	十年四月一日

支沼  
所津

支所長

主事	榊原敏郎	昭和九年八月三日
主事補	鈴木八郎	四年九月十日
同	小川豊	八年七月五日
同	渡邊勉	十年三月六日
同	三田逸作	九年九月二日
同	田中忠綱	七年九月一日
同	淺田茂	十年四月三日
同	齋藤邦	十年五月五日
同	津田重行	十年八月二日
同	林政美	十年十月七日
同	伊藤政一	八年六月五日

(修善寺出張所)  
(三島出張所)

支賀  
所茂

支所長

書記	山田貞光	十年八月一日
同	羽切政夫	十年十月五日
同	横田平八郎	十年二月五日
同	宇佐美真次	十年三月十五日
同	杉山勳	十年五月十日
同	西山よし子	十年四月七日
同	村田龍子	十年四月七日
同	岩崎ユリ子	十年四月一日
同	締木幸子	十年八月五日
同	芹澤やぶ子	十年六月一日
同	鈴木郁子	十年九月一日
同	生田尚子	十年七月七日
主事	金指定義	昭和八年一月一日
主事補	菊池貢	八年五月一日
同	山本運男	九年十月一日
同	土田文雄	十年七月一日
同	山下博	十年七月十日
同	渡邊久仁男	十年三月十日
同	中田也き	十年七月一日
同	久保田咲枝	十年七月十日
同	土屋勝江	十年七月一日
同	植松英子	十年六月五日



現役入營 田畑運萬司外  
 應召 内山隆外  
 徵用 高田威雄外

六、元職員氏名

職名	氏名	退職年月日	職名	氏名	退職年月日
職名	山本福次	昭和七年八月十九日	職名	片平金一	昭和九年三月三十一日
職名	森田和男	七年八月二十七日	職名	松浦繁雄	九年五月二十五日
職名	奈瓦橋悟三	七年八月二十七日	職名	土屋茂一	九年九月十七日
職名	淺倉堯夫	七年九月十四日	職名	葦原範治	十年一月三十一日
職名	井上順太郎	八年一月三十一日	職名	清原金作	十年三月二十八日
職名	太田共次郎	八年二月二十八日	職名	堀池利一	十年三月二十八日
職名	山下正雄	八年三月六日	職名	小池猛	十年三月二十八日
職名	村田よしの	八年三月三十一日	職名	大村二郎	十年三月三十一日
職名	西山勝利	八年五月二十日	職名	秋山武藏	十年三月三十一日
職名	名木聖	八年四月二十日	職名	上杉恒雄	十年四月十八日
職名	芝田元太郎	八年四月二十日	職名	田邊喜八	十年四月三十日
職名	鈴木伊三雄	八年六月二十七日	職名	八谷仁平	十年三月三十一日
職名	黒田源六	八年七月三十一日	職名	戸塚喜八	十年八月一日
職名	廣野喜三	八年九月二十一日	職名	下津山登	十年二月二十八日
職名	水野三枝	八年九月二十一日	職名	深津利雄	十年二月二十一日
職名	増田照	八年九月二十一日	職名	杉本次郎	十一年三月二日

出向 諸井五平外一名  
 休職 松永まつ外三名

職名	氏名	退職年月日	職名	氏名	退職年月日
職名	伊藤吉之介	十一年三月十七日	職名	山本昇一	十二年九月三十日
職名	岩本忠雄	十一年三月二十六日	職名	佐藤純代	十二年十月二十日
職名	大村てる	十一年六月二十五日	職名	常盤久子	十二年十一月十七日
職名	杉本格次郎	十一年七月三十日	職名	中川一衛	十二年十二月二十日
職名	溝口成一郎	十一年八月三十一日	職名	山本貞子	十二年十二月二十日
職名	島中政行	十一年八月三十一日	職名	齋藤佳子	十二年十二月廿一日
職名	橋本博	十一年十一月三十日	職名	村松安定	十三年一月三十一日
職名	望月良一	十二年四月八日	職名	長谷川幸枝	十三年二月二十八日
職名	竹内みづ	十二年四月十日	職名	鈴木富美	十三年三月十日
職名	望月光市郎	十二年四月二十一日	職名	中澤省三	十三年三月十五日
職名	小川善治	十二年四月三十日	職名	望月鐵二	十三年三月二十二日
職名	芹澤融	十二年六月十五日	職名	高津善雄	十三年三月三十一日
職名	田中融	十二年七月十日	職名	乘松康一郎	十三年三月三十一日
職名	植松進	十二年七月二十七日	職名	北村なか	十三年三月三十一日
職名	鈴木正之	十二年七月二十五日	職名	鈴木欣一	十三年五月十八日
職名	佐野勝恵	十二年八月三十一日	職名	小林龍己	十三年七月十日
職名	小野綾子	十二年八月三十一日	職名	中村豊太郎	十三年七月二十五日
職名	奥川清市	十二年八月三十一日	職名	廣瀬市太郎	十三年七月二十六日
職名	伊藤潔	十二年九月十六日	職名	高山太郎	十三年七月二十六日
職名	加藤和作	十二年九月二十五日	職名	吉川富夫	十三年八月三十一日
職名	田中重	十二年九月三十日	職名	望月まき	十三年八月三十一日
職名	大橋卓	十二年九月三十日	職名	秋山健次	十三年八月三十一日
職名	浅井久	十二年八月三十一日	職名	森次	十三年八月三十一日



原田和江	昭和十六年十二月廿九日	技手	中野勤助	昭和十七年五月十四日
桑原京子	同十七年一月十四日	主事補	浦田宗策	同十七年五月二十三日
增田浩	同十七年一月二十四日	技師	伊東喜代治	同十七年六月三十日
田島み	同十七年二月二十四日	書記	室伏利夫	同十七年七月十一日
望月静江	同十七年三月十三日	書記	森田清	同十七年七月十五日
望月益次	同十七年三月三十一日	書記	山本を	同十七年七月二十五日
坂井よし枝	同十七年三月三十一日	書記	深澤辰江	同十七年八月十日
安間平枝	同十七年四月六日	書記	中村利枝	同十七年八月十日
淺原正光	同十七年四月十日	書記	和田きみ	同十七年八月十日
名木久男	同十七年四月十日	書記	渡邊菊江	同十七年八月十日
片岡三夫	同十七年四月二十二日	書記	大月都子	同十七年八月十七日
鈴木文雄	同十七年四月二十二日	書記	望月愛子	同十七年八月二十五日
川幸次	同十七年四月二十二日	書記	京屋文一	同十七年八月二十五日
飯塚佳	同十七年四月三十日	書記	石川新一郎	同十七年九月四日
		主事	川口八枝	同十七年九月五日

第七節 事業分量 (第十四年度)

肥料	數量	金額
飼料	五二、四〇三、〇貳	五、六九四、〇一四
	二五、三七六、三〇〇	四、〇三五、八〇六

2. 販賣事業

米	數量	金額
小麥	五一三、八二九石	二二、六四一、六八二
大麥	一一九、九〇八俵	三、四八〇、九五三
小麥	二五三、九四七俵	一、五七〇、八二七
小麥	八三八、六八四俵	二四七、三八二
小麥	一一三、七六七袋	五〇三、三八二
小麥	一、七五六俵	一五、一六〇
小麥	一〇、五九二俵	三〇、六四〇
小麥	九、八二二俵	一四、二一六
小麥	七八、四一九箱	二六五、〇七六
小麥	一〇八、九四〇俵	三二八、二八五
小麥	二一、三八四俵	九、〇六七、〇四八
小麥	一、七四四、五二三俵	三五六、九〇〇
小麥	八九四、八九八貫	三、五四一、四七二
小麥	七、八四一貫	二、三〇四、一三一
小麥	二八六、七七二玉	五、五〇一、八一五
小麥		二一四、一三六
小麥		一三四、四一五
小麥		二九六、〇二一
小麥		二四三

小其竹薪漬寒乾炭佃畜食筍菜茶食原海罐青落激起  
 計他材物天菜煮牛鳥粕油ン料物詰菜生粉  
 燥野  
 種種  
 製紙原  
 產  
 果  
 花  
 蔬

六四六、八六〇枚  
 一、二四六、七六一枚  
 二四〇貫  
 九、〇〇〇斤  
 二五九、七六六貫  
 一二、五四〇斤  
 一〇、〇八〇罐  
 三、九六〇叭  
 五四七、三二四貫  
 一一七、一三四羽  
 四四頭  
 一三、二七一貫  
 一四八貫  
 一、〇〇八捆  
 二六、五三〇斤  
 二四、三四一樽  
 二、三三四、二五三束  
 三、二八七束

二〇八、二六九  
 二四八、四二七  
 一、一八七  
 二、八二六  
 一二二、一三八  
 七七二、八〇一  
 一〇一、三六八  
 六〇一、六三七  
 二、三六七  
 一一七、八三二  
 三八、七〇六  
 六二八、八四二  
 二二九、四三六  
 一三、一四五  
 六八、七二四  
 五九一  
 三一、一七八  
 六一、一八九  
 一八五、九八五  
 四〇一、〇六八  
 三、四二九  
 六五六、四九四  
 七六、〇二一、一八一

二四四

合計

八八、七二〇、六五八

第八節 財產目錄

(昭和十七年七月三十一日現在)

資產負債

種類	項目	金額			
土地	事業用宅地	事務所及附屬	本所	二棟	一一、八〇八、二五
			倉庫	五棟	五二七、八五
			工場	四棟	七〇一、五八
			雜物	二棟	四五六、〇〇
			事務所	二棟	二八、五〇
			倉庫	一棟	一〇、〇〇
			事務所	一棟	一六四、八五
			倉庫	一棟	六〇、〇〇
			事務所	一棟	一一五、〇〇
			倉庫	一棟	四九九、〇五
			事務所	一棟	六〇、〇〇
			倉庫	一棟	八六、〇〇
			事務所	一棟	一九六、〇〇
			倉庫	一棟	四二、七五
			事務所	一棟	六三、〇〇
合計		三五四、一三三、九三			

二四五

機械器具					農産加工設備					聯合農業倉庫												
製麵	製粉	製茶	山葵	精米	肥米	製寒	計	下田	修善寺	沼津	下泉	濱松	三島	沼津	富士	藤枝	堀之内	袋井	中泉	濱松	濱水	
工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	工場	炭倉	炭倉	炭倉	炭倉	炭倉	支倉	支倉	支倉	支倉	支倉	支倉	支倉	支倉	支倉	支倉
一棟	一棟	一棟	一棟	一棟	一棟	一棟	一棟	一棟	一棟	一棟	一棟	一棟	一棟	一棟	一棟	一棟	一棟	一棟	一棟	一棟	一棟	一棟
一七,五〇〇,〇〇〇	八二,〇〇〇,〇〇〇	六,八一〇,〇〇〇	五,三一七,〇〇〇	一九,七五四,〇〇〇	三四,五七八,〇〇〇	三二〇,〇〇〇	一,七一,七〇〇	一六七,〇〇〇	八四,〇〇〇	八七,〇〇〇	八四,〇〇〇	一〇三,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇	三六〇,〇〇〇

二四七

二五五、四五、〇〇

六〇、九六四、九八

一三五、四〇〇、〇〇

建 物																
計	松崎	上久	中久	興津工場	村松工場	静岡茶葉部	出堀張之内	賀茂支所	賀茂支所	賀茂支所	沼津支所	沼津支所	沼津支所	沼津支所		
倉庫	倉庫	倉庫	倉庫	倉庫	倉庫	倉庫	倉庫	倉庫	倉庫	倉庫	倉庫	倉庫	倉庫	倉庫		
八棟	一棟	三棟	五棟	五棟	三棟	八棟	九棟	二棟	三棟	一棟	一棟	三棟	一棟	二棟	一棟	一棟
九、二二〇、三五一	一五、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一一四、二五〇	一、二六、〇〇〇	三四〇、七四〇	二五二、二四五	一八三、五〇〇	一一八、七五〇	六三一、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	二二九、七五〇	六八七、〇〇〇	一、五一六、〇〇〇	一八三、五〇〇	二五二、二四五	一八三、五〇〇

二四六

五六八、八三一、〇〇

什器	精麥	三、五〇〇、〇〇〇
什器	興津	七〇、三九〇、〇〇〇
什器	其	一七、八六〇、〇〇〇
什器	本支所	二九二、〇〇〇
什器	舊口	三、五〇〇
什器	全購	八〇、〇〇〇
什器	縣信	八〇、〇〇〇
什器	清水飼料株式會社株式	一〇、七〇〇
什器	日本寒天統制株式會社株式	五、三五〇
什器	日本蠶絲統制株式會社株式	二五〇、〇〇〇
什器	靜岡縣乾麵製粉共販株式會社株式	三九、〇〇〇
什器	靜岡縣水產物配給統制株式會社株式	六〇、〇〇〇
什器	東亞製茶株式會社株式	二五、〇〇〇
什器	興亞茶業株式會社株式	一、五〇〇
什器	東部水產物輸出株式會社株式	一、五〇〇
什器	精麥	四七、三七三、〇〇〇
什器	興津	三、八〇〇、〇〇〇
什器	其	二九五、五〇〇、〇〇〇
什器	本支所	二九二、〇〇〇
什器	舊口	三、五〇〇
什器	全購	八〇、〇〇〇
什器	縣信	八〇、〇〇〇
什器	清水飼料株式會社株式	一〇、七〇〇
什器	日本寒天統制株式會社株式	五、三五〇
什器	日本蠶絲統制株式會社株式	二五〇、〇〇〇
什器	靜岡縣乾麵製粉共販株式會社株式	三九、〇〇〇
什器	靜岡縣水產物配給統制株式會社株式	六〇、〇〇〇
什器	東亞製茶株式會社株式	二五、〇〇〇
什器	興亞茶業株式會社株式	一、五〇〇
什器	東部水產物輸出株式會社株式	一、五〇〇

靜岡縣加工山葵輸出有限會社出資	八口	八〇〇	
靜岡縣椎茸統制組合出資	五〇口	八〇〇	
日本茶輸出組合出資	一〇口	二五、〇〇〇	
靜岡縣東亞必需品輸出組合出資	三〇口	一一、五〇〇	
靜岡縣東亞貿易同志會出資	三口	二、五〇〇	
日本海陸產物輸出組合出資	一〇口	一、五〇〇	
日本青果物輸出組合	一口	一、〇〇〇	
計 出資總額	五〇八、〇五〇円	三一六、八〇〇	
大東亞戰爭國債額面壹千圓	三枚	二、九四〇	
同 額面五百圓	一枚	四九	
支那事變國債額面壹千圓	一枚	一〇、七八〇	
同 額面五百圓	三〇枚	二、九四〇	
支那事變割引國債額面拾圓	一〇〇枚	七〇〇	
支那事變貯蓄債額面拾五圓	二九九枚	二、九九〇	
勸業債額面貳拾圓	一枚	一〇	
食糧證券	米、小麥、大麥、裸麥、政府供出代金	八枚	六五一、八六八、四七

預金別紙明細ノ通り	購買品	販賣品	乾蘭用諸材料	販賣品買掛金	受取手形勘定	販賣品假渡金	假拂金	支拂保證金	未收保管料	未收關係金	現收金										
肥料	飼料	米	農	製	麥	製	柑	林	畜	特	農	米	資	米	穀	材	穀	料	料		
三〇點	四六	七四	三六	二〇	二六	二六	一三	五	一	八	〇	六	四	四	六	三	二	三	二		
二二三、〇二一、二二四	二〇、八六五、七三三	六、二三一、四五五	三八一、三五四、七九	一九、一八六、七六	七四、〇二〇、一三	一二、一三八、四四	一、三〇一、一五	二三四、二〇四、八〇	一八〇、六七〇、八〇	八六六、八九〇、六五	一五九、五九八、一〇	二二五、六六七、〇一	九、九九六、七六	三、〇〇三、六	一〇三、一〇一、三七	一九、五〇〇、〇〇	一〇一、一九七、四七	七〇、二〇三、五六	二、五〇〇、〇〇	二、三七一、八三	七三、〇二一、六八

二五〇

資產計  
種類  
未拂込出資金

全購	內	借入	內	農產加工場設備資金	購買品買掛金	販賣品買掛金	前受	受入	假受	蘭絲部關係未拂金	負債計	差引
縣	縣	縣	縣	製	二	三	購	七	三	八	計	二
信	信	信	信	天	二	三	代	四	四	八	計	二
聯	聯	聯	聯	油	二	三	金	七	三	八	計	二
二九二口	七	二〇〇、六一二、六四	九一、五五六、六二	一五、八八六、九八	二一、〇七八、〇〇	二〇〇、六一二、六四	二、一〇〇、〇〇	一五四、二四五、六五	二、一〇〇、〇〇	六、六六五、四九六、二九	四、五二八、二三八、〇一	二五
一五六、三四五、六五	二九二、一六五、二六	三六、九六四、九八	五八七、九四四、八五	一九一、五九三、六四	二、五五六、六七五、七一	六八、四三八、〇〇	六三六、〇八七、二八	一、〇一八、六四	四、五二八、二三八、〇一	二、五〇〇、〇〇	四、五二八、二三八、〇一	二五

第九節 損益計算

種類	金額	損	種	金額
購買利益金	四五〇、五九〇、三六	種	支拂利息	四九、九三三、七五
益	額	損	失	額
二五	一	二五	一	一

販賣益金	五〇三、三四五、〇七
販賣歩合金	一三〇、四四六、九七
加工料	一四五、七三九、八二
保管料	一一、六〇九、一〇
貸出料	五三、九七九、〇四
入出庫料	二四二、〇一
受入利息	二〇、三四五、六七
配當金	一〇、二六五、六〇
補助金	二一、〇八六、五三
聯倉部收入	六一八、九六四、三一
雜收	一八七、一二二、八八

小計 二、一五三、七三七、三六  
 (繰越金) 七、九八六、〇四

役員報酬	九、五〇〇、〇〇
諸給與	三八〇、八一三、三二
旅費	五九、六一一、三六
會議費	三六、八三〇、九一
通信費	六三、〇七九、八七
印刷費	三一、八六六、九四
消耗品費	三〇、〇九五、六二
諸稅負擔金	二四、〇〇〇、一九
借地借家料	七、六一六、〇六
保費	一三、二五七、六五
寄付金	八一、七五九、六二
退職慰勞金	一〇六、一二〇、〇〇
從業員退職手当	一〇、〇〇〇、〇〇
販賣手数料	八、八一六、四八
動力費	三、六八八、四四
精米運賃	九、二一九、七六
茶業諸費	一七一、一三〇、九一
工場諸費	一四二、八〇四、一八
聯倉部諸費	六〇九、八九四、六三
雜費	九八、二八七、六三
管轄費	六九、六五九、四一
諸設備減價銷却金	四六、八二一、八一

小計 二、〇六四、八〇八、五四

合計 二、一六一、七二三、四〇  
 差引剩餘金九萬六千九百十四圓八十六錢也

### 第十節 剩餘金處分

一金二百六萬一千七百二十三圓四十錢也  
 一金二百六萬四千八百八圓五十四錢也  
 差引  
 一金九萬六千九百十四圓八十六錢也

此ノ處分  
 一金二萬四千三百四十五圓七錢也(剩餘金ノ二割五分強)  
 一四萬八千二百四十六圓七十二錢也(拂出資金ニ對シテ年四分ノ割)  
 一金六千圓也  
 一金一萬八千三百二十三圓七錢也

合計 二、〇六四、八〇八、五四

本年度總益金  
 本年度總損金  
 本年度剩餘金  
 準備金  
 出資配當金  
 役員賞與金  
 翌年度繰越金



## 第九章 定款及規約類

### 第一節 最初の定款

本會最初の定款は昭和四年三月七日設立者榛葉忠藏外二十五名に依つて作製せられ、同月二十五日本縣に認可を申請し、同月二十六日認可を得たものである、左の如し。

#### 有限責任静岡縣購買販賣利用組合聯合會定款

##### 第一章 總 則

第一條 本會ハ左ノ事業ヲ行フヲ以テ目的トス

一、所屬組合又ハ所屬聯合會ノ購買スル物ヲ買入レ之ニ加工シ若ハ加工セズシテ又ハ之ヲ生産シテ所屬組合又ハ所屬聯合會ニ賣却スルコト

二、所屬組合又ハ所屬聯合會ノ賣却スル物ニ加工シ若ハ加工セズシテ之ヲ販賣スルコト

三、所屬組合又ハ所屬聯合會ヲシテ必要ナル設備ヲ利用セシムルコト

第二條 本會ハ有限責任静岡縣購買販賣利用組合聯合會ト稱ス

第三條 本會ノ組織ハ有限責任トス

第四條 本會ノ區域ハ静岡縣トス

第五條 本會ノ主タル事務所ヲ静岡縣静岡市江川町三十五番地ニ置キ從タル事務所ヲ左ノ場所ニ置ク

静岡縣濱松市田町十三番地

静岡縣沼津市上香貫字外吉田八五九番地ノ一  
八六〇番地ノ一

前項ノ外便宜ノ地ニ理事會ノ決議ヲ經テ出張所ヲ設クルコトヲ得

第六條 本會ハ本會ノ区域内ニ住所ヲ有スル同種ノ事業ヲ行フ産業組合及産業組合聯合會ヲ以テ組織ス

第七條 産業組合法第四十條第二項ニ依ル公告ハ静岡縣静岡市ニ於テ發行スル静岡新報及静岡民友新聞ニ掲載シテ之ヲ爲ス

第八條 本會ノ財産ニ對スル所屬組合及所屬聯合會ノ持分ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ定ム

一、出資金ニ對シテハ出資額ニ應ジ算定ス

二、準備金ニ對シテハ拂込済出資累計額ニ應ジ毎年毎ニ之ヲ算定加算ス

三、特別積立金ニ對シテハ本會ヲ通ジテ購買販賣シタル物ノ價額本會ニ支拂ヒタル利用料ノ額ヲ合算シタル金額ニ應ジ年度毎ニ算定加算ス但シ總會ノ決議ニ依リ持分算定ノ率ヲ異ニシ又ハ其ノ一部ニ對シ持分ヲ算定セザルコトアルベシ

四、其ノ他ノ積立金ニ對シテハ本會解散當時ノ所屬組合及所屬聯合會ニ限リ持分ヲ有シ其ノ權利ハ平等トス

五、本會ニ損失アリ其ノ未ダ填補ヲ爲サザル前ニ持分ヲ拂戻ストキハ特別積立金、準備金、出資金ノ順序ニ依リ按分控除シテ持分ヲ算定ス

本會ニ損失アリタルトキハ之ヲ填補シタル財産ノ科目ニ對スル持分ニ按分シテ控除シ持分ヲ算定ス、第十七條

ニ依リ特別積立金ヲ處分シタル場合亦同ジ

本會財産ガ出資額ヨリ減少シタルトキハ出資額ニ應ジ持分ヲ算定ス

第九條 所屬組合又ハ所屬聯合會ガ産業組合法第九條第一項第一號乃至第六號及第十二號ニ掲ゲタル事項並理事  
監事ノ住所氏名ニ變更アリタルトキハ遲滞ナク本會ニ通知スルコトヲ要ス

### 第二章 出資及積立金

第十條 出資一口ノ金額ハ金三百圓トス

第十一條 出資第一回ノ拂込金額ハ一口金百圓以上トス

第一回後ノ出資拂込ハ配當スベキ剩餘金ヨリ拂込ニ充ツルモノ、外出資一口ニ付拂込金額及期日ハ理事之ヲ定  
メ二週間前ニ所屬組合及所屬聯合會ニ通知スルモノトス

第十二條 出資ノ拂込ヲ怠リタルトキハ期日後一日ニ付キ其ノ拂込ムベキ金額ノ二千分の一ニ當ル過怠金ヲ徴收  
ス

第十三條 産業組合法第十六條ノ五第一項第一號及第二號ノ事項ニ付爲スベキ産業組合聯合會原簿ニ記載シタル  
事項ノ變更ハ毎年事業年度ノ終ヨリ二週間内ニ之ヲ知事ニ届出ヅルモノトス

第十四條 本會ハ出資總額ニ達スル迄毎年事業年度ノ剩餘金ノ四分の一以上ヲ準備金トシテ積立ツルモノトス

第十五條 加入金、増口金、過怠金及第六十八條ノ規定ニ依リ拂戻ヲ爲サザル持分額ハ之ヲ準備金トシテ積立ツ  
ルモノトス

第十六條 本會ハ剩餘金ヨリ特別積立金、別途積立金、役員退職給與積立金ヲ積立ツルコトヲ得  
補助金又ハ寄附金ニシテ使途ヲ指定セザルモノハ準備金若ハ其ノ他ノ積立金ニ組入ル、コトヲ得

第十七條 準備金及特別積立金ハ損失ノ填補ニ充ツルモノトス但シ特別積立金ハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ臨時ノ支  
出ニ處分スルコトヲ得

別途積立金ハ購買品又ハ販賣品ノ減失若クハ減耗又ハ賣掛金等ノ回收不能トナリタル場合總會ノ決議ニ依リ之  
ガ填補ニ充ツルモノトス但シ總會ノ決議ニヨリ之ヲ以テ損失ノ填補ニ充ツルコトヲ得

役員退職給與積立金ハ別ニ定ムル規程ニ依リ退職シタル役員ニ給與スルモノトス

第十八條 準備金及特別積立金ハ産業組合中央金庫及有限責任靜岡縣信用組合聯合會又ハ總會ノ承認ヲ經タル銀  
行ニ預入レ若ハ之ヲ以テ國庫債券、地方債證券、産業債券、勸業債券、貯蓄債券、日本興行銀行ノ債券、北海  
道拓殖銀行ノ債券、農工債券ヲ買入ル、ノ外他ニ之ヲ利用スルコトヲ得ズ但シ總會ノ承認ヲ經テ事業資金ニ融  
通スルコトヲ得

### 第三章 機關

第十九條 本會ニ理事八名監事五名ヲ置ク

理事ハ會長一名専務理事若干名ヲ互選ス

會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス會長事故アルトキハ専務理事ノ互選ニ依リ其ノ一名之ニ代リ會長専務理事共  
ニ事故アルトキハ他ノ理事ノ互選ニ依リ其ノ代理者一名ヲ定ム

専務理事ハ會長ヲ輔佐シ會務ヲ掌理ス

第二十條 理事ノ任期ハ三ヶ年トシ監事ノ任期ハ二ヶ年トス但シ再選ヲ妨ゲズ

會長及専務理事ノ任期ハ理事ノ任期ニ從フ補闕選舉ニ依リ就任シタル理事又ハ監事ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス  
理事又ハ監事ヲ増員シタルトキハ其ノ任期ハ現任者ノ任期ニ伴ハシムルモノトス

理事及監事ハ任期滿了後ト雖後任者ノ就職スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第二十一條 辭任其ノ他ノ事由ニ依リ理事又ハ監事ニ闕員ヲ生ジタルトキハ通常總會ノ時期迄猶豫スルコト能ハザル場合ニ限リ臨時總會ヲ召集シ補闕選舉ヲ爲スモノトス

總會ガ理事又ハ監事ノ解任ヲ決議シタルトキハ同時ニ補闕選舉ヲ爲スコトヲ要ス

第二十二條 理事及監事ハ名譽職トス但シ專務理事ハ之ヲ有給トス

理事及監事ニハ總會ノ決議ニ依リ報酬手當又ハ賞與ヲ支給スルコトヲ得

理事及監事ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ス

第二十三條 總會ハ通常總會及臨時總會ノ二種トス

通常總會ハ毎年一回九月又ハ十月之ヲ開ク臨時總會ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ開ク

一、理事ガ必要ト認メタルトキ

二、監事ガ産業組合法第三十四條ニ依リ必要ト認メタルトキ又ハ同法第三十四條ノ二ニ該當スル場合

三、産業組合法第二十三條ニ依リ總會ノ召集ヲ請求アリタルトキ

第二十四條 總會ノ召集ハ少クトモ十日前ニ書面ヲ以テ所屬組合及所屬聯合會ニ通知スルコトヲ要ス

前項ノ通知書ニハ會議ノ目的タル事項ヲ記載シ召集者之ニ記名スルコトヲ要ス

第二十五條 所屬組合又ハ所屬聯合會ハ本會ノ總會ニ出席セシムル爲代表者副代表者各一名ヲ定メ之ヲ本會ニ届

出ヅルコトヲ要ス

代表者又ハ副代表者ニ變更アリタル場合亦同ジ

副代表者ハ代表者ガ總會ニ出席スルコト能ハザル場合ニ於テ之ニ代ルモノトス

第二十六條 總會ハ所屬組合及所屬聯合會ノ代表者半數以上出席スルニ非ザレバ開會スルコトヲ得ズ若シ半數ニ

充タザルトキハ三十日以内ニ更ニ召集シ出席シタル代表者ヲ以テ開會ス

總會ノ決議ハ豫メ通知シタル事項ニ付テノミ之ヲ爲スモノトス但シ急速ヲ要シ且輕微ナル事項ニ付テハ豫メ通知セザル事項ト雖出席者過半數ノ同意ヲ經テ議題ト爲スコトヲ得

總會ノ決議ハ出席シタル代表者ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

理事若ハ監事ノ選任又ハ解任、定款ノ變更、所屬組合又ハ所屬聯合會ノ除名、解散又ハ合併ノ決議ハ所屬組合及所屬聯合會ノ代表者半數以上出席シ其ノ四分ノ三以上ノ同意アルコトヲ要ス但シ合併ニ依リテ組織變更ト同

一ノ結果ヲ生ズベキ場合ハ總所屬組合及所屬聯合會ノ同意アルコトヲ要ス

第二十七條 總會ノ議長ハ會長之ニ當ル、會長事故アルトキハ專務理事ノ一人之ニ代リ會長及專務理事共ニ事故アルトキハ理事ノ互選ニ依ル

監事ノ召集シタル總會ノ議長ハ總會ヲ召集シタル監事之ニ當ル其ノ多數ナル場合ニ於テハ其ノ互選ニ依ル

總會ニ於テ必要ト認メタルトキハ出席者ノ互選ニ依リ議長ヲ定ムルコトヲ得

第二十八條 總會ニ於テハ決議録ヲ作り開會ノ日時、場所、會議ノ顛末及出席者ノ員數ヲ記載スルコトヲ要ス

決議録ニハ議長及議長ノ指名シタル出席者二名以上之ニ記名捺印スルコトヲ要ス

第二十九條 總會ノ議事ニ關スル細則ハ總會ニ於テ之ヲ定ム

第三十條 本會ハ總會ノ決議ヲ經テ特別ノ技能經驗アル者ヲ協議員ニ推薦スルコトヲ得協議員ハ理事ノ諮問ニ答

ヘ又ハ本會ノ事業ニ付理事ニ意見ヲ開陳スルモノトス

第三十一條 本會ニ主事、主事補及書記若干名ヲ置キ會長之ヲ任免ス

主事、主事補及書記ハ理事監事ノ命ヲ受ケ庶務ニ従事ス

第三十二條 本會ニ指導員、技師及技手若干名ヲ置キ會長之ヲ任免ス

指導員ハ理事ノ命ヲ受ケ所屬組合及所屬聯合會ノ指導調査ノ事務ニ従事ス

技師及技手ハ理事ノ命ヲ受ケ技術ニ従事ス

#### 第四章 事業ノ執行

##### 第一節 通 則

第三十三條 本會ノ事業年度ハ八月一日ニ始マリ翌年七月三十一日ニ終ル

第三十四條 本會ニ餘裕金アルトキハ産業組合中央金庫並有限責任靜岡縣信用組合聯合會又ハ總會ノ承認ヲ經テ

ル銀行ニ預ケ入レ若ハ之ヲ以テ國債證券、地方債證券、産業債券、勸業債券、貯蓄債券、日本興業銀行ノ債券、

北海道拓殖銀行ノ債券、農工債券ヲ買入ル、ノ外他ニ之ヲ利用スルコトヲ得ズ

第三十五條 事業執行ニ關スル細則ハ理事之ヲ定ム

##### 第二節 購 買

第三十六條 本會ニ於テ賣却スル物ノ種類左ノ如シ

一、肥料、飼料、農具、種苗

二、穀物、穀粉、味噌、醬油、砂糖、酒類、清涼飲料類、油類、麵類、罐詰類、魚類、乾物類、藥品類、石炭

其他燃料

三、莫大小類、足袋履物類、織物類、學用品、石鹼類、雜貨類、疊表及其ノ材料

四、其他理事ニ於テ必要ト認メタル者

第三十七條 本會ニ於テ爲ス加工又ハ生産左ノ如シ

一、肥料飼料ノ粉碎及配合、精米麥

二、味噌醬油ノ醸造

三、其他總會ノ決議ヲ經タル物

第三十八條 理事ハ所屬組合及所屬聯合會ノ需要ヲ調査シ又ハ其ノ註文ニ應ジ賣却スベキ物及其ノ材料ヲ便宜買

入レ又ハ生産スルモノトス

第三十九條 理事ハ所屬組合及所屬聯合會ノ取扱物品ニ付キ報告ヲ徴シ又ハ事業執行上必要ナル場合ニ於テ所屬

組合及所屬聯合會ノ書類帳簿ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第四十條 所屬組合及所屬聯合會ニ賣却スル物ノ代價ハ原價及市價ヲ標準トシテ理事之ヲ定ム

第四十一條 理事ハ必要アリト認ムルトキハ所屬組合又ハ所屬聯合會ヲシテ註文物品ノ見積代金ノ一部又ハ全部

ヲ提供セシムルコトヲ得

第四十二條 所屬組合又ハ所屬聯合會ガ物品引渡ノ通知ヲ受ケタルトキハ其ノ指定シタル場所ニ於テ遲滞ナク之

ヲ引取ルコトヲ要ス

前項ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ十日内ニ引取ヲ爲サザルトキハ購買物代金ノ十分ノ一ニ當ル過怠金ヲ徴收ス此ノ

場合ニ於テハ本會ニ於テ其ノ賣買契約ノ解除ヲ爲スコトヲ妨ゲズ

第四十三條 所屬組合又ハ所屬聯合會ハ物品引取ト同時ニ其ノ代金ヲ支拂フコトヲ要ス但シ理事ニ於テ止ムコト

ヲ得ザル事由アリト認ムルトキハ六ヶ月ヲ超エザル期間代金支拂ノ延納ヲ承諾スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ

百圓ニ付キ日歩三錢以内ニ於テ理事ノ定メタル利息ヲ徴收ス

前項但書ノ場合ニ於テ理事必要アリト認ムルトキハ所屬組合又ハ所屬聯合會ヲシテ保證人ヲ立テシメ又ハ擔保ヲ供セシムルコトヲ得

第三節 販 賣

第四十四條 本會ニ於テ販賣スル物ノ種類左ノ如シ

一、米、麥、雜穀、麥藁、製茶、果實、蔬菜、菓工品、鶏卵、蠶表、薪炭

二、其他理事ニ於テ必要ト認メタル物

第四十五條 本會ニ於テ爲ス加工左ノ如シ

一、精米麥、製茶再製

二、其他總會ノ決議ヲ經タル物

第四十六條 理事ハ適當ナル時期ニ於テ所屬組合又ハ所屬聯合會ノ販賣品ニ付キ報告ヲ徴シ又ハ必要ノ調査ヲ爲スコトヲ得

第四十七條 所屬組合又ハ所屬聯合會ヨリ物品ノ引渡ヲ受ケタルトキハ其ノ品等及數量ヲ査定シ之ヲ所屬組合又ハ所屬聯合會ニ通知スルモノトス本會ニ於テ加工ヲ爲シタル場合加工後ノ物ニ付キ亦同ジ

品等査定ノ方法及標準ハ豫メ理事會ノ決議ヲ經テ之ヲ定ム

第四十八條 所屬組合及所屬聯合會ハ其ノ販賣セムトスル物ニ付キ代價又ハ販賣ノ時期ヲ指定スルコトヲ得ズ

第四十九條 所屬組合又ハ所屬聯合會ハ本會ニ物品ヲ引渡シタル後ハ何時ニテモ代價ノ假渡ヲ請求スルコトヲ得但シ其ノ額ハ時價ノ十分ノ八以内ニ於テ理事會之ヲ定ム

前項ノ假渡金ニ對シテハ百圓ニ付キ日歩三錢以内ニ於テ理事會ノ定メタル利息ヲ支拂フコトヲ要ス

第五十條 販賣シタル物品ノ代價ハ其ノ種類、數量及品等ニ應ジ遲滞ナク之ヲ所屬組合又ハ所屬聯合會ニ拂渡スモノトス

假渡金及其ノ利息、歩合金並手数料ハ代金拂渡ノ時差引計算ヲ爲スモノトス

第五十一條 本會ハ所屬組合又ハ所屬聯合會ニ拂渡スベキ販賣品ノ代金又ハ其ノ數量ニ應ジ理事會ニ於テ定メタル歩合金ヲ徴スルモノトス

第五十二條、受託物中本會ニ於テ加工ヲ爲シ若ハ特殊ノ勞費ヲ加ヘタルモノニ付テハ理事會ニ於テ定メタル手数料ヲ徴スルモノトス

第五十三條 本會ハ第四十四條ニ掲ゲタル物品ヲ買取り之ヲ販賣スルコトアルベシ

第四節 利 用

第五十四條 本會ノ設備左ノ如シ

一、自動車、自轉車、自轉車自動車修繕用器具機械、肥料飼料粉碎機、精米麥機  
二、其ノ他總會ノ決議ヲ經タル設備

第五十五條 設備利用ニ關スル手續ハ理事會之ヲ定ム

第五十六條 所屬組合又ハ所屬聯合會ハ設備ノ利用ニ對シ理事會ノ定メタル利用料ヲ支拂フコトヲ要ス  
利用中設備ヲ損傷シ又ハ喪失シタルトキハ理事會ノ定メタル辨償金ヲ支拂フコトヲ要ス

第五十七條 前條ノ利用料ハ利用ヲ終リタル後一ヶ月以内ニ之ヲ支拂フコトヲ要ス

前項ノ支拂ヲ怠リタルトキハ期日後一日ニ付キ支拂フベキ金額ニ對シ金百圓ニ付日歩三錢以内ノ過怠金ヲ徴收ス

第五十八條 設備ヲ利用セシムル場合ニ於テ理事必要ト認ムルトキハ所屬組合又ハ所屬聯合會ヲシテ保證人ヲ立テシメ又ハ擔保ヲ供セシムルコトヲ得

第五十九條 理事ハ設備利用ノ實況ヲ調査シ利用ノ條件ニ反スルモノアリト認ムルトキハ所屬組合又ハ所屬聯合會ヲシテ設備ヲ返還セシムルコトヲ得

第五章 剩餘金處分並損失填補

第六十條 剩餘金ヨリ準備金ニ積立ツベキ金額ヲ控除シ猶殘餘アルトキハ配當金、特別積立金、別途積立金、役員退職給與積立金、特別配當金、役員賞與金又ハ繰越金ト爲スモノトス

第六十一條 剩餘金ノ配當ハ其ノ剩餘ヲ生ジタル事業年度ノ終ニ於ケル所屬組合及所屬聯合會ノ拂込濟出資額ニ應ジ其ノ率ハ年六分以下トス

剩餘金ノ特別配當ハ其ノ剩餘金ヲ生ジタル事業年度内ニ於テ所屬組合及所屬聯合會ガ本會ヲ通ジテ購買並販賣シタル物ノ價額及本會ニ支拂ヒタル利用料ノ合算シタル金額ニ應ズルモノトス但シ事業成績ニ應ジ其ノ割合ヲ異ニシ又ハ一部ノ配當ヲ爲サザルコトアルベシ

前二項ノ金額ハ圓位未滿ノ金額ニ對シテハ之ヲ爲サザルモノトス

第六十二條 損失ノ填補ハ先ヅ特別積立金ヲ以テシ次ニ準備金ヲ以テス但シ總會ノ決議ニ依リ別途積立金ヲ以テシ又ハ特別積立金及準備金ヲ以テスルコトヲ得

第六章 加入増口及脱退

第六十三條 本會ニ加入セムトスルトキハ申込書ニ其ノ組合設立年月日並理事監事ノ住所氏名ヲ附記シ加入金一圓及左ニ掲グル書類ヲ添付シテ理事ニ差出スコトヲ要ス但シ第一年度ニ於テハ加入金ヲ徴收セズ

一、定款ノ謄本

二、最近ノ貸借對照表

三、産業組合法第七十八條ノ規定ニ依ル總會又ハ總代會ノ決議錄謄本

理事加入ノ申込ヲ承諾シタルトキハ其ノ旨申込組合又ハ聯合會ニ通知シ出資第一回ノ拂込ヲ爲サシメタル後所屬組合及所屬聯合會名簿ニ記載スルコトヲ要ス

加入ノ效力ハ第六十五條ノ場合ヲ除クノ外出資第一回ノ拂込ト同時ニ發生スルモノトス

第六十四條 所屬組合又ハ所屬聯合會ガ出資ノ増口ヲ爲サムトスルトキハ添付書類及申込書ノ附記ヲ要セザルノ外前條ノ規定ヲ準用ス此場合ニ於テ徴收スベキ増口金ハ前條ノ加入金ト同額トス

第六十五條 持分ヲ讓渡セムトスル場合ニ於テハ理事ノ承諾ヲ經ルコトヲ要ス

持分ヲ讓受ケムトスルモノガ所屬組合又ハ所屬聯合會ニ非ザルトキハ出資ノ拂込ヲ爲サシメザルノ外第六十三條ノ規定ヲ準用ス

第六十六條 所屬組合又ハ所屬聯合會ガ脱退セムトスルトキハ其ノ事業年度末六ヶ月前ニ其ノ旨ヲ理事ニ豫告スルコトヲ要ス

第六十七條 所屬組合又ハ所屬聯合會ハ左ノ事由ノ一ニ當ルトキハ總會ノ決議ニ依リテ之ヲ除名ス

一、出資ノ拂込、過怠金ノ納付又ハ購買代金販賣歩合手数料利用料ノ支拂義務ノ履行ニ怠リ督促ヲ加フルモ仍其ノ義務ヲ履行セザルトキ

二、本會ノ事業ヲ妨グルノ行爲アリタルトキ

三、信用ヲ失ヒタルトキ

第六十八條 所屬組合又ハ所屬聯合會脫退ノ場合ニ於ケル持分ノ拂戻ハ其ノ持分ノ二分ノ一トス但シ除名ニ因ル場合ニ於テハ其ノ持分ノ四分ノ一トシ、解散、所屬組合又ハ所屬聯合會タル資格ノ喪失其ノ他總會ニ於テ止ムコトヲ得ザルモノト認メタル事由ニ因ル場合ニ於テハ其ノ持分ノ四分ノ三ヲ拂戻スモノトス

第七章 清算

第六十九條 本會解散シタルトキハ理事其ノ清算人ト爲ル但シ總會ノ決議ニヨリ所屬組合又ハ所屬聯合會ノ理事中ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得

第八章 附則

第七十條 本會設立當時ノ理事監事ヲ定ムルコト左ノ如シ第一回通常總會ニ於テ之ヲ改選ス

- 静岡縣小笠郡堀之内町西方百六十二番地  
農業 理事 榛葉忠藏
- 静岡縣庵原郡富士川町中之郷三千八十一番地  
農業 理事 望月儀一
- 静岡縣沼津市下香貫百六番地  
農業 理事 森田豊壽
- 静岡縣賀茂郡仁科村中三百六十八番地  
農業 理事 山本丈右衛門
- 静岡縣周智郡久努西村久能千五百七十五番地ノ一  
農業 理事 湖東喜治郎

- 静岡縣濱名郡積志村橋爪千四百十九番地  
農業 理事 山本謙治
- 静岡縣磐田郡袋井町豐澤千二百六十五番地  
農業 理事 伊藤藤連司
- 静岡縣榛原郡五和村番生寺三十八番地  
農業 理事 鷲山喜一郎
- 静岡縣田方郡川西村長岡千三百五番地  
農業 監事 松本清一
- 静岡縣駿東郡長泉村下土狩五百九十番地  
農業 監事 鈴木博夫
- 静岡縣安倍郡久能村根古屋九番地  
農業 監事 石野清吉
- 静岡縣引佐郡井伊谷村花平八百六十二番地  
農業 監事 前島定平
- 静岡縣富士郡加島村平垣三十五番地  
農業 監事 松永安衛

### 第二節 定款變更

上記昭和四年三月二十六日認可を得た本會定款は、其の後十五回の變更を経て最終の定款となつた。其の變更の主なるものは昭和八年七月認可の聯合農業倉庫經營、有限責任を保證責任に變更し、是に附隨した條項を改めた外、出資拂込其他を變更した。昭和十年九月認可の變更は顧問、相談役及協議員を設けたことであつた。續いて昭和十一年十一月認可の變更は、米穀自治管理法の規定に依り、地方米穀統制組合聯合會の事業を行ふ爲であつて、第五十九條に三十二迄を追加した。昭和十六年十月認可の變更は出資金額一口金三百圓を金五百圓に改めたのであつた。其の詳細左の如し。

(昭和四年五月十一日臨時總會決議)  
同年同月二十一日認可

第五條 本會ハ主タル事務所ヲ「静岡市江川町三十五番地ニ置ク」トアルヲ「清水市入江受新田百十一番地ノ四ニ置キ」ト改ム

(昭和五年二月二十五日臨時總會決議)  
同年三月十日認可

第五條中本會ハ主タル事務所ヲ「静岡縣清水市入江受新田百十一番地ノ四ニ置キ」トアルヲ「静岡縣清水市清水受新田縣有埋立地無番地ニ置キ」ト改ム

附帶決議

定款變更認可申請及定規手續上ニ於テ土地ヲ表示スル字名及番地ノ修正ヲ其ノ筋ヨリ命ゼラレタルトキハ右土地ニ變更ヲ成ササル限り其ノ修正ハ理事ニ一任スルモノトス

(昭和六年一月十九日臨時總會決議)  
同年二月十七日認可

第五條從タル事務所ノ位置中

「静岡縣沼津市上香貫字外吉田八五九番地ノ一」ノ次ニ「静岡縣志太郡青嶋町青木五百二十一番地ノ二」ヲ追加  
第十九條中「本會ニ理事八名監事五名ヲ置ク」トアルヲ「本會ニ理事九名監事五名ヲ置ク」ト改ム

(昭和六年九月五日第三回通常總會決議)  
同年十月十一日認可

第五條從タル事務所ノ位置中

「静岡縣濱松市田町十三番地」トアルヲ「静岡縣濱松市板屋町三百七十一番地ノ四」ト改ム  
「静岡縣沼津市上香貫字外吉田八六〇番地ノ一」トアルヲ「静岡縣沼津市上土字志多町三十八番地」ト改ム

(昭和七年九月二日第四回通常總會決議)  
同年同月二十七日認可

第五條從タル事務所ノ位置

「志太郡青島町青木五百二十一番地ノ二」ノ次ニ左ノ三行ヲ加フ  
静岡縣磐田郡袋井町高尾九百三十三番地ノ一  
静岡縣富士郡富士町上横割九十五番地ノ五



(昭和八年三月二十五日臨時總會決議  
同年七月二十八日認可)

定款中左ノ通り變更スルモノトス

第一條 第三號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

四、農業倉庫業法ニ依リ聯合農業倉庫ノ經營ヲ爲スコト

第二條中「有限責任静岡縣購買販賣利用組合聯合會」トアルヲ「保證責任静岡縣購買販賣利用組合聯合會」ト改

ム

第三條 「本會ノ組織ハ有限責任トス」トアルヲ「本會ノ組織ハ保證責任トス 保證金額ハ出資一口ニ付キ金三

百圓トス」ト改ム

第六條中「同種ノ事業ヲ行フ」トアルヲ削除

第八條中 第三號ヲ削除

第四條中「其ノ他ノ積立金ニ對シテハ」トアルヲ「其ノ他ノ財産ニ對シテハ」ト改メ「第四號」ヲ「第三號」

ト改ム

第五號ヲ削除シ左ノ二項ヲ加フ

本會ニ損失アリ準備金ヲ以テ填補シタルトキハ之ニ對スル持分ニ按分シテ控除シ持分ヲ算定ス

本會財産ガ出資總額ヨリ減少シタルトキハ出資額ニ應ジ持分ヲ算定ス

第九條ヲ左ノ通り改ム

所屬組合及所屬聯合會ガ左ノ事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ五日以内ニ之ヲ本會ニ通知スルコトヲ要ス

一、名稱

二、事務所

三、出資一口ノ金額

四、保證金額

五、解散又ハ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

第十一條 第一項中一口ニ付キ「金一百圓以上」トアルヲ「金五十圓以上」ト改ム

第十二條ヲ左ノ通り改ム

「出資ノ拂込ヲ怠リタルトキハ期日後百圓ニ付日歩三錢ノ延滞利息ヲ徵收スルモノトス」ト改ム

第十三條ヲ次ノ通り改ム

聯合會原簿ニ記載シタル事項ノ變更ノ届出又ハ原簿ノ提出若クハ所屬組合及所屬聯合會ヲ脱退又ハ保證金額ノ

減少ノ届出ハ毎年七月三十一日ニ取纏メ其後二週間内ニ之ヲ爲ス

第十五條中「加入金及増口金」トアルヲ削除

第十八條中「有限責任静岡縣信用組合聯合會」トアルヲ「保證責任静岡縣信用組合聯合會」ト改ム

第二十五條ヲ次ノ通り改ム

總會ニ出席スベキ所屬組合又ハ所屬聯合會ハ其ノ代表者ヲ定メ總會ノ當日迄ニ届出ヅルコトヲ要ス但シ代理ノ

委任ヲ受ケタルモノハ其ノ旨ヲ附記スベシ

第三十四條ヲ次ノ通り改ム

本會ノ餘裕金ハ第十八條ヲ準用シ之ガ運用ヲ爲スモノトス

第四十二條第二項中「購買代價ノ十分ノ一ニ當ル過怠金ヲ徵收ス」トアルヲ「理事ノ定メタル違約金ヲ徵收ス」ト改ム

第五十四條第一號中「精米麥機」次ニ「船舶」ヲ加フ

第五十七條第二項中「過怠金」トアルヲ「延滞利息」ト改ム

第五十九條ノ次ニ左ノ通り加フ

第五節 聯合農業倉庫

第五十九條ノ二 第一條第四號ノ業務ハ聯合農業倉庫規程ノ定ムル所ニヨリ之ヲ行フ前項ノ規程ハ總會ニ於テ之ヲ定ム

第五章「剩餘金處分案並損失填補」トアルヲ「剩餘金處分、損失填補及分擔」ト改ム

第六十二條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第六十二條ノ二 本會財産ヲ以テ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハザル場合ニ於テ所屬組合及所屬聯合會ニ於ケル各自ノ損失分擔ノ割合ハ保證金額ニ應ズルモノトス脱退シタル所屬組合又ハ所屬聯合會ノ損失分擔ノ割合亦同

第六章「加入増口及脱退」トアルヲ「加入増口、脱退及過怠金」ト改ム

第六十三條第一項中「住所ヲ附記シ」ノ次「加入金一圓」及「但シ第一年度ニ於テハ加入金ヲ徵收セズ」ヲ削除

第六十四條中「此ノ場合ニ於テ徵收スベキ増口金ハ前條ノ加入金ト同額トス」トアルヲ削除

第六十六條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第六十六條ノ二 所屬組合又ハ所屬聯合會ガ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ金一百圓以下ニ於テ理事ノ定ムル過怠金ヲ課スルコトヲ得

一、本會ノ事業ヲ妨グル行爲アリタルトキ

二、出資拂込延滞利息違約金ノ納付又ハ購買代金販賣假渡金販賣歩合金手数料利用料ノ支拂ヲ怠リ一月内ニ其ノ義務ヲ履行セザルトキ

三、組合員ノ生産物ニ非ザル物ノ販賣ヲ委託シタルトキ

四、本會ヨリ購買シタル物件ヲ他ニ轉賣シタルトキ

五、本會ノ設備ヲ他ニ利用セシメタルトキ過怠金徵收ノ通知書ニハ其ノ事由ヲ記載スルコトヲ要ス

第六十七條第一項第一號ヲ左ノ通り改ム

過怠金ノ納付ヲ怠リ一月内ニ其ノ義務ヲ履行セザルトキ

附 帶 決 議

字句ノ修正ハ決議ノ精神ニ反セザル限り之ヲ理事ニ一任スルモノトス

(昭和九年六月七日臨時總會決議  
同年同月十八日認可)

第五條第一項中「清水市清水受新田」ヲ「清水市日之出町一丁目」ニ改ム

同條從タル事務所ノ位置

「静岡縣賀茂郡下田町五十二番地」ノ次ニ左ノ一行ヲ加フ

「静岡縣静岡市江川町三十五番地」

第六條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第六條ノ二 本會ニ所屬スル組合又ハ所屬聯合會ハ本會ト同一ノ目的ヲ有スル他ノ産業組合聯合會ニ加入スルコトヲ得ズ

第四十四條第一號中「薪炭」ノ次ニ「繭、生絲」ヲ加フ

(昭和九年九月一日第六回通常總會決議)

(同 年 同 月 十 三 日 認 可)

第五條第一項中「賀茂郡下田町五十二番地」ヲ「賀茂郡下田町舊岡方村三百五十四番地」ニ改ム

第十九條第一項中「理事九名」ヲ「理事十名」ニ改ム

第四十四條第一項第一號中「果實」ノ次ニ「甘藷」ヲ加フ

(昭和十年九月二日第七回通常總會決議)

(同 年 同 月 三 十 日 認 可)

第五條第一項中「沼津市上土字志多町三十八番地」ヲ「沼津市大手町百六十九番地」ニ「志太郡青島町青木五百

二十一番地ノ二」ヲ「志太郡青島町前島四百七十六番地ノ八」ニ「磐田郡袋井町高尾九百三十三番地ノ一」ヲ

「磐田郡袋井町高尾千八百八十六番地ノ一」ニ「富士郡富士町上横割九十五番地ノ五」ヲ「富士郡富士町平垣四百

十三番地ノ一」ニ改ム

第十六條第一項ノ次ヘ左ノ一項ヲ加ヘ第二項ヲ第三項ニ繰下グ

本會ハ農業倉庫ノ新築、増築、改築、移築又ハ買入ノ費用ニ對シ補助金ヲ受ケタルトキハ之ヲ聯合農業倉庫減

價償却積立金トシテ積立ツルモノトス

第十七條第三項ノ次ヘ左ノ一項ヲ加フ

「聯合農業倉庫減價償却積立金ハ聯合農業倉庫ノ減價償却ニ充ツルモノトス」

第三十條ヲ左ノ通り改ム

「本會ニ顧問・相談役及協議員ヲ置クコトヲ得

顧問ハ總會ノ決議ヲ經テ理事之ヲ推薦シ本會ノ事業ヲ援助ス

相談役及協議員ハ理事之ヲ推薦シ理事ノ諮問ニ應ヘ又ハ本會ノ事業ニ付キ理事ニ意見ヲ開陳スルモノトス

顧問、相談役及協議員ノ任期ハ理事ノ任期ニ從フ」

第四十五條第一號ノ次ニ左ノ一號ヲ加ヘ現行

「第二號」ヲ「第三號」ニ繰下グ

「二、果實、蔬菜、肉類ノ加工」

(昭和十一年九月二日第八回通常總會決議)

(同 年 同 月 十 五 日 認 可)

第五條第一項中「清水市日之出町一丁目縣有埋立地無番地」ヲ「清水市日之出町一丁目三十一番地」ニ改ム

同條中從タル事務所ノ位置「静岡縣静岡市江川町三十五番地」ノ次ニ左ノ一行ヲ加フ

「静岡縣静岡市茶町二丁目九番地ノ一」

第十六條第二項中「本會ハ聯合農業倉庫」ノ次ニ「又ハ加工設備」ヲ「之ヲ聯合農業倉庫」ノ次ニ「又ハ加工設

備」ヲ加フ

第十七條第四項中「聯合農業倉庫」ノ次ニ「又ハ加工設備」ヲ「積立金ハ聯合農業倉庫」ノ次ニ「又ハ加工設備」

ヲ加フ

第三十六條第一號中「種苗」ノ次ニ「蠶種、養蠶具」ヲ加フ  
第三十七條第二號中「味噌醬油ノ醸造」ノ次ニ「蠶種製造」ヲ加フ

(昭和十一年十月三十日臨時總會決議)  
同 年十一月三十日認可

第一條 第一項第四號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

五、米穀自治管理法ノ規定ニ依リ地方米穀統制組合聯合會ノ事業ヲ行フコト

第五十九條ノ二ノ次ニ左ノ一節ヲ加フ

### 第六節 米穀自治管理

#### 第一款 總 則

第五十九條ノ三 本會ハ米穀ノ自治管理ヲ行フ爲左ノ事業ヲ行フ

一、本會ニ於テ統制スベキ米穀ノ數量ヲ本會ノ區域内ニ於ケル米穀統制組合及其ノ事業ヲ行フ團體ニ對シ割當ツルコト

二、前號ノ外米穀ノ自治管理ニ附帶シ必要ナル行爲ヲナスコト

第五十九條ノ四 本會ノ米穀自治管理ニ關スル公告ハ本會ノ揭示場ニ揭示シテ之ヲ爲ス

第五十九條ノ五 本會ハ米穀自治管理名簿ヲ調製シ之ヲ事務所ニ備フ

米穀自治管理名簿ニハ割當ヲ受クベキ團體ノ名稱及其ノ事務所ノ所在地ヲ記載ス

米穀自治管理名簿ノ記載事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ割當ヲ受クベキ團體ノ代表者ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ届出ツ

ベシ

米穀自治管理名簿ノ記載事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ會長ハ遲滞ナク之ヲ訂正スベシ

第五十九條ノ六 本會ハ米穀自治管理法第四十三條ノ規定又ハ同法第五十六條ノ規定ニ依リ割當ヲ受ケタルトキハ割當ヲ受ケタル日ヨリ七日以内ニ自治管理總代會ヲ開キ其ノ割當テラレタル數量ヲ本會ノ區域内ニ於ケル米

穀統制組合及其ノ事業ヲ行フ團體ニ對シ割當ツルモノトス

第五十九條ノ七 米穀自治管理法第四十三條ノ規定(同法第五十六條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ依リ

本會ニ於テ統制スベキ米穀ノ數量ヲ割當ツル場合ハ割當ヲ受クベキ團體ノ區域内ニ於ケル米穀ノ販賣高ハ生産高等ヲ參酌スルモノトス

前項ノ販賣高ハ前五箇年中ノ中庸作柄ノ年ニ於ケルモノ、生産高ハ第二回米穀豫想收穫高トス

第五十九條ノ八 本會ノ米穀自治管理ニ關スル事業年度ハ前年ノ十一月一日ヨリ其ノ年ノ十月三十一日迄トス

第五十九條ノ九 本會ニハ米穀自治管理ニ關スル左ノ帳簿ヲ備フ

一、米穀自治管理名簿

二、米穀割當ニ關スル帳簿

三、其ノ他事業上必要ナル帳簿

第五十九條ノ十 本會ノ地方米穀統制組合聯合會ニ關スル庶務細則ハ會長之ヲ定ム

#### 第二款 自治管理總代會

第五十九條ノ十一 本會ハ米穀自治管理法第四十三條ノ規定(同法第五十六條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ依リ割當ヲ爲ス爲自治管理總代會ヲ設ク

自治管理總代會ノ議決ヲ經ベキ事項ニシテ輕微ナルモノニ付テハ書面ヲ以テ自治管理總代會ヲ組織スル者ノ意見ヲ徵シ自治管理總代會ノ議決ニ代フルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ意見ヲ徵セントスルトキハ會長ハ十日ヲ下ラザル回答期限ヲ定ムベシ此ノ期限迄ニ到達セザル意見書ハ採決ノ數ニ加ヘザルモノトス

第五十九條ノ十二 前條ノ米穀自治管理會ハ左ニ掲グル者ヲ以テ之ヲ組織ス

一、所屬組合ニシテ米穀統制組合ノ事業ヲ行フ米穀販賣組合ノ理事(理事數名アル場合ニ於テハ理事ノ互選シタル者)ヨリ選出シタル總代

二、本會ノ區域内ニ於ケル米穀統制組合ノ組合長及本會ノ區域内ニ於ケル米穀統制組合ノ事業ヲ行フ市農會又ハ町村農會ノ會長ヨリ選出シタル總代

三、農林大臣ニ於テ任命シタル特別議員

第五十九條ノ十三 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ自治管理總代會ノ總代タルコトヲ得ズ

一、未成年者、禁治産者又ハ準禁治産者

二、破産者ニシテ復權ヲ得ザル者

三、六年以上ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者

四、六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

第五十九條ノ十四 第五十九條ノ十二第一號及第二號ノ總代ノ選舉ハ各別ニ行フ

第五十九條ノ十五 總代ノ定數ハ第五十九條ノ十二第一號ニ付テハ十五名同條第二號ニ付テハ一名トス

第五十九條ノ十六 總代ノ選舉ニ關スル事務ハ會長之ヲ管理ス

選舉ハ單記無記名投票ヲ以テ之ヲ行フ

投票ハ一人一票ニ限ル

前三項ノ外選舉ニ關シ必要ナル事項ハ會長之ヲ定ム

第五十九條ノ十七 總代ノ選舉ハ有效投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス但シ選出スベキ總代ノ定數ヲ以テ有效投票ノ總數ヲ除シテ得タル數ノ六分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ當選者ヲ定ムルニ當リ得票ノ數同ジキトキハ會長又ハ其ノ指名シタル者抽籤シテ當選者ヲ定ムベシ

第五十九條ノ十八 會長ハ選舉錄ヲ調製シ投票其ノ他ノ關係書類ト共ニ總代ノ任期間會長ニ於テ之ヲ保存スベシ

第五十九條ノ十九 當選者定マリタルトキハ會長ハ直ニ當選ノ旨ヲ通知スベシ

當選者當選ヲ辭セントスルトキハ當選ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ五日以内ニ之ヲ會長ニ届出ヅベシ

第五十九條ノ二十 當選者當選ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ一年以内ニ左ニ掲グル事由ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ會長ハ直ニ第五十九條ノ十七ノ例ニ依リ當選者ヲ定ムルモノトス

一、當選ヲ辭シタルトキ

二、總代ヲ辭シタルトキ

三、總代タルノ資格ヲ失ヒタルトキ

四、死亡シタルトキ

第五十九條ノ二十一 第五十九條ノ十九第二項ノ期間ヲ經過シタル時ハ會長ハ直ニ當選者ノ住所及氏名ヲ公告スベシ

第五十九條ノ二十二 選舉人米穀自治管理法施行規則第六十六條ニ於テ準用スル同規則第二十二條ノ規定ニ依リ選舉又ハ當選ノ取消ヲ申立テントスルトキハ選舉ニ關シテハ選舉ノ日ヨリ、當選ニ關シテハ前條ノ公告ノ日ヨリ三十日以内ニ申立書ヲ會長ニ差出スベシ此場合ニ於テハ會長ハ意見ヲ附シ七日以内ニ之ヲ地方長官ニ申達スベシ總代ハ選舉又ハ當選ノ取消アル迄ハ會議ニ列シ議事ニ參與スルノ權ヲ失ハズ

第五十九條ノ二十三 總代選舉ノ取消アリタルトキハ三月以内ニ更ニ總代ノ選舉ヲ行フモノトス

總代當選ノ取消アリタルトキハ會長ハ直ニ第五十九條ノ十七ノ例ニ依リ當選者ヲ定ムベシ

總代ノ定數ニ足ル當選者ヲ得ルコト能ハザルトキハ其ノ不足ノ員數ニ付更ニ選舉ヲ行フモノトス

總代中議員ヲ生ジ議員ガ總代定數ノ三分ノ一ニ至リタルトキ又ハ會長若ハ總代會ニ於テ必要ト認ムルトキハ補

闕選舉ヲ行フモノトス

第五十九條ノ二十四 總代ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ズ

第五十九條ノ二十五 總代ノ任期ハ事業年度ニ從ヒ四年トス 但シ補闕ノ總代ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トシ新

ニ設ケタル總代ノ任期ハ他ノ總代ノ殘任期間トス

第五十九條ノ二十六 自治管理總代會ヲ招集セントスルトキハ會長ハ少クモ開會ノ日前五日目迄ニ書面ヲ以テ

會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ總代會ヲ組織スル者ニ通知スベシ

第五十九條ノ二十七 自治管理總代會ノ議長ハ會長之ニ當ル會長事故アルトキハ理事ノ互選ニ依ル米穀自治管理

法施行規則第六十六條第二項ニ於テ準用スル同規則第二十五條第三項又ハ第四項ノ規定ニ依リ總代ガ行政官廳

ノ許可ヲ受ケ招集シ又ハ行政官廳ガ招集セシメタル場合ニ於テハ出席者之ヲ互選ス

第五十九條ノ二十八 自治管理總代會ガ之ヲ組織スル者ノ半數以上出席スルニ非ザレバ會議ヲ開クコトヲ得ズ

但シ同一ノ事項ニ付招集再回ニ至ルモ仍半數ニ滿タザルトキ又ハ招集ニ應ズルモ出席者定數ヲ闕キ會長ニ於テ出席ヲ催告シ仍半數ニ滿タザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五十九條ノ二十九 自治管理總代會ノ議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第五十九條ノ三十 議長ハ會議ヲ總理シ其ノ日ノ會議ヲ閉閉ス 自治管理總代會ヲ組織スル者ノ半數以上ヨリ請求アルトキハ議長ハ其ノ日ノ會議ヲ開クコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ議長仍會議ヲ開カザルトキハ第五十九條ノ二十七ノ例ニ依ル

第五十九條ノ三十一 議長ハ議事録ヲ作り左ニ掲グル事項ヲ記載シ議長及出席者二人以上之ニ署名スベシ 一、開會ノ日時及場所 二、自治管理總代會ヲ組織スル者ノ定數及員數 三、出席者ノ員數 四、議事ノ要領 五、議決シタル事項及賛否ノ數

第五十九條ノ三十二 自治管理總代會ノ議事ニ關スル細則ハ本節ニ規定アルモノヲ除クノ外本會ノ總會ノ議事細則ニ依ル

(昭和十二年九月三日第九回通常總會決議) 同 年 同 月 十 八 日 認 可

第五條第一項從タル事務所ノ場所中

「静岡縣静岡市茶町二丁目九番地ノ一」トアルヲ「静岡縣静岡市神明町十二番地ノ一」ニ改ム  
第十八條全文削除ス

第三十四條「本會ノ餘裕金ハ第十八條ヲ準用シ之ガ運用ヲ爲スモノトス」トアルヲ「本會ノ餘裕金ハ産業組合中  
央金庫及信用組合聯合會、郵便局又ハ總會ノ承認ヲ經タル銀行ニ預入ルモノトス」ト改ム

（昭和十四年九月二日第十一回通常總會決議）  
（同年十月二十一日認可）

第五條第一項中「静岡縣清水市日之出町一丁目三十一番地」ヲ「静岡縣清水市日之出町一丁目三十一番地ノ一」  
ニ、從タル事務所ノ場所中「静岡縣志太郡青島町前島四百七十六番地ノ八」ヲ「静岡縣志太郡青島町前島二千  
八百三十五番地」ニ改ム

（昭和十五年九月二日第十二回通常總會決議）  
（同年十月二十三日認可）

第五條從タル事務所ノ場所中「静岡縣賀茂郡下田町舊岡方村三百五十四番地」ヲ「静岡縣賀茂郡下田町舊岡方村  
三百五十四番地ノ一」ニ改ム

第十六條「本會ハ剩餘金ヨリ特別積立金、別途積立金、役員退職給與積立金ヲ積立ツルコトヲ得

本會ハ聯合農業倉庫又ハ加工設備ノ新築、改築、移築又ハ買入ノ費用ニ對シ補助金ヲ受ケタルトキハ之ヲ聯合  
農業倉庫又ハ加工設備減價銷却積立金トシテ積立ツルモノトス、補助金又ハ寄附金ニシテ使途ヲ指定セザルモ  
ノハ準備金若ハ其ノ他ノ積立金ニ組入ル、コトヲ得」トアルヲ左ノ通り變更ス

第十六條「本會ハ剩餘金ヨリ特別積立金、別途積立金、役員退職給與積立金ヲ積立ツルコトヲ得

本會ハ剩餘金又ハ販賣代金ヨリ輸出振興備金ヲ積立ツルコトヲ得

本會ハ聯合農業倉庫又ハ加工設備ノ新築、改築、移築又ハ買入ノ費用ニ對シ補助金ヲ受ケタルトキハ之ヲ聯合  
農業倉庫又ハ加工設備減價銷却積立金トシテ積立ツルモノトス、補助金又ハ寄附金ニシテ使途ヲ指定セザルモ  
ノハ準備金若ハ其ノ他ノ積立金ニ組入ル、コトヲ得」

第十七條「準備金及特別積立金ハ損失ノ填補ニ充ツルモノトス

但シ特別積立金ハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ臨時ノ支出ニ處分スルコトヲ得

別途積立金ハ購買品又ハ販賣品ノ減失若ハ減耗又ハ賣掛金等ノ回收不能トナリタル場合總會ノ決議ニ依リ之ガ  
填補ニ充ツルモノトス但シ總會ノ決議ニ依リ之ヲ以テ損失ノ填補ニ充ツルコトヲ得

役員退職給與積立金ハ別ニ定ムル規程ニ依リ退職シタル役員ニ給與スルモノトス

聯合倉庫又ハ加工設備減價銷却積立金ハ聯合農業倉庫又ハ加工設備ノ減價銷却ニ充ツルモノトス」トアルヲ左  
ノ通り變更ス

第十七條「準備金又ハ特別積立金ハ損失ノ填補ニ充ツルモノトス但シ特別積立金ハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ臨時  
ノ支出ニ處分スルコトヲ得

別途積立金ハ購買品又ハ販賣品ノ價格ノ暴落又ハ不可抗力ニ因ル災害ノ爲ノ損害又ハ賣掛金等ノ回收不能トナ  
リタル場合ノ損失填補ニ充ツルモノトス但シ總會ノ決議ニ依リ之ヲ臨時ノ支出ニ充ツルコトヲ得

役員退職給與積立金ハ別ニ定ムル規程ニ依リ退職シタル役員ニ給與スルモノトス  
輸出振興備金ハ理事ノ定メタル規程ニヨリ輸出振興ニ必要ナル支出ニ充ツルモノトス

聯合農業倉庫又ハ加工設備減價銷却積立金ハ聯合農業倉庫又ハ加工設備減價銷却ニ充ツルモノトス」

(昭和十六年九月二日第十三回通常總會決議)  
同 年 十 月 六 日 認 可

第五條 從タル事務所ノ場所中「静岡縣静岡市神明町一二番地ノ一」ノ次ニ左ノ一行ヲ加フ  
静岡縣清水市日之出町一丁目三十一番地ノ一

第十條 「出資一口ノ金額ハ金三百圓トス」トアルヲ「出資一口ノ金額ハ金五百圓トス」ト變更ス

第三條 「本會ノ組織ハ保證責任トス、保證金額ハ出資一口ニ付金三百圓トス」トアルヲ「本會ノ組織ハ保證責任トス、保證金額ハ出資一口ニ付金五百圓トス」ト變更ス

第六十條 「剩餘金ヨリ準備金ニ積立ツベキ金額ヲ控除シ猶殘餘アルトキハ配當金、特別積立金、別途積立金、役員退職給與金積立金、特別配當金、役員賞與金又ハ繰越金ト爲スモノトス」トアルヲ「剩餘金ヨリ準備金ニ積立ツベキ金額ヲ控除シ猶殘餘アルトキハ配當金、特別積立金、別途積立金、役員退職給與積立金、輸出振興備金、特別配當金、役員賞與金又ハ繰越金ト爲スモノトス」ト變更ス

### 第三節 現 行 定 款

上記の變更を経て昭和十七年七月静岡縣信用組合聯合會と合併契約を締結する當時の本會定款左の如し。

#### 保證責任静岡縣購買販賣利用組合聯合會定款

##### 第一章 總 則

第一條 本會ハ左ノ事業ヲ行フヲ以テ目的トス

一、所屬組合又ハ所屬聯合會ノ購買スル物ヲ買入レ之ニ加工シ若ハ加工セズシテ又ハ之ヲ生産シテ所屬組合又ハ所屬聯合會ニ賣却スルコト

二、所屬組合又ハ所屬聯合會ノ賣却スル物ニ加工シ又ハ加工セズシテ之ヲ販賣スルコト

三、所屬組合又ハ所屬聯合會ヲシテ必要ナル設備ヲ利用セシムルコト

四、農業倉庫業法ニ依リ聯合農業倉庫ノ經營ヲ爲スコト

五、米穀自治管理法ノ規定ニ依リ地方米穀統制組合聯合會ノ事業ヲ行フコト

第二條 本會ハ保證責任静岡縣購買販賣利用組合聯合會ト稱ス

第三條 本會ノ組織ハ保證責任トス

保證金額ハ出資一口ニ付金五百圓トス

第四條 本會ノ區域ハ静岡縣トス

第五條 本會ハ主タル事務所ヲ静岡縣清水市日之出町一丁目三十一番地ノ一ニ置キ從タル事務所ヲ左ノ場所ニ置ク

静岡縣濱松市板屋町三百七十一番地ノ四

静岡縣沼津市大手町一六九番地

静岡縣志太郡青島町前島二八三五番地

静岡縣磐田郡袋井町高尾一一八六番地ノ一

静岡縣富士郡富士町平垣四一三番地ノ一



静岡縣賀茂郡下田町舊岡方村三五四番地ノ一

静岡縣静岡市江川町三十五番地

静岡縣静岡市神明町一二番地ノ一

静岡縣清水市日之出町一丁目三十一番地ノ一

前項ノ外便宜ノ地ニ理事會ノ決議ヲ經テ出張所ヲ設クルコトヲ得

第六條 本會ハ本會ノ區域内ニ住所ヲ有スル産業組合及産業組合聯合會ヲ以テ組織ス

第六條ノ二 本會ニ所屬スル組合又ハ所屬聯合會ハ本會ト同一ノ目的ヲ有スル他ノ産業組合聯合會ニ加入スルコトヲ得ズ

第七條 産業組合法第四十條第二項ニ依ル公告ハ静岡縣静岡市ニ於テ發行スル静岡新報及静岡民友新聞ニ掲載シテ之ヲ爲ス

第八條 本會ノ財産ニ對スル所屬組合及所屬聯合會ノ持分ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ定ム

一、出資金ニ對シテハ出資額ニ應ジ算定ス

二、準備金ニ對シテハ拂込済出資累計額ニ應ジ年度毎ニ之ヲ算定加算ス

三、其ノ他ノ財産ニ對シテハ本會解散當時ノ所屬組合及所屬聯合會ニ限リ持分ヲ有シ其ノ權利ハ平等トス

本會ニ損失アリ準備金ヲ以テ填補シタル時ハ之ニ對スル持分ニ按分シテ控除シ持分ヲ算定ス

本會財産ガ出資總額ヨリ減少シタルトキハ出資額ニ應ジ持分ヲ算定ス

第九條 所屬組合及所屬聯合會ガ左ノ事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ五日以内ニ之ヲ本會ニ通告スルコトヲ要ス

一、名稱

二、事務所

三、出資一口ノ金額

四、保證金額

五、解散又ハ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

### 第二章 出資及積立金

第十條 出資一口ノ金額ハ金五百圓トス

第十一條 出資第一回ノ拂込金額ハ一口ニ付金五十圓以上トス

第一回後ノ出資拂込ハ配當スベキ剩餘金ヨリ拂込ニ充ツルモノ、外出資一口ニ付拂込金額及期日ハ理事之ヲ定メ二週間前ニ所屬組合及所屬聯合會ニ通知スルモノトス

第十二條 出資ノ拂込ヲ怠リタルトキハ期日後百圓ニ付日歩三錢ノ延滞利息ヲ徵收スルモノトス

第十三條 聯合會原簿ニ記載シタル事項ノ變更ノ届出又ハ原簿ノ提出若ハ所屬組合及所屬聯合會ノ脱退又ハ保證金額ノ減少ノ届出ハ毎年七月三十一日ニ取纏メ其ノ後二週間内ニ之ヲ爲ス

第十四條 本會ニ出資總額ニ達スル迄毎事業年度ノ剩餘金ノ四分ノ一以上ヲ準備金トシテ積立ツルモノトス

第十五條 過怠金及第六十八條ノ規定ニ依リ拂戻ヲ爲サル持分額ハ之ヲ準備金トシテ積立ツルモノトス

第十六條 本會ハ剩餘金ヨリ特別積立金、別途積立金、役員退職給與積立金ヲ積立ツルコトヲ得

本會ハ剩餘金又ハ販賣代金ヨリ輸出振興備金ヲ積立ツルコトヲ得

本會ハ聯合農業倉庫又ハ加工設備ノ新築、増築、改築、移築又ハ買入ノ費用ニ對シ補助金ヲ受ケタルトキハ之ヲ聯合農業倉庫又ハ加工設備減價銷却積立金トシテ積立ツルモノトス、補助金又ハ寄附金ニシテ使途ヲ指定セ

ザルモノハ準備金若ハ其ノ他ノ積立金ニ組入ル、コトヲ得

第十七條 準備金又ハ特別積立金ハ損失ノ填補ニ充ツルモノトス但シ特別積立金ハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ臨時ノ支出ニ處分スルコトヲ得

別途積立金ハ購買品又ハ販賣品ノ價格ノ暴落若ハ不可抗力ニ因ル災害ノ爲ノ損害又ハ賣掛金等ノ回收不能トナリタル場合ノ損失填補ニ充ツルモノトス但シ總會ノ決議ニ依リ之ヲ臨時ノ支出ニ充ツルコトヲ得

役員退職給與積立金ハ別ニ定ムル規程ニ依リ退職シタル役員ニ給與スルモノトス  
輸出振興備金ハ理事ノ定メタル規定ニヨリ輸出振興ニ必要ナル支出ニ充ツルモノトス

聯合農業倉庫又ハ加工設備減價銷却積立金ハ聯合農業倉庫又ハ加工設備ノ減價銷却ニ充ツルモノトス

第十八條 削除

### 第三章 機關

第十九條 本會ニ理事十名監事五名ヲ置ク

理事ハ會長一名専務理事若干名ヲ互選ス

會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス會長事故アルトキハ専務理事ノ互選ニ依リ其ノ一名之ニ代リ會長専務共ニ事故アルトキハ他ノ理事ノ互選ニヨリ其ノ代理者一名ヲ定ム

専務理事ハ會長ヲ輔佐シ會務ヲ掌理ス

第二十條 理事ノ任期ハ三ケ年トシ監事ノ任期ハ二ケ年トス但シ再選ヲ妨ゲズ會長及専務理事ノ任期ハ理事ノ任期ニ從フ

補選選舉ニ依リ就任シタル理事又ハ監事ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス理事又ハ監事ヲ増員シタルトキハ其ノ任期ハ

現任者ノ任期ニ伴ハシムルモノトス

理事及監事ハ任期滿了後ト雖後任者ノ就職スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第二十一條 辭任其ノ他ノ事由ニ依リ理事又ハ監事ニ議員ヲ生ジタルトキハ通常總會ノ時期迄猶豫スルコト能ハザル場合ニ限り臨時總會ヲ召集シ補選選舉ヲ爲スモノトス

總會ガ理事又ハ監事ノ解任ヲ決議シタルトキハ同時ニ補選選舉ヲ爲スコトヲ要ス

第二十二條 理事及監事ハ名譽職トス但シ専務理事ハ之ヲ有給トス

理事及監事ニハ總會ノ決議ニ依リ報酬手當又ハ賞與ヲ支給スルコトヲ得

理事及監事ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ズ

第二十三條 總會ハ通常總會及臨時總會ノ二種トス

通常總會ハ毎年一回九月又ハ十月之ヲ開ク

臨時總會ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ開ク

一、理事ガ必要ト認メタルトキ

二、監事ガ産業組合法第三十四條ニ依リ必要ト認メタルトキ又ハ同法第三十四條ノ二ニ該當スル場合

産業組合法第三十三條ニ依リ總會ノ召集ヲ請求アリタルトキ

第二十四條 總會ノ召集ハ少クトモ十日前ニ書面ヲ以テ所屬組合及所屬聯合會ニ通知スルコトヲ要ス

前項ノ通知書ニハ會議ノ目的タル事項ヲ記載シ召集者之ニ記名スルコトヲ要ス

第二十五條 總會ニ出席スベキ所屬組合又ハ所屬聯合會ハ其ノ代表者ヲ定メ總會ノ當日迄ニ届出ヅルコトヲ要ス

但シ代理ノ委任ヲ受ケタルモノハ其ノ旨ヲ附記スベシ

第二十六條 總會ハ所屬組合及所屬聯合會ノ代表者半數以上出席スルニ非ザレバ開會スルコトヲ得ズ若シ半數ニ充タザルトキハ三十日以内ニ更ニ招集シ出席シタル代表者ヲ以テ開會ス

總會ノ決議ハ豫メ通知シタル事項ニ付テノミ之ヲ爲スモノトス但シ急速ヲ要シ且輕微ナル事項ニ付テハ豫メ通知セザル事項ト雖出席者過半數ノ同意ヲ經テ議題ト爲スコトヲ得

總會ノ決議ハ出席シタル代表者ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

理事又ハ監事ノ選任又ハ解任、定款ノ變更、所屬組合又ハ所屬聯合會ノ除名解散及合併ノ決議ハ所屬組合及所屬聯合會ノ代表者半數以上出席シ其ノ四分ノ三以上ノ同意アルコトヲ要ス但シ合併ニ依リテ組織變更ト同一ノ結果ヲ生ズベキ場合ハ總所屬組合及所屬聯合會ノ同意アルコトヲ要ス

第二十七條 總會ノ議長ハ會長之ニ當ル會長事故アルトキハ專務理事ノ一名之ニ代リ會長及專務理事共ニ事故アルトキハ理事ノ互選ニ依ル

監事ノ招集シタル總會ノ議長ハ總會ヲ招集シタル監事之ニ當ル其ノ多數ナル場合ニ於テハ其ノ互選ニ依ル總會ニ於テ必要ト認メタルトキハ出席者ノ互選ニ依リ議長ヲ定ムルコトヲ得

第二十八條 總會ニ於テハ決議録ヲ作り開會ノ日時、場所、會議ノ顛末及出席者ノ員數ヲ記載スルコトヲ要ス

決議録ニハ議長及議長ノ指名シタル出席者二名以上之ニ記名捺印スルコトヲ要ス

第二十九條 總會ノ議事ニ關スル細則ハ總會ニ於テ之ヲ定ム

第三十條 本會ニ顧問、相談役及協議員ヲ置クコトヲ得

顧問ハ總會ノ決議ヲ經テ理事之ヲ推薦シ本會ノ事業ヲ援助ス

相談役及協議員ハ理事之ヲ推薦シ理事ノ諮問ニ應ヘ又ハ本會ノ事業ニ付理事ニ意見ヲ開陳スルモノトス

顧問、相談役及協議員ノ任期ハ理事ノ任期ニ從フ

第三十一條 本會ニ主事、主事補及書記若干名ヲ置キ會長之ヲ任免ス

主事、主事補及書記ハ理事監事ノ命ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第三十二條 本會ニ指導員、技師及技手若干名ヲ置キ會長之ヲ任免ス

指導員ハ理事ノ命ヲ受ケ所屬組合及所屬聯合會ノ指導調査ノ事務ニ従事ス

技師及技手ハ理事ノ命ヲ受ケ技術ニ従事ス

### 第四章 事業ノ執行

#### 第一節 通 則

第三十三條 本會ノ事業年度ハ八月一日ニ始マリ翌年七月三十一日ニ終ル

第三十四條 本會ノ餘裕金ハ産業組合中央金庫及信用組合聯合會郵便局又總會ノ決議ヲ經タル銀行ニ預入ルモノトス

第三十五條 事業執行ニ關スル細則ハ理事之ヲ定ム

#### 第二節 購 買

第三十六條 本會ニ於テ賣却スル物ノ種類左ノ如シ

一、肥料、飼料、農具、種苗、蠶種、養蠶具

二、穀物、穀粉、味噌、醬油、砂糖、酒類、清涼飲料類、油類、麵類、罐詰類、魚類、乾物類、藥品類、石炭

其他燃料

三、莫大小類、足袋履物類、織物類、學用品、石鹼類、雜貨類、墨表及其ノ材料

四、其ノ他理事ニ於テ必要ト認メタル物

第三十七條 本會ニ於テ爲ス加工又ハ生産左ノ如シ

一、肥料飼料ノ粉碎及配合、精米麥

二、味噌醬油ノ醸造、蠶種製造

三、其ノ他總會ノ決議ヲ經タル物

第三十八條 理事ハ所屬組合及所屬聯合會ノ需要ヲ調査シ又ハ其ノ註文ニ應ジ賣却スベキ物及其ノ材料ヲ便宜買入レ又ハ生産スルモノトス

第三十九條 理事ハ所屬組合及所屬聯合會ノ取扱物品ニ付キ報告ヲ徴シ又ハ事業執行上必要ナル場合ニ於テ所屬組合及所屬聯合會ノ書類帳簿ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第四十條 所屬組合及所屬聯合會ニ賣却スル物ノ代價ハ原價及市價ヲ標準トシテ理事之ヲ定ム

第四十一條 理事ハ必要アリト認ムルトキハ所屬組合又ハ所屬聯合會ヲシテ註文物品ノ見積代金ノ一部又ハ全部ヲ提供セシムルコトヲ得

第四十二條 所屬組合又ハ所屬聯合會ガ物品引渡ノ通知ヲ受ケタルトキハ其ノ指定シタル場所ニ於テ遲滞ナク之ヲ引取ルコトヲ要ス

前項ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ十日内ニ引取ヲ爲サザルトキハ理事ノ定メタル違約金ヲ徴收ス此ノ場合ニ於テハ本會ニ於テ其ノ賣買契約ノ解除ヲ爲スコトヲ妨ゲズ

第四十三條 所屬組合又ハ所屬聯合會ハ物品引取ト同時ニ其ノ代金ヲ支拂フコトヲ要ス但シ理事ニ於テ止ムコトヲ得ザル事由アリト認ムルトキハ六ヶ月ヲ超エザル期間代金支拂ノ延納ヲ承諾スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ

百圓ニ付日歩三錢以内ニ於テ理事ノ定メタル利息ヲ徴收ス  
前項但書ノ場合ニ於テ理事必要アリト認ムルトキハ所屬組合又ハ所屬聯合會ヲシテ保證人ヲ立テシメ又ハ擔保ニ供セシムルコトヲ得

### 第三節 販 賣

第四十四條 本會ニ於テ販賣スル物ノ種類左ノ如シ

一、米、麥、雜穀、薯蕷、製茶、果實、甘藷、蔬菜、藥品、鶏卵、蠟表、薪炭、繭、生糸

二、其ノ他理事ニ於テ必要ト認メタル物

第四十五條 本會ニ於テ爲ス加工左ノ如シ

一、精米麥、製茶再製

二、果實、蔬菜、肉類ノ加工

三、其ノ他總會ノ決議ヲ經タル物

第四十六條 理事ハ適宜ノ時期ニ於テ所屬組合又ハ所屬聯合會ノ販賣品ニ付報告ヲ徴シ又ハ必要ノ調査ヲ爲スコトヲ得

第四十七條 所屬組合又ハ所屬聯合會ヨリ物品ノ引渡ヲ受ケタルトキハ其ノ品等及數量ヲ査定シ之ヲ所屬組合又ハ所屬聯合會ニ通知スルモノトス

本會ニ於テ加工ヲ爲シタル場合加工後ノ物ニ付亦同ジ品等査定ノ方法及標準ハ豫メ理事會ノ決議ヲ經テ之ヲ定ム

第四十八條 所屬組合及所屬聯合會ハ其ノ販賣セムトスル物ニ付代價又ハ販賣ノ時期ヲ指定スルコトヲ得ズ

第四十九條 所屬組合又ハ所屬聯合會ハ本會ニ物品ヲ引渡シタル後ハ何時ニテモ代金ノ假渡ヲ請求スルコトヲ得但シ其ノ額ハ時價ノ十分ノ八以内ニ於テ理事之ヲ定ム

前項ノ假渡金ニ對シテハ百圓ニ付日歩三錢以内ニ於テ理事ノ定メタル利息ヲ支拂フコトヲ要ス

第五十條 販賣シタル物品ノ代價ハ其ノ種類、數量及品等ニ應ジ遲滞ナク之ヲ所屬組合又ハ所屬聯合會ニ拂渡スモノトス

假渡金及其ノ利息、歩合金並手數料ハ代金拂渡ノ時差引計算ヲ爲スモノトス

第五十一條 本會ハ所屬組合又ハ所屬聯合會ニ拂渡スベキ販賣品ノ代金又ハ其ノ數量ニ應ジ理事會ニ於テ定メタル歩合金ヲ徵スルモノトス

第五十二條 受託物中本會ニ於テ加工ヲ爲シ若ハ特殊ノ勞費ヲ加ヘタルモノニ付テハ理事會ニ於テ定メタル手數料ヲ徵收スルモノトス

第五十三條 本會ハ第四十四條ニ掲ゲタル物品ヲ買取り之ヲ販賣スルコトアルベシ

第四節 利 用

第五十四條 本會ノ設備左ノ如シ

一、自動車、自轉車、自轉車自動車修繕用器具機械、肥料飼料粉碎機、精米麥機、船舶

二、其ノ他總會ノ決議ヲ經タル設備

第五十五條 設備利用ニ關スル手續ハ理事之ヲ定ム

第五十六條 所屬組合又ハ所屬聯合會ハ設備ノ利用ニ對シ理事ノ定メタル利用料ヲ支拂フコトヲ要ス

利用中設備ヲ損傷シ又ハ喪失シタルトキハ理事ノ定メタル辨償金ヲ支拂フコトヲ要ス

第五十七條 前條ノ利用料ハ利用ヲ終リタル後一ヶ月以内ニ之ヲ支拂フコトヲ要ス

前項ノ支拂ヲ怠リタルトキ期日後一日ニ付其ノ支拂フベキ金額ニ對シ金百圓ニ付日歩三錢以内ノ延滞利息ヲ徵收ス

第五十八條 設備ヲ利用セシムル場合ニ於テ理事必要ト認ムルトキハ所屬組合又ハ所屬聯合會ヲシテ保證人ヲ立テシメ又ハ擔保ヲ供セシムルコトヲ得

第五十九條 理事ハ設備利用ノ實況ヲ調査シ利用ノ條件ニ反スルモノアリト認ムルトキハ所屬組合又ハ所屬聯合會ヲシテ設備ヲ返還セシムルコトヲ得

第五節 聯合農業倉庫

第五十九條ノ二 第一條第四號ノ業務ハ聯合農業倉庫業務規程ノ定ムル所ニヨリ之ヲ行フ前項ノ規程ハ總會ニ於テ之ヲ定ム

第六節 米穀自治管理

第一款 總 則

第五十九條ノ三 本會ハ米穀自治管理ヲ行フ爲左ノ事業ヲ行フ

一、本會ニ於テ統制スベキ米穀ノ數量ヲ本會ノ區域内ニ於ケル米穀統制組合及其ノ事業ヲ行フ團體ニ對シ割當ツルコト

二、前號ノ外米穀ノ自治管理ニ附帶シ必要ナル行爲ヲナスコト

第五十九條ノ四 本會ノ米穀ノ自治管理ニ關スル公告ハ本會ノ揭示場ニ揭示シテ之ヲ爲ス

第五十九條ノ五 本會ハ米穀自治管理名簿ヲ調製シ之ヲ事務所ニ備フ

米穀自治管理名簿ニハ割當ヲ受クベキ團體ノ名稱及其ノ事務所ノ所在地ヲ記載ス

米穀自治管理名簿ノ記載ニ變更ヲ生ジタルトキハ割當ヲ受クベキ團體ノ代表者ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ届出ヅベシ

米穀自治管理名簿ノ記載事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ會長ハ遲滞ナク之ヲ訂正スベシ

第五十九條ノ六 本會ハ米穀自治管理法第四十三條ノ規定又ハ同法第五十六條ノ規定ニ依リ割當ヲ受ケタルトキ

ハ割當ヲ受ケタル日ヨリ七日以内ニ自治管理總代會ヲ開キ其ノ割當テラレタル數量ヲ本會ノ區域内ニ於ケル米

穀統制組合及其ノ事業ヲ行フ團體ニ對シ割當ツルモノトス

第五十九條ノ七 米穀自治管理法第四十三條ノ規定(同法第五十六條第二項ニ於テ進用スル場合ヲ含ム)ニ依リ

本會ニ於テ統制スベキ米穀ノ數量ヲ割當ツル場合ハ割當ヲ受クベキ團體ノ區域内ニ於ケル米穀ノ販賣高、生産

高等ヲ參酌スルモノトス

前項ノ販賣高ハ前五箇年中ノ中庸作柄ノ年ニ於ケルモノ、生産高ハ第二回米穀豫想收穫高トス

第五十九條ノ八 本會ノ米穀自治管理ニ關スル事業年度ハ前年ノ十一月一日ヨリ其ノ年ノ十月三十一日迄トス

第五十九條ノ九 本會ニハ米穀自治管理ニ關スル左ノ帳簿ヲ備フ

一、米穀自治管理名簿

二、米穀割當ニ關スル帳簿

三、其ノ他事業上必要ナル帳簿

第五十九條ノ十 本會ノ地方米穀統制組合聯合會ノ事業ニ關スル庶務細則ハ會長之ヲ定ム

第二款 自治管理總代會

第五十九條ノ十一 本會ハ米穀自治管理法第四十三條ノ規定(同法第五十六條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)

ニ依リ割當ヲ爲ス爲自治管理總代會ヲ設ク

自治管理總代會ノ議決ヲ經ベキ事項ニシテ輕微ナルモノニ付テハ書面ヲ以テ自治管理總代會ヲ組織スル者ノ意

見ヲ徵シ自治管理總代會ノ議決ニ代フルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ意見ヲ徵セントスル時ハ會長ハ十日ヲ下ラザル回答期限ヲ定ムベシ此ノ期限迄ニ到達セザル

意見書ハ採決ノ數ニ加ヘザルモノトス

第五十九條ノ十二 前條ノ自治管理總代會ハ左ニ掲グル者ヲ以テ組織ス

一、所屬組合ニシテ米穀統制組合ノ事業ヲ行フ米穀販賣組合ノ理事(理事數人アル場合ニ於テハ理事ノ互選シ

タル者)ヨリ選出シタル總代

二、本會ノ區域内ニ於ケル米穀統制組合ノ組合長及本會ノ區域内ニ於ケル米穀統制組合ノ事業ヲ行フ市農會又

ハ町村農會ノ會長ヨリ選出シタル總代

三、農林大臣ニ於テ任命シタル特別議員

第五十九條ノ十三 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ自治管理總代會ノ總代タルコトヲ得ズ

一、未成年者、禁治産者又ハ準禁治産者

二、破産者ニシテ復權ヲ得ザル者

三、六年以上ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者

四、六年以上ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

第五十九條ノ十四 第五十九條ノ十二第一號及第二號ノ總代ノ選舉ハ各別ニ之ヲ行フ

第五十九條ノ十五 總代ノ定數ハ第五十九條ノ十二第一號ニ付テハ十五名同條第二號ニ付テハ一名トス

第五十九條ノ十六 總代ノ選舉ニ關スル事務ハ會長之ヲ管理ス

選舉ハ單記無記名投票ヲ以テ之ヲ行フ

投票ハ一人一票ニ限ル

前三項ノ外選舉ニ關シ必要ナル事項ハ會長之ヲ定ム

第五十九條ノ十七 總代ノ選舉ハ有效投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス但シ選出スベキ總代ノ定數ヲ以テ有效投票ノ總數ヲ除シ得タル數ノ六分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ當選者ヲ定ムルニ當リ得票ノ數同ジキトキハ會長又ハ其ノ指名シタル者抽籤シテ當選者ヲ定ムベシ

第五十九條ノ十八 會長ハ選舉録ヲ調製シ投票其ノ他ノ關係書類ト共ニ總代ノ任期間會長ニ於テ之ヲ保存スベシ

第五十九條ノ十九 當選者定マリタルトキハ會長ハ直ニ當選ノ旨ヲ通知スベシ

當選者當選ヲ辭セントスルトキハ當選ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ五日以内ニ之ヲ會長ニ届出ツベシ

第五十九條ノ二十 當選者當選ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ一年以内ニ左ニ掲グル事由ノ一ニ該當スルニ至リタルト

キハ會長ハ直ニ第五十九條ノ十七ノ例ニ依リ當選者ヲ定ムルモノトス

一、當選ヲ辭シタルトキ

二、總代ヲ辭シタルトキ

三、總代タルノ資格ヲ失ヒタルトキ

四、死亡シタルトキ

第五十九條ノ二十一 第五十九條ノ十九第二項ノ期間ヲ經過シタルトキハ會長ハ直ニ當選者ノ住所及氏名ヲ公告

スベシ

第五十九條ノ二十二 選舉人へ米穀自治管理施設規則第六十六條ニ於テ準用スル同規則第二十二條ノ規定ニ依リ選舉又ハ當選ノ取消ヲ申立テントスルトキハ選舉ニ關シテハ選舉ノ日ヨリ、當選ニ關シテハ前條ノ公告ノ日ヨリ三十日以内ニ申立書ヲ會長ニ差出スベシ此ノ場合ニ於テハ會長ハ意見ヲ附シ七日以内ニ之ヲ地方長官ニ申達スベシ

總代ハ選舉又ハ當選ノ取消アル迄ハ會議ニ列シ議事ニ參與スルノ權ヲ失ハズ

第五十九條ノ二十三 總代選舉ノ取消アリタルトキハ三月以内ニ更ニ總代ノ選舉ヲ行フモノトス

總代當選ノ取消アリタルトキハ會長ハ直ニ第五十九條ノ十七ノ例ニ依リ當選者ヲ定ムベシ

總代ノ定數ニ足ル當選者ヲ得ルコト能ハザルトキハ其ノ不足ノ員數ニ付更ニ選舉ヲ行フモノトス

總代中議員ヲ生ジ議員ガ總代定數ノ三分ノ一ニ至リタルトキ又ハ會長若クハ總代會ニ於テ必要ト認ムルトキハ

補闕選舉ヲ行フモノトス

第五十九條ノ二十四 總代ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ズ

第五十九條ノ二十五 總代ノ任期ハ事業年度ニ從ヒ四年トス但シ補闕ノ總代ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トシ新ニ

設ケタル總代ノ任期ハ他ノ總代ノ殘任期間トス

第五十九條ノ二十六 自治管理總代會ヲ招集セントスルトキハ會長ハ少クとも開會ノ日前五日目迄ニ書面ヲ以テ

會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ總代會ヲ組織スル者ニ通知スベシ

第五十九條ノ二十七 自治管理總代會ノ議長ハ會長之ニ當ル會長事故アルトキハ理事ノ互選ニ依ル米穀自治管理

法施行規則第六十六條第二項ニ於テ準用スル同規則第二十五條第三項又ハ第四項ノ規定ニ依リ總代ガ行政官廳

ノ許可ヲ受ケテ招集シ又ハ行政官廳ガ招集セシメタル場合ニ於テハ出席者之ヲ互選ス

第五十九條ノ二十八 自治管理總代會ハ之ヲ組織スル者ノ半数以上出席スルニ非ザレバ會議ヲ開クコトヲ得ズ但シ同一ノ事項ニ付招集再回ニ至ルモ仍半数ニ滿タザルトキ又ハ招集ニ應ズルモ出席者定數ヲ闕キ會長ニ於テ出席ヲ催告シ仍半数ニ滿タザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五十九條ノ二十九 自治管理總代會ノ議事ハ出席者ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第五十九條ノ三十 議長ハ會議ヲ總理シ其ノ日ノ會議ヲ閉閉ス

自治管理總代會ヲ組織スル者ノ半数以上ヨリ請求アルトキハ議長ハ其ノ日ノ會議ヲ開クコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ議長仍會議ヲ開カザルトキハ第五十九條ノ二十七ノ例ニ依ル

前項ノ請求ニ依リ會議ヲ開キタルトキ又ハ出席者中異議アルトキハ議長ハ會議ノ議決ニ依ルニ非ザレバ其ノ日ノ會議ヲ閉ヂ又ハ之ヲ中止スルコトヲ得ズ

第五十九條ノ三十一 議長ハ議事録ヲ作り左ニ掲グル事項ヲ記載シ議長及出席者二人以上之ニ署名スベシ

一、開會ノ日時及場所

二、自治管理總代會ヲ組織スル者ノ定數及員數

三、出席者ノ員數

四、議事ノ要項

五、議決シタル事項及賛否ノ數

第五十九條ノ三十二 自治管理總代會ノ議事ニ關スル細則ハ本節ニ規定アルモノヲ除クノ外本會ノ總會ノ議事細

則ニ依ル

### 第五章 剩餘金處分、損失填補及分擔

第六十條 剩餘金ヨリ準備金ニ積立ツベキ金額ヲ控除シ猶殘餘アルトキハ配當金、特別積立金、別途積立金、役員退職給與積立金、輸出振興備金、特別配當金、役員賞與金又ハ繰越金ト爲スモノトス

第六十一條 剩餘金ノ配當ハ其ノ剩餘金ヲ生ジタル事業年度ノ終ニ於ケル所屬組合及所屬聯合會ノ拂込濟出資額ニ應ジ其ノ率ハ年六分以下トス

剩餘金ノ特別配當ハ其ノ剩餘ヲ生ジタル事業年度内ニ於テ所屬組合及所屬聯合會ガ本會ヲ通ジテ購買並販賣シタル物ノ價額及本會ニ支拂ヒタル利用料ノ額ヲ合算シタル金額ニ應ズルモノトス但シ事業成績ニ應ジ其ノ割合ヲ異ニシ又ハ一部ノ配當ヲ爲サマルコトアルベシ

第二項ノ配當ハ圓位未滿ノ金額ニ對シテハ之ヲ爲サマルモノトス

第六十二條 損失ノ填補ハ先ヅ特別配當金ヲ以テシ次ニ準備金ヲ以テス但シ總會ノ決議ニ依リ別途積立金ヲ以テシ又ハ特別積立金及準備金ヲ以テ填補スルコトヲ得

第六十二條ノ二 本會財産ヲ以テ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハザル場合ニ於テ所屬組合及所屬聯合會ニ於ケル各自ノ損失分擔ノ割合ハ保證金額ニ應ズルモノトス脱退シタル所屬組合又ハ所屬聯合會ノ損失分擔ノ割合又同ジ

### 第六章 加入増口、脱退及過怠金

第六十三條 本會ニ加入セムトスルトキハ申込書ニ其ノ組合設立年月日並理事監事ノ氏名住所ヲ附記シ左ニ掲ゲル書類ヲ添付シテ理事ニ差出スコトヲ要ス

一、定款ノ謄本



- 二、最近ノ貸借對照表
- 三、産業組合法第七十八條ノ規定ニ依ル總會又ハ總代會ノ決議錄本  
理事加入ノ申込ヲ承諾シタルトキハ其ノ旨申込組合又ハ聯合會ニ通知シ出資第一回ノ拂込ヲ爲サシメタル後所屬組合及所屬聯合會名簿ニ記載スルコトヲ要ス  
加入ノ効力ハ第六十五條ノ場合ヲ除クノ外出資第一回ノ拂込ト同時ニ發生スルモノトス
- 第六十四條 所屬組合又ハ所屬聯合會ガ出資ノ増口ヲ爲サムトスルトキハ添付書類及申込書ノ附記ヲ要セザルノ外前條ノ規定ヲ準用ス
- 第六十五條 持分ヲ讓渡セムトスル場合ニ於テハ理事ノ承諾ヲ經ルコトヲ要ス持分ヲ讓受ケムトスルモノガ所屬組合又ハ所屬聯合會ニ非ザルトキハ出資ノ拂込ヲ爲サシメザルノ外第六十三條ノ規定ヲ準用ス
- 第六十六條 所屬組合又ハ所屬聯合會ガ脱退セムトスルトキハ其ノ事業年度末六ヶ月前ニ其ノ旨ヲ理事ニ豫告スルコトヲ要ス
- 第六十六條ノ二 所屬組合又ハ所屬聯合會ガ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ金一百圓以下ニ於テ理事ノ定ムル過怠金ヲ課スルコトヲ得
  - 一、本會ノ事業ヲ妨グル所爲アリタルトキ
  - 二、出資拂込延滞利息違約金ノ納付又ハ購買代金販賣假渡金販賣歩合金手数料利用料ノ支拂ヲ怠リ一月内ニ其ノ義務ヲ履行セザルトキ
  - 三、組合員ノ生産物ニ非ザル物ノ販賣ヲ委託シタルトキ
  - 四、本會ヨリ購買シタル物件ヲ他ニ轉賣シタルトキ

- 五、本會ノ設備ヲ他ニ利用セシメタルトキ過怠金徵收ノ通知書ニハ其ノ事由ヲ記載スルコトヲ要ス
- 第六十七條 所屬組合又ハ所屬聯合會ハ左ノ事由ノ一ニ當ルトキハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ除名ス
  - 一、過怠金ノ納付ヲ怠リ一月内ニ其ノ義務ヲ履行セザルトキ
  - 二、本會ノ事業ヲ妨グルノ行爲アリタルトキ
  - 三、信用ヲ失ヒタルトキ
- 第六十八條 所屬組合又ハ所屬聯合會脱退ノ場合ニ於ケル持分ノ拂戻ハ其ノ持分ノ二分ノ一トス但シ除名ニ因ル場合ニ於テハ其ノ持分ノ四分ノ一トシ解散、所屬組合又ハ所屬聯合會タル資格ノ喪失其ノ他總會ニ於テ止ムヲ得ザルモノト認メタル事由ニ因ル場合ニ於テハ其ノ持分ノ四分ノ三ヲ拂戻スモノトス

第七章 清算

第六十九條 本會解散シタルトキハ理事其ノ清算人ト爲ル但シ總會ノ決議ニヨリ所屬組合又ハ所屬聯合會ノ理事中ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得

第四節 規約規程類

一、本會議事細則

昭和四年五月十一日臨時總會議決

第一條 開會ノ宣告ヲ爲サザル前及閉會後散會又ハ中止ヲ宣告  
シタル後ハ議事ニ付發言スルコトヲ得ズ  
第二條 議長ハ會議ニ當リ議事ノ順序方法ヲ定メ議案ノ説明ヲ爲スモノトス但シ説明ハ他ノ理事又ハ書記ニ於テ之ヲ爲スコト

ヲ得  
 第三條 議長ハ議場ノ整理ヲ掌ルモノトス  
 第四條 議事申ハ自己ノ姓名或ハ名ヲ唱ヘ議長ノ應答ヲ經テ發言スベシ  
 第五條 議案ハ第一讀會第二讀會第三讀會ヲ經テ確定ス但シ議長ノ意見又ハ會議ノ意見ヲ以テ此ノ順序ヲ省略スルコトヲ得  
 第一讀會ハ議案ノ採否ヲ決定ス若シ委員ヲ設ケ議案ノ審査ヲ附記シタルトキハ其ノ報告ヲ待テ之ヲ決スベシ  
 議案ノ疑議ハ第一讀會ニ於テ説明ヲ求ムベシ  
 第二讀會ハ議案ノ各部ニ付逐條審議ス  
 第三讀會ハ議案ノ全部ニ付議決ス

### 二、本會聯合農業倉庫業務規程

昭和八年九月一日通常總會制定決議、同年十二月十三日認可  
 同 九年二月廿三日臨時總會變更決議、同年三月二日認可  
 同 九年六月七日臨時總會變更決議、同年同月十六日認可  
 同 九年九月一日通常總會變更決議、同年同月十三日認可  
 同 十年九月二日通常總會變更決議、同年同月廿八日認可  
 同 十一年九月二日通常總會變更決議、同年同月十五日認可

#### 第一章 總 則

第一條 本會ノ聯合農業倉庫ニ於テハ左ノ事業ヲ行フモノトス  
 一、受寄物ノ保管

第六條 修正ノ動議ハ二名以上ノ贊成者ヲ得テ成立ス  
 第七條 修正ノ動議ハ原案ニ先テ採決ス數個ノ動議アルトキハ發議ノ順序ニ依リ後ノモノヲ先ニ決ス  
 第八條 議決ハ法律又ハ定款ニ別段ノ規定アルモノヲ除キ議決權ノ過半數ニ依ル  
 贊否同數ノ場合ハ議長ノ定ムル所ニ依ル  
 採決ハ舉手起立無記名投票及記名投票ノ四種トシ議長ノ定ムル所ニ依ル  
 第九條 選舉ハ投票ヲ以テ行フ但シ總會ノ議決ヲ以テ指名推薦ノ法ヲ用フルコトヲ得

二、受寄物ノ調製、改装及荷造  
 三、受寄物ノ運送又ハ販賣ノ仲立  
 四、受寄物ノ運送又ハ販賣ノ取次  
 五、貸付  
 前項第一號乃至第四號ノ事業ハ本會ニ所屬セザル組合、聯合會、農業倉庫業者、聯合農業倉庫業者又ハ農業倉庫業法施行規則第十二條ノ二ニ定ムル法人ノ爲ニモ之ヲ行フ  
 第二條 本會ハ左ノ物品ノ寄託ヲ受ケルモノトス  
 一、農業倉庫業者ガ農業倉庫業法第一條第一項又ハ第二項ノ

規定ニ依リ寄託ヲ受ケタル穀物、藪及木炭  
 二、聯合農業倉庫業者ガ保管スル前號ノ物品  
 穀物ノ品目左ノ如シ

第三條 本會ハ前條ノ規定ニ依リ保管ニ支障ナキ場合ニ限り左ノ物品ノ寄託ヲ受ケ

一、農業倉庫業者ガ農業倉庫業法第一條第三項ノ規定ニ依リ寄託ヲ受ケタル物品  
 二、販賣組合又ハ販賣組合聯合會ガ賣却スル物品  
 三、聯合農業倉庫業者ガ保管スル前二號ノ物品  
 四、農業倉庫業法施行規則第十二條ノ二ニ依リ指定セラレタル法人ガ賣却若ハ賣却ノ幹旋ヲ爲ス物品  
 前項ノ物品ノ種類左ノ如シ

玄米、精米、粳、大麥、小麥、裸麥、菜種、大豆、落花生、藪、木炭、生絲、生絲屑物、茶、椎茸、鷄卵、蠶工品、蠶表、絲瓜、乾薑、蕃椒、果實、罐詰、燻詰、甘藷、飼料

第四條 寄託ノ申込競合シタルトキハ左ノ順位ニ依リ其ノ引受ケヲ爲ス  
 一、所屬組合若ハ所屬聯合會ノ受寄物ニシテ農業倉庫業法第一條第一項及第二項ニ屬スルモノ  
 二、本會ニ所屬セザル組合又ハ聯合會ノ受寄物ニシテ農業倉庫業法第一條第一項及第二項ニ屬スルモノ  
 三、所屬販賣組合又ハ所屬販賣組合聯合會ノ賣却スル穀物、

藪及木炭  
 四、本會ニ所屬セザル販賣組合又ハ販賣組合聯合會ヲ賣却スル穀物、藪及木炭

五、農業倉庫業法施行規則第十二條ノ二ニ依リ指定セラレタル法人ガ賣却若ハ賣却ノ幹旋ヲ爲ス穀物、藪及木炭

第六條 前項ノ規定ニ依リ同一順位ニ在ルモノニ付テハ其ノ順位ハ左ノ品目順ニ依ル  
 玄米、精米、粳、大麥、小麥、裸麥、菜種、大豆、落花生、藪、木炭、生絲、生絲屑物、茶、椎茸、鷄卵、蠶工品、蠶表、絲瓜、乾薑、蕃椒、果實、罐詰、燻詰、甘藷、飼料

第七條 第二條ノ規定ニ依ル物品ノ保管上必要アルトキハ何時ニテモ相當ノ期間ヲ定メ第三條ノ規定ニ依リ保管スル物品ノ出庫ヲ其ノ寄託者又ハ證券所持人ニ請求スルコトアルベシ此ノ場合ニ於ケル請求ノ順位ハ前條ノ規定ニ依リ後順位ニ在ルモノヲ先トス

第八條 寄託ノ申込ヲ爲サムトスル者ハ第一號様式又ハ第一號

#### 第二章 入出庫手續及保管

乙様式ニ準ズル申込書ヲ差出スベシ

縣又ハ農業組合ニ於テ検査ヲ施行シタル物品ニ付テハ其ノ等級ヲ寄託申込書ノ相當欄ニ記入スベシ

第九條 受寄物ヲ入庫シタルトキハ第二號様式又ハ第二號乙式ノ入庫票ヲ寄託申込者ニ交付ス

第十條 寄託物保管ノ場所及保管方法ハ本會之ヲ定ム

種類及品位ノ同一ナル物品ハ混合保管ヲ爲スコトアルベシ  
寄託ノ申込ニ際シ保管ノ場所又ハ保管ノ方法ヲ承諾シタルトキハ此ノ限リニ非ズ

第十一條 混合保管ヲ爲ス受寄物ニ付テハ別ニ定ムル検査規定ニ依リ之ヲ検査シ其ノ品位等級ヲ査定ス

前項ノ検査ハ縣又ハ同業組合ニ於テ検査ヲ施行シタルモノニ付テハ之ヲ行ハザルコトアルベシ但シ必要ト認めタルトキハ縣又ハ同業組合ノ再検査ヲ受クベキコトヲ求ムルモノトス

第十二條 受寄物ニ對シテハ必要ニ應ジ煩雜ヲ行フコトアルベシ

第十三條 受寄物中變質、腐敗其ノ他ノ原因ニ依リ保管ニ適セズ又ハ他ノ受寄物若ハ倉庫ニ損傷ヲ及ス虞アリト認めタルトキハ寄託者又ハ證券所持人ニ相當ノ處置ヲ爲スコトヲ請求シ又ハ保管期限前ト雖其ノ受寄物ノ出庫ヲ請求スルコトアルベシ

前項ノ處置又ハ寄託物ノ引取ヲ怠リタル爲ニ損害ヲ生ジタルトキハ寄託者又ハ證券所持人ハ其ノ賠償ノ責ニ任ズルモノトス

第一項ノ場合ニ於テ緊急ノ必要アリト認めタルトキハ寄託者又ハ證券所持人ノ承諾ノ有無ニ拘ラズ其ノ者ノ費用ニ於テ相當ノ處置ヲ爲スコトヲ有スルモノトス因テ生ジタル損害ハ本會其ノ責ニ任ゼズ

第十四條 保管期間ハ特別ノ契約アル場合ヲ除クノ外六ヶ月トス

第二條ノ規定ニ依ル寄託物ノ保管中其ノ所有權ノ移轉ナキトキ、第三條ノ寄託物ニ付テハ第二條ノ規定ニ依ル保管ニ支障ナキトキニ限リ保管期間更新ノ求メニ應ズルモノトス

前項ノ更新期間ハ六ヶ月ヲ超エザルモノトス

第十五條 寄託物ヲ出庫セムトスル者ハ入庫票又ハ第十九條ノ規定ニ依リ發行シタル倉荷證券ヲ呈示シテ之ヲ請求スベシ

第十六條 混合保管ヲ爲シタル物ニ付テハ寄託者又ハ證券所持人ハ其ノ物ニ付權利ヲ有スル者ノ協議ニ依ラズ前條ノ請求ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ出庫ノ請求アリタルトキハ積込ノ順序ヲ問ハズ寄託ノ數量ニ應ジ之ヲ引渡スモノトス

第十七條 寄託物ノ出シ入レ及積ミ卸シ等ニ付テハ寄託者又ハ證券所持人ハ倉庫掛員ノ指圖ヲ受クベシ

第十八條 保管期間滿了後二週間又ハ第五條若ハ第十三條ノ請求ヲ爲シタル後一週間ヲ經過スルモ仍寄託物ヲ引取ラザルトキハ商法第三百八十一條ノ規定ニ依リ之ヲ競賣ニ付スルコトアルベシ

第三章 證 券

第十九條 本會ハ寄託者ノ請求アルトキハ第三號様式ノ倉庫證券ヲ交付ス

第二十條 前條ノ倉荷證券ハ受託物ニ付組合又ハ聯合會ニ於テ發行シタル倉荷證券ニシテ裏書禁止シタルモノ若ハ倉荷證券發行ナキ旨ノ證明書及本會ニ於テ交付セル入庫票ト引換ニ之ヲ交付スルモノトス但シ第三條第一項第二號ノ物品ノ倉荷證券ハ入庫票ト引換ニ之ヲ交付スルモノトス

證券發行ニ付テハ一通ニ付金拾錢ヲ徴收ス

第二十一條 前條ノ規定ニ依リ本會ニ於テ受取りタル組合又ハ聯合會發行ノ倉荷證券ハ本會ニ於テ消印シタル上之ヲ本會ニ保存スルモノトス

前項ノ規定ニ依リ本會ニ保存スル倉庫證券ハ受寄物ヲ出庫シタルトキ之ヲ寄託申込者ニ返戻スルモノトス

第二十二條 第九條ノ入庫票又ハ第十九條ノ倉荷證券ヲ喪失又ハ滅失シタルトキハ保證人ヲ立テ又ハ擔保ヲ供シテ其ノ再受付ヲ請求スルコトヲ得

前項再受付ノ手数料ハ入庫票ニアリテハ金五錢、證券ニアリテハ金二十錢トス

第二十三條 倉荷證券ノ分割、又ハ書換ノ請求アルトキハ其ノ倉荷證券ト引換ニ之ヲ發行ス

前項ノ證券發行ノ手数料ハ一通ニ付金十錢トス

第二十四條 寄託物ヲ讓渡シ又ハ擔保ニ供セムトスル者ハ其ノ

旨本會ニ通知スベシ

第四章 損害及保險

第二十五條 本會ハ受寄物ニ付火災、蟲害、鼠害、雨漏、水漏、竊盜、紛失及繩切等ニ依リ生ズル損害ヲ賠償スル責ニ任ズ但シ天災、事變其ノ他避クベカラザル事由ニ基ク損害及保險者ガ填補ノ責任ヲ有スル損害又ハ寄託者ノ申出ニ依リ保險ヲ附セザル損害ニ付テハ此ノ限リニ非ズ

第二十六條 本會ノ賠償ノ責ニ歸スベキ事由ニ依リ受寄物ニ付生ジタル損害額ハ時價ニ據リ之ヲ算出ス

第二十七條 受寄物ニ付本會ノ責ニ任ゼザル損害アリタルトキ又ハ責ニ任ズルモノト雖重大ナル損害アリタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ公告ス

第二十八條 混合保管ヲ爲ス受寄物ニ付損害アリタルトキハ寄託者又ハ證券所持人五名以上、寄託者又ハ證券所持人五名未滿ノ場合ハ全員ノ立會ヲ求メテ損害ヲ調査シ混合物ニ之ヲ分賦ス

第二十九條 本會ハ寄託者ノ委任ヲ受ケザル場合ト雖其ノ者ノ爲ニ受寄物ヲ火災保險ニ付スルモノトス

火災保險金額ハ受寄物ノ時價ニ依リ之ヲ定ム

寄託者又ハ證券所持人ハ本會ノ承諾ヲ得テ前二項ノ規定ト異ル特約ヲ爲スコトヲ得

保險料ハ實費トシテ出庫ノ際受取人ヨリ之ヲ徴收ス

第三十條 受寄物ノ火災保險ニ付テハ總テ本會ト保險者トノ契

約ニ依ルモノトス

火災保険金ハ本會ヲ經テ授受スベキモノトス

第三十一條 本會ハ必要ト認ムル場合ハ受寄物ヲ運送保險ニ付スルコトアルベシ

前項ノ場合ハ前二條ノ規定ヲ準用ス

第三十二條 第四十二條ノ規定ニ依リ寄託ヲ爲ス場合ニ於テ受寄物ヲ倉庫ニ引渡ス迄ニ生ジタル損害ニ付テハ第二十五條乃至第二十八條ノ規定ヲ準用ス

第五章 調製、儀裝、販賣、運送及貸付

第三十三條 受寄物ノ調製、改裝若ハ荷造又ハ運送ノ仲立若ハ取次ヲ依頼セムトスル者ハ入庫票又ハ倉荷證券ヲ呈示スルコトヲ要ス

第三十四條 受寄物ニ付調製、改裝又ハ荷造ヲ爲シタルトキハ入庫票又ハ倉荷證券ニ其ノ料金額ヲ記入シ受寄物ノ出庫ノ際受取人ヨリ之ヲ徴收ス

第三十五條 受寄物ニ付運送ノ仲立又ハ取次ノ依頼ヲ受ケタル場合ニ於テ必要アルトキハ一定數量ニ達スル迄之ヲ取纏ムルコトアルベシ

第三十六條 運送ノ仲立及取次ノ手数料ハ受寄物ヲ運送人ニ引渡スト共ニ依頼者ヨリ之ヲ徴收ス

第三十七條 受寄物ノ販賣ノ仲立又ハ取次ハ競争入札ノ方法ニ依ル但シ必要ニ應ジ隨意又ハ特約販賣ノ方法ニ依ルコトアルベシ

三〇八

販賣ニ關スル細則ハ理事之ヲ定ム

第三十八條 本會ニ於テ爲ス貸付ハ倉荷證券面記載ノ受寄物ノ時價ノ八割以内日歩二錢五厘以内トシ其ノ期限ハ受寄物ノ保管期限ヲ超エザルモノトス

第六章 保管料其ノ他ノ料金

第三十九條 保管料ハ一ヶ月ヲ二期トシ(一日ヨリ十五日迄十日ヨリ末日迄)一期又ハ一期ニ滿タザル期間ニ付左ノ範圍内ニ於テ理事之ヲ定メ出庫ノ際受取人ヨリ之ヲ徴收ス

- 一、玄米、精米、粳、混合保管 一俵又ハ金一錢五厘以内
- 一、麥、菜種、豆、混合保管 一俵又ハ金二錢以内
- 一、落花生、乾薑、混合保管 同又ハ金一錢五厘以内
- 一、絲瓜、蕃椒、混合保管 一石ニ付 金十錢以内
- 一、蕨、混合保管 箱入九貫以內 金二十錢以内
- 一、生絲、混合保管 箱入九貫以內 金二十錢以内
- 一、生絲屑物、混合保管 箱入九貫以內 金二十錢以内
- 一、蠶工品、蠶表、混合保管 一箱ニ付 金一錢五厘以内
- 一、飼料、混合保管 百斤ニ付 金一錢五厘以内
- 一、果實、混合保管 十貫一俵又金二錢以内
- 一、罐詰、壘詰、混合保管 一箱ニ付 金五錢以内
- 一、鷄卵、混合保管 一箱ニ付 金二錢以内
- 一、木炭、混合保管 一俵又ハ金一錢五厘以內

一、茶 特定保管 一箱ニ付 金五錢以內

一、椎茸 特定保管 一箱ニ付 金十錢以內

一、甘藷 混合保管 一俵又ハ金三錢以內

第四十條 第四十二條ノ規定ニ依リ寄託スル場合ニ在リテハ保管料、保險料、手数料及運賃ハ聯合農業倉庫業者ヨリ受取リタル入庫票又ハ倉荷證券ヲ交付スル際受取人ヨリ之ヲ徴收ス

第四十一條 受寄物ノ販賣、搬出入、看賞、調製、改裝、荷造、運送ノ仲立及取次、見本抽出等ニ關スル料金ハ實費ヲ標準トシ理事之ヲ定メ特別契約アル場合ヲ除ク外總テ出庫ノ際受取人ヨリ徴收スルモノトス

第七章 聯合農業倉庫業者ニ對スル寄託

第四十二條 寄託者又ハ證券所持人ノ請求ニ依リ又ハ本會ニ於テ必要ト認メタルトキハ寄託者若ハ證券所持人ノ承諾ヲ得テ其ノ受寄物ヲ左ノ倉庫ニ寄託スルコトアルベシ

一、保證責任全國米穀販賣組合聯合農業倉庫  
前項ノ場合ニ於テ受寄物ノ質權者アルトキハ其ノ承諾ヲ得ルモノトス

第四十三條 前條ノ寄託ヲ爲ス場合ニ於テハ寄託者又ハ證券所持人ハ第四號様式ノ請求書又ハ第五號様式ノ承諾書ニ本會ノ發行シタル入庫票又ハ倉荷證券ヲ添へ本會ニ差出スベシ

前條第二項ノ場合ニ於テハ質權者ノ承諾ヲ證スル書面ヲ添付スベシ

第四十四條 前條ノ規定ニ依リ本會ノ受取日タル倉荷證券ニハ

裏書禁止ヲ爲シ聯合農業倉庫ニ寄託スル旨ヲ記入シ本會ニ於テ之ヲ保管ス

寄託者又ハ證券所持人ノ請求アルトキハ前項ノ證券ヲ返戻ス

第四十五條 第四十二條ノ規定ニ依リ寄託ヲ爲ス場合ニ於テ倉荷證券ノ發行ナキトキハ寄託者ノ請求ニ依リ其ノ旨ノ證明書ヲ交付スベシ

第四十六條 聯合農業倉庫業者ヨリ受取リタル入庫票ハ本會ガ販賣ノ寄託ヲ受ケザル場合ニ限り之ヲ寄託者又ハ證券所持人ニ交付ス

第八章 事業年度

第四十七條 事業年度ハ一年トシ毎年八月一日ニ始リ翌年七月三十一日ニ終ル

第九章 損益計算

第四十八條 本會ハ特別ノ計算ニ依リ倉庫部ノ損益ヲ算出ス  
前項ノ計算ニ依リ生ジタル利益ノ處分又ハ損失ノ填補ハ本會ノ定款ノ規定ニ依ル

三〇九

第一號様式

第一號様式 寄託申込書	等級別数量	但、
	等	
	等	
保管方法	保	管
寄託者別	寄託者	別
年産		

右入庫申込候也  
年 月 日 郡 町 村  
保証責任静岡縣購買販賣利用組合聯合會御中  
組合

第一號乙様式

受付第 號	寄託申込書
入庫票番號	入庫年月日
保管期間	月 日 以内
寄託者賣人	上目 上目
風袋計	風袋計
上目計	正量 單價 代金
金歩合	金差引
摘要	

右之通寄託候ニ付販賣方御取計相成度申込候也  
保証責任静岡縣購買販賣利用組合聯合會御中

第二號様式

第 號	寄託者	責任縣	郡	町村	組合
持參人					
赤青	一等	二等	三等	四等	五等
品位	米	俵也			
數量					
種類					
記號					
更新期間	自昭和 年 月 日	至昭和 年 月 日			
保管期間	自昭和 年 月 日	至昭和 年 月 日			
備考					

右入庫候也  
昭和 年 月 日  
静岡縣清水市日之出町壹丁目縣有埋立地無番地  
保証責任静岡縣購買販賣利用組合聯合會會長理事  
殿

第二號乙様式

入庫票	第 號	入庫年月日
入庫	昭和 年 月 日	寄託者
藏	個口	
上記ノ通入庫相成候ニ付	販賣方取計可致候也	
保証責任静岡縣購買販賣	利用組合聯合會	市場
正量		
單價		
代金		
摘要		

第三號様式

第 號	寄託者	縣	郡	町村	組合
記號	種類	米	俵	昭和	年 生 産
品位	一等	二等	三等	四等	五等
個數					
總數	斗	石			
平均					
荷造	保管料				
更新期間	自昭和 年 月 日	至昭和 年 月 日			
保管場所					
種類					

前記ノ貨物券面ノ約定ニ從ヒ正ニ預リ候寄託者又ハ其ノ指圖人ニ本證券引換ニ前記貨物可相渡候也  
昭和 年 月 日  
ニ於テ本證券ヲ作成ス  
静岡縣清水市日之出町壹丁目縣有埋立地無番地  
保証責任静岡縣購買販賣利用組合聯合會會長理事

約 定

- 一、寄託物ヲ出庫セントスル者ハ本證券裏面ニ相當事項記入捺印ノ上本會ニ提出スベシ
- 二、本會ハ種類及品位ノ同一ナル物品ハ所屬倉庫ニ於テ混合保管ヲ爲スコトアルベシ
- 三、本會ハ寄託物出庫ノ請求アリタルトキハ混合保管ノ場合ニ在リテハ積込ノ順序ヲ問ハズ寄託ノ數量ニ應ジ之ヲ引渡スモノトス
- 四、本會ハ業務規程第二條ノ寄託物ニ付テハ所有權ノ移轉ナキトキ又第三條ノ寄託物ニ付テハ第二條ノ規程ニ依ル保管ニ支障ナキトキニ限り保管期間更新ノ求メニ應ズルコトアルベシ
- 五、受寄物中變質腐敗其ノ他ノ原因ニ依リ保管ニ適セズ又ハ他ノ受寄物若ハ倉庫ニ損傷ヲ及ス虞レアリト認ムルトキハ寄託者又ハ證券所持人ニ相當ノ處置ヲ爲スコトヲ請求シ又ハ保管期限前ト雖其ノ受寄物ノ出庫ヲ請求スルコトアルベシ
- 六、本會ハ受寄物ニ付火災、蟲害、鼠害、雨漏、水漏、窃盜、紛失及繩切等ニ依リ生ズル損害ヲ賠償スル責ニ任ズ但シ天災、事變其ノ他避クベカラザル事由ニ基ク損害及保險者ガ填補ノ責任ヲ有スル損害又ハ寄託者ノ申出ニ依リ保險ヲ付セザル損害

- ニ付テハ此ノ限リニアラズ
- 七、本證券ヲ喪失又ハ滅失シタルトハ保證人ヲ立テ又ハ擔保ヲ供シテ受寄物ノ出庫若ハ倉荷證券ノ再受付ヲ請求スルコトヲ得
- 八、本會ハ寄託者ノ委任ヲ受ケザル場合ト雖其ノ者ノ爲ニ受寄物ヲ火災保險ニ付スルモノトス火災保險金額ハ受寄物ノ時價ニ依リ之ヲ定ム保險料ハ實費トシ出庫ノ際受取人ヨリ之ヲ徴收ス
- 九、受寄物ノ火災保險ニ付テハ本會ト保險者トノ契約ニ依ルモノトス火災保險料ハ本會ヲ經テ授受スベキモノトス
- 一〇、混合保管ヲ爲ス受寄物ニ付損害アリタルトキハ寄託者又ハ證券所持人五名未滿ノ場合ハ全員ノ立會ヲ求メテ損害ヲ調査シ混合物ノ數量ニ應ジ混合物ニ之ヲ分賦ス
- 一一、本證券ガ組合又ハ聯合會ニ於テ發行シタル倉荷證券ニシテ裏書禁止シタルモノト引換ニ發行シタルモノナルトキハ其ノ引換ヘタル證券ハ本會ニ於テ消印シタル上保存シ受寄物ヲ出庫シタルトキ之ヲ寄託者ニ返戻スルモノトス
- 一二、本約定以外ノ事項ハ農業倉庫業法及本會定款並本會聯合農業倉庫業務規程ニ依ル

### 三、販賣細則

- 第一條 寄託物品ノ販賣ノ仲立又ハ取次ヲ依頼セムトスル者ハ本會發行ノ入庫票又ハ倉庫證券ヲ差出シ左ノ事項ヲ申出ヅベシ
  - 一、販賣セムトスル物品ノ種類等級及數量
  - 二、價格指定ノ要アルモノハ其ノ單價
- 第二條 本會ノ受寄物ノ販賣ハ見本又ハ現品ニ依リ之ヲ行フ其ノ方法ハ隨意販賣入札販賣ノ二種トス
- 第三條 入札販賣ノ期日ハ二日前揭示又ハ其ノ他ノ方法ニ依リ之ヲ公告ス
- 但シ切迫ノ場合ハ本條ノ日時ヲ短縮スルコトアルベシ
- 第四條 受寄物ヲ販賣シタルトキハ本會所定ノ賣買通知書ヲ賣主及買主ニ交付ス
- 第五條 買主ハ前條ノ販賣通知書ヲ本會ニ呈示シテ代金ヲ拂込ミ現品ヲ引取り又ハ荷渡指圖書ヲ受取り指定シタル倉庫ヨリ現品ヲ引取ルベシ

### 四、入札販賣規程

- 第一條 本會ニ於テ行フ入札販賣ハ本規程ノ定ムル所ニ依ル
- 第二條 所屬組合及所屬聯合會ハ販賣日ノ二日前迄ニ入札ニ付

(面裏)

欄	車	出	欄		欄		欄		欄	
			日	附	除	解	權	權	質	質
本證券ノ貨物悉皆正ニ受取候也			月	日	昭	和	年	月	日	利息
昭			出庫	數量	前記ノ金額正ニ領收候也	昭	和	年	月	日
和			等級	殘庫	前記ノ債務ハ	昭	和	年	月	日
年			數量	數量	可被成候也	昭	和	年	月	日
月			受取人氏名印	受取人	前記ノ債務ハ	昭	和	年	月	日
日			本會	認印	昭	和	年	月	日	利息
受取人					昭	和	年	月	日	利息

- 第六條 本會聯合農業倉庫及受渡ヲ指圖サレタル倉庫ハ本會發行ノ荷渡指圖書ト引換ニアラザレバ現品ノ引渡ヲナスコトヲ得ズ
- 第七條 本會ノ販賣物ノ引取期間ハ販賣ノ當日ヨリ五日以内トス
- 第八條 本會ノ販賣物ノ受渡時間ハ午前九時ヨリ午後四時迄トス、但シ已ムヲ得ザル事情アルトキハ時間外又ハ休日ト雖受渡ヲ爲スコトアルベシ
- 第九條 本會ノ販賣歩合金ハ別ニ之ヲ定ム
- 第十條 賣買成立後賣買當事者ノ責ニ歸スベカラザル事由ニ依リ現品ガ滅失又ハ毀損シタルトキハ其ノ損害ハ買入ノ負擔トス
- 第十一條 本規程ニ定メナキ事項ニ付テハ總テ本會ノ業務執行細則並ニ入札販賣規程ニ依ルモノトス

スベキ販賣物ノ産年、銘柄、粒形、品種等級、數量、受渡場所及積出地ヲ本會ニ通知スベシ

- 本會ハ右申込ニ依リ必要アリト認メタルトキハ之ヲ適宜ニ分割シテ番號ヲ附シ入札者ニ發表ス
- 第三條 入札ノ場所並ニ日時ハ理事之ヲ定ム
- 第四條 入札者ハ本會所定ノ入札書ニ該當事項ヲ記入シ入札スルモノトス
- 但シ本會ノ承諾ヲ經テ電話又ハ電信ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得
- 第五條 入札者ハ一旦入札シタル後ハ之ヲ取消スコトヲ得ズ
- 第六條 開札ハ本會役員及入札者立會ノ上之ヲ行フ
- 第七條 落札ハ敷札値段ニ達シタルモノノ内最高金額ノモノヨリ順次其ノ數量ニ達スル迄之ヲ決定ス
- 同一番號ノ内粒種及等級ノ二種以上ニ亘リタルモノハ各粒種等級ヲ通ジタル最高金額ヲ以テス
- 第八條 落札ノ結果ハ其ノ都度之ヲ發表ス
- 第九條 入札値段ガ敷札値段ニ達セザル場合ハ再入札又ハ相對賣買ノ方法ニ依リ販賣スルコトアルベシ
- 第十條 開札ノ結果落札トナルベキモノニシテ同一値段ノモノ

### 五、繭市場取引規程

本會繭市場ニ於テ行フ繭ノ賣買取引ハ本規程ノ定ムル所ニ依リ一、營業時間  
自五月十五日至八月十五日 午前六時ヨリ午後六時三十分迄

- 二以上アリタルトキハ抽籤ニ依リ落札者ヲ定ム
- 第十一條 落札者ハ契約保證金トシテ一俵ニ付米ハ金一圓以上、麥ハ金五十錢以上ヲ納付スベシ
- 但シ理事ニ於テ必要ナシト認メタルトキハ之ヲ徵收セザルコトヲ得
- 第十二條 落札決定シタル販賣物ノ引渡ハ左ノ方法ニ依ル  
一、倉庫渡ノモノハ落札決定後五日以内ニ落札者ハ代金ヲ完納シ引取ヲナスモノトス
- 二、着線レール渡ノモノハ現品到着ノ上代金引換ニ受渡ヲ了スルモノトス
- 第十三條 前條ノ代金支拂ヲ遅延シ又ハ引取期間内ニ代金ヲ完納セザル場合ハ本會ハ直チニ契約ヲ解除シ仍テ生ジタル損害ヲ賠償セシムルモノトス
- 第十四條 入札者ハ本會ノ定款、業務執行細則、聯合農業倉庫業務規程販賣細則及本規程ヲ知ラザルノ故ヲ以テ異議ヲ申立ツルコトヲ得ズ

自八月十六日至十月廿五日 午前六時ヨリ午後五時迄  
自十月廿六日至十一月十五日 午前六時三十分ヨリ午後四時三十分迄

- 二、買入ハ買入豫想額ノ三割以上ヲ現金ヲ以テ證據金トシテ差入ル、コト
- 三、賣買手數料、乾燥料、其ノ他諸掛リ金ハ證據金以外ニ現金ニテ申受クルコト
- 四、證據金ガ買入額ノ三割ニ達シタルトキハ其ノ後ノ買入額ニ對シ更ニ三割以上ノ證據金ヲ差入レ若シ差入レナキ場合ハ買入ヲ中止スルコト
- 五、買入ノ物件ハ買入ノ日ヨリ七日以内ニ代金、手數料、乾燥料、其ノ他諸掛リ金決済ノ上引取ルモノトシ若シ都合ニテ荷物引換證ニヨリ荷爲替取組ノ場合ハ相當ノ證據金ヲ申受クルコト
- 六、荷爲替期日ニ至リ其ノ受拂ナキ場合ハ何等ノ催告ヲ爲サズ本會ニ於テ適宜ニ處分ヲナスモ決シテ異議ヲ申立テザルコト
- 七、第五項ノ期間中ニ買入物件ノ引取ナキトキハ買入金額ノ四割以上ニ相當スル證據金ノ差入レニ依リテ二十日間以内ノ決済ヲ猶豫スルコト若シ期日ニ至リ決済ナキトキハ本會ニ於テ適宜處分ヲナスモ決シテ異議ヲ申立テザルコト
- 八、買入物件ハ取引ニ依リテ生ジタル總テノ債務ニ付共通擔保トシテ取扱フコトヲ承諾アルベキコト
- 九、第四項乃至第七項ニ依ル證據金ニシテ相場ノ變動ニ依リ本會ガ受入額ヲ不足ト認メタルトキハ何時タリトモ追加證據金ヲ申受クベク其ノ場合指定ノ日時迄ニ入金ナキ場合ハ保管中ノ物件ハ本會ニ於テ任意處分スルモ決シテ異議ヲ申立ザルコト

- 十、前項ノ場合ニ於テ生ジタル損害ハ總テ荷主ノ負擔タルコト
- 十一、第五項、第七項及第八項ニ付テハ別ニ定ムル承諾書ヲ差入ノコト
- 十二、賣買手數料ハ左ノ通り賣買双方ヨリ支拂ヲ受クルコト  
生本薙代金一圓ニ付 金二錢  
中玉屑物代金一圓ニ付 金二錢五厘  
生絲賣却代金一圓ニ付 金八厘  
乾燥繭賣却代金一圓ニ付 金一錢二厘  
副蠶絲賣却代金一圓ニ付 金二錢
- 十三、乾燥料ハ左ノ通り支拂ヲ受クルコト  
本乾燥 生繭一貫匁ニ付 金二十五錢  
半乾燥 同 金十八錢  
殺蛹 同 金十二錢
- 十四、保管料ハ乾燥繭一石ニ付一ヶ月金十錢トス
- 十五、賣掛金利息ハ百圓ニ付日歩金二錢七厘トス
- 但シ取引當日ヨリ五日間(乾燥日數)猶豫シ引渡シ未了ノモノハ取引翌日ヨリ起算シ申受クルコト
- 十六、其ノ他火災保險料、運送料等諸掛リ金ハ何レモ實費ヲ申受クルコト
- 十七、前各項ニ定メナキ事項ハ產業組合法、農業倉庫業法、本會定款及聯合農業倉庫業務規程ノ定ムル所ニ據ルコト

### 六、事業處理要項

- 一、左記事項ハ事前ニ稟議シテ專務理事ノ決裁ヲ受クベシ  
但シ各號ニ該當セザルモノト雖異例ニ屬スルモノ及重要ト認  
ムルコトハ事前ニ專務理事ノ決裁ヲ受クベシ
  1. 職員ノ任用身分進退賞罰ニ關スル事項
  2. 新規事業ノ企畫並ニ開始及新品目ノ取扱開始又ハ新規取  
引先決定ニ關スル事項
  3. 資金ノ計畫ニ關スル事項
  4. 大口ノ借入金ニ關スル事項
  5. 一萬圓以上ノ購買品ノ仕入、販賣品ノ賣却決定ニ關スル  
事項
  6. 一口二千圓以上ノ假拂又ハ立替ニ關スル事項
  7. 一口五百圓以上ノ營繕及二百圓以上ノ機械器具其ノ他ノ  
物品購入ニ關スル事項
  8. 一口百圓以上ノ經費ノ支出ニ關スル事項
  9. 工事ノ施行及不動産購入並ニ處分ニ關スル事項
  10. 總會及役員會ノ招集並提出議案ニ關スル事項
  11. 職員以外ノ會議ノ招集、議案、決議錄ニ關スル事項
  12. 請願、申請、陳情及訴訟ニ關スル事項
  13. 契約、協定、豫約ニ關スル事項
14. 諸規定ノ改廢ニ關スル事項
  15. 會名、會長名ヲ以テ發送スル重要文書
  16. 他機關ニ對スル加入、脱退、出資ニ關スル事項
  17. 會員ノ加入、脱退、除名、出資ニ關スル事項
  18. 事務ノ監査ニ關スル事項
  19. 外部ニ發表スル印刷物ニ關スル事項
  20. 財産目錄、貸借對照表ニ關スル事項
  21. 豫算及決算ニ關スル事項
  22. 製品原價ノ制定ニ關スル事項
  23. 棚卸單價決定ニ關スル事項
  24. 重要ナル會議及陳情等本會ヲ代表スル出張  
法規上疑議アル事項
  25. 法規上疑議アル事項
- 二、左記事項ハ部長專行ス
- (一) 通 則
1. 部内職員ノ進退賞罰並ニ身上ニ付内申ニ關スル事項
  2. 支所出張所其ノ他内部各所ニ對シ輕易ナル照復及通條  
ニ關スル事項
  3. 專務理事ノ決裁ヲ要セザル出張命令
  4. 輕易ナル復命書報告書等ノ査閱ニ關スル事項

5. 部内職員ノ時間外勤務ニ關スル事項
6. 來客接待ニ關スル事項

#### (二) 總務部長

1. 會名又ハ會長名ヲ以テスル當例アル申請報告届出其ノ  
他輕易ナル文書ノ發送
2. 職員ノ勤務ニ關スル事項
3. 當直ノ割當其ノ他所内取締並ニ警備ニ關スル事項
4. 一口百圓以下ノ事務用品ノ調度ニ關スル件
5. 諸調査ニ關スル事項
6. 監査豫定計畫遂行ニ關スル件

#### (三) 事業部長

1. 市場ノ調査ニ關スル事項
2. 會員トノ取引上ニ於ケル輕易ナル照會事項
3. 少額ノ破損物品ノ銷却ニ關スル事項
4. 輕易ナル事業上ノ日計表ノ査閱
5. 統制物資ノ配給ニ關スル事項
6. 取扱物資ニ關スル保證契約ニ關スル事項

#### (四) 經理部長

1. 金錢ノ出納ニ關スル事項
2. 信用組合聯合會並取引銀行トヲ取引勘定ニ關スル事項
3. 賣却代金ノ請求並回收整理ニ關スル事項
4. 不動産其ノ他ノ財産ニ對スル保繕管理並ニ保險契約ニ  
關スル事項

5. 經理上ノ各種集計表査閱ニ關スル事項
6. 取引先信用調査ニ關スル事項

#### 三、支所長委任事項

1. 所管區域内系統團體ト事務執行上必要ナル諸會議開催ニ  
關スル事項
  2. 職員ノ進退賞罰並ニ身上ニ付内申ニ關スル事項
  3. 職員ノ勤務、出張並復命ニ關スル事項
  4. 金錢ノ收受並支拂ニ關スル事項
  5. 購買品ノ賣却受入保管ニ關スル事項
  6. 販賣品ノ集荷、受入、保管及運送ニ關スル事項
  7. 賣却代金ノ請求並回收整理ニ關スル事項
  8. 委任ノ範圍内ニ於テ静岡縣信用組合聯合會及取引銀行ト  
ノ取引勘定ニ關スル事項
  9. 財産管理上必要ナル事項
  10. 其ノ他日當通例ノ事項
  11. 前各號ノ外特ニ會長ノ委任シタル事項
- 四、決裁ヲ受クベキ事項ハ所定ノ用紙ニ認メ主務課長、主務次  
長、主務部長並ニ總務部長ヲ經テ專務理事ノ決裁ヲ受クルコ  
トヲ要ス
- 五、專務理事事故アルトキハ總務部長ノ代決ニ依リ專務理事、  
總務部長共ニ事故アルトキハ事業部長代行ス、專務理事、總  
務部長、事業部長共ニ事故アルトキハ經理部長ノ代決ニ依リ、



專務理事及三部長事故アルトキハ事業次長、事業次長事故アルトキハ主務課長ノ代決ヲ受クルコトヲ要ス此ノ場合ハ必ず關係者ニ爾後承諾ヲ求ムルコトヲ要ス

六、製茶販賣所、製粉工場業務ニシテ專務理事ノ決裁ヲ要スル

事項ハ四ノ事項ヲ準用ス

七、支所事務ニシテ專務理事ノ決裁ヲ要スル事項ニ付テハ支所長及主務部長、總務部長ヲ經テ專務理事ノ決裁ヲ受クルモノトス

### 七、文書取扱要項

一、本會ニ到着シタル一切ノ書類ハ庶務課ニ於テ受發簿ニ登載シ各部長ニ之ヲ回付ス但シ重要ナル文書ハ直ニ專務理事ノ閱覽ニ供スルモノトス

二、各部長文書ノ回付ヲ受ケタルトキハ之ヲ査閲シ各課長ニ交付シテ其ノ處分ニ付指示スルモノトス

三、電報、書留、親展文書ハ其ノ儘受付簿ニ登載シ庶務課長ニ提出シ其ノ宛名人ニ手交スルモノトス

四、回付ヲ受ケタル文書ノ處分案ハ當該係員會議ノ上所定ノ用紙ニ之ヲ起案シ課長、部長ヲ經テ專務理事ノ決裁ヲ受ケタル後之ヲ施行ス

五、發送文書ハ會長名、會名並專務理事名ヲ以テス、但シ支所其ノ他各部間ノ文書ニシテ常例輕易ナル文書ハ部長名ヲ以テ複寫紙ニ起案シ部長ノ承認ヲ經テ之ヲ施行スルコトヲ得

六、文書ニシテ機密ヲ要スルモノハ秘字ヲ朱書スベシ

七、文書ハ上長ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ妄ニ之ヲ他ニ示シ非當ノ場合ノ外事務所外ヲ之ヲ携帶スルコトヲ得ズ

八、發信文書中重要ナルモノハ庶務課ニ於テ受發簿ニ登載ノ上發送スルモノトス

九、文書ハ總テ其ノ事件ノ完結毎ニ之ヲ編輯分類シ各索引ヲ附シ年度毎ニ製册保有ス

### 八、身元保證規程

昭和十年七月二十二日役員會決議

第一條 本規程ニ於テ職員ト稱スルハ左ニ掲グルモノヲ謂フ  
主事、主事補、書記、雇

技師、技手、其ノ他月額俸給ヲ受クルモノ  
第二條 職員ハ本會ニ就職後二週間以内ニ會長ノ承認シタル二

名以上ノ身元引受人ヲ立テ別紙様式ニ依ル身元保證書並誓約書ヲ本會ニ提出スルモノトス

但シ前項ノ身元保證書ハ五ヶ年毎ニ更新シ提出スルコトヲ要ス

第三條 職員ハ身元保證金トシテ毎月俸給月額ノ百分ノ五以上百分ノ十以下並ニ賞與金ヲ受ケタルトキハ賞與金額ノ百分ノ十乃至百分ノ二十宛ヲ本會ニ積立ツルモノトス

第四條 前條ノ身元保證金ニ對シテハ本會ニ於テ利子ヲ附スルモノトシ毎年七月末、一月末ノ二期ニ計算シ元本ニ組入ル、モノトス

前項ノ利率ハ毎年理事會ニ於テ之ヲ定ム

第五條 身元保證積立金ハ本會ニ於テ準備金、特別積立金ニ準ジテ運用スルコトヲ得ルモノトス

第六條 職員ニシテ故意又ハ懈怠ニ依リ本會ニ損害ヲ蒙ラシメタルトキハ身元保證金ハ之ヲ其ノ賠償ニ充當スルモノトス

第七條 身元保證金ハ理事ノ承認シタル特殊事情アル場合ノ外中途拂戻ヲ爲サザルモノトス

第八條 身元保證金ハ退職又ハ死亡滿六ヶ月後本人又ハ其ノ遺族ニ返戻スルモノトス但シ其ノ期間ハ事情ニ依リ伸縮スルコトヲ得

附則  
第九條 本規程ハ昭和十年八月一日ヨリ之ヲ實施ス

### 九、缺勤ニ對スル給料支給規程

昭和十一年九月二十六日

月額支給ノ給料ヲ受クルモノニシテ病氣ノ爲執務セザルコト九十日ヲ超ユルモノハ給料ヲ半減シ百八十日ヲ超ユルモノハ支給ヲ停止シ私事故障ノ爲執務セザルコト三十日ヲ超ユルモノハ支給ヲ停止ス(日割計算ニ依ル)

現役徵兵ニ依ル兵役服務ノ場合ハ給料ヲ支給セズ  
豫、後備役勤務演習召集ノ爲兵役服務ノ場合ハ金額支給ス但シ賜暇、休暇及會務ニ基因スル負傷、疾病ニ罹リ缺勤シタル日數ハ之ヲ算入セズ

### 一〇、旅費支給規程

昭和十六年十二月十日改正

第一條 本會役員並職員會務ニヨリ出張スルトキハ本規程ノ定  
 ムル所ニ依リ旅費ヲ支給ス  
 第二條 旅費ハ別表ニ依リ支給ス

區域	職名	車馬賃	汽船賃	汽車賃	日當	宿泊料
縣内	役員	二等實費	同	同	三、五〇	一〇、〇〇
	主事	三等實費	同	同	三、〇〇	八、〇〇
縣外	役員	二等實費	同	同	三、五〇	一〇、〇〇
	主事	三等實費	同	同	三、〇〇	八、〇〇
縣内	技師	二等實費	同	同	四、〇〇	八、〇〇
	主事補	三等實費	同	同	三、五〇	八、〇〇
縣外	技師	二等實費	同	同	四、〇〇	八、〇〇
	主事補	三等實費	同	同	三、五〇	八、〇〇
縣内	書記	同	同	同	三、〇〇	七、〇〇
	雇	同	同	同	一、五〇	七、五〇
縣外	書記	同	同	同	三、〇〇	七、〇〇
	雇	同	同	同	一、五〇	七、五〇

二、出發日ニシテ午前八時三十分ヨリ正午迄ニ出發若ハ歸還  
 日ニシテ正午ヨリ午後五時迄ニ歸還シタルトキ又ハ管内出  
 張ニシテ午前ヨリ午後二時ヨリタルトキハ半額ヲ支給ス  
 三、出發日ニシテ午後ヨリ出發若ハ歸還日ニシテ午前中ニ歸  
 還シタルトキ又ハ管内出張ニシテ半日ニ滿タザルトキハ支  
 給セズ  
 第四條 午後十二時以後歸還セル場合又ハ縣外出張ニシテ出張  
 當日歸還セル場合ハ各宿泊料半額ヲ支給ス  
 第五條 特別ノ事情ニ依リ第二條ノ支給額ニ據ルコト能ハザル  
 場合ニ於テハ別ニ旅費額ヲ定メ又ハ實費ヲ支給スルコトアル  
 ベシ  
 實費支給ノ場合ハ請求者ハ實費ヲ證明スベキ正當領收證ヲ添  
 ヘ請求スルコトヲ要ス  
 第六條 前條ノ出張ニシテ用務利便ノ爲自己所有ノ自轉車ヲ使  
 用シタル場合ハ乗物實費ニ代フル自轉車損料トシテ一日ニ付  
 走行距離一里以上ノ場合二十錢、二里以上ノ場合四十錢、三  
 里以上ノ場合五十錢ヲ支給ス  
 第七條 日當及宿泊料ハ同一地ニ滞在七日ヲ超ユルトキハ超過  
 日數ニ付定額ノ一割、三十日ヲ超ユルトキハ其ノ超過日數ニ  
 付定額ノ二割、六十日ヲ超ユルトキハ其ノ超過日數ニ付定額  
 ノ三割ヲ減ズ  
 第八條 講習、視察、大會其ノ他特殊ナル場合ハ其ノ都度事務  
 理事ノ決裁ニ依リ打切旅費ヲ支給スルコトアルベシ

第九條 職員會務ノ都合上勤務地ニ變更ヲ來シタル場合ハ第三  
 條ノ規定ニ依リ旅費ノ外別ニ左ノ赴任手當、移轉料及家族移  
 轉料ヲ支給ス  
 一、赴任手當 本人日當三日、宿泊料三夜分相當額  
 二、移轉料 鐵道 五十軒未滿 五十圓  
 八十軒未滿 六十圓  
 百軒未滿 七十圓  
 百軒以上 八十圓  
 但シ扶養ノ義務アル家族ナキ者ノ移轉料ハ右定額ノ半額ト  
 ス

一一、應召職員待遇規程

本會職員ニシテ支那事務ニ依リ召集セラレタル者ニ對スル給與  
 ハ當分ノ間左ノ通りトス  
 一、應召ニ依リ缺勤セル月ノ翌月ヨリ超算シ三ヶ月間ハ現俸ノ  
 金額ヲ支給シ爾後ハ左記ニヨリ支給ス  
 但シ應召ニ依リ缺勤セル日ガ月ノ十日以前ナル場合ハ其ノ月  
 ヨリ起算ス  
 1. 陸軍准尉、見習士官、將校以上ノ階級ニアル者ハ現俸ノ  
 五割  
 2. 陸軍曹長以下ノ階級ニアル者ハ現俸ノ七割  
 二、前條ノ規程ハ本事務變中演習並教育召集ニ依リ應召セル者ニ

三、家族移轉料ハ本人相當ノ車馬賃、汽車賃、汽船賃、日當、  
 宿泊料ノ金額及赴任手當ノ半額ニ該當スル金額トス、但シ  
 滿十二歳未滿ノ家族ニ付テハ其ノ半額トス  
 赴任者赴任後一年以内ニ其ノ家族故ナク新任地ニ移轉セザ  
 ルトキハ家族移轉料ヲ支給セズ  
 第十條 外地ニ對スル旅費ハ其ノ都度事務理事之ヲ定ム  
 附則  
 第十一條 蕪絲部、柑橋部及其ノ他本會ニ關係アル諸委員會ニ  
 對スル旅費支給ハ別ニ定メアル場合ハ本規程ヲ適用セズ  
 第十二條 本規程ハ昭和十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

對シテモ適用ス  
 三、現役入營ニ依ル者ニハ適用セズ  
 四、徵兵適齡期ノ翌年ヨリ起算シ滿二ヶ年以内ニ召集ヲ受ケタ  
 ル者ハ現役入營ニ準ジテ取扱フ  
 五、前各條ノ規程ニ拘ハラズ採用後一ヶ年未滿ノ者ニ對シテハ  
 應召ノ翌月ヨリ左記ニ依リ支給ス  
 1. 陸軍准尉、見習士官、將校以上ノ階級ニアル者ニハ支給  
 セズ  
 2. 陸軍曹長以下ノ階級ニシテ獨身者ニハ現俸ノ三割ヲ、妻  
 子及扶養スベキ家族アル者ニハ現俸ノ五割

六、前各條ノ規程ニ拘ハラズ特別ノ事情アルモノハ會長ノ裁定ニ依リ支給額ヲ變更スルコトヲ得

附則  
本規程ハ昭和十五年三月一日ヨリ實施ス

### 一一、職員退職給與規程

- 第一條 本會職員退職シタル場合ハ本規程ニ依リ退職手當金ヲ給與ス
- 第二條 本規程ニ於テ職員ト稱スルハ左ニ掲グル者ヲ謂フ  
主事、主事補、書記、雇  
技師、技手、其ノ他月額俸給ヲ受クルモノ
- 第三條 退職手當金ハ一ケ年以上勤続シタル者ニ支給ス  
但シ本會ノ意志ニ反シ又ハ不都合ノ行爲ニ依リ退職シタル場合ニ於テハ其ノ事情ニ依リ規定ノ給與額ヲ減額シ又ハ之ヲ支給セザルコトアルベシ
- 第四條 前條但書ノ退職事由並狀況ノ裁量ハ理事會之ヲ決ス
- 第五條 退職手當給與額ハ左記各號ニ依リ之ヲ定ム
- 一、在職年數ニ對シ左ノ給與率ヲ乘ジタル金額トス  
但シ右ニ依リ算出シタル金額ニシテ十圓未満ノ端數ハ四捨五入トス
- |      |        |          |    |
|------|--------|----------|----|
| 在職年數 | 滿一ケ年以上 | 在職一ケ年ニ對シ | 五割 |
|      | 滿二ケ年以上 | 退職當時俸給月額 | 六割 |
|      | 滿三ケ年以上 |          | 七割 |
- 二、在職年數ノ算定方法ハ左ノ通りトス  
在職一ケ年未満ノ者ニ對シテハ支給セズ但シ特別ノ事情アル場合ハ此ノ限りニアラズ
- |         |     |
|---------|-----|
| 滿四ケ年以上  | 八割  |
| 滿五ケ年以上  | 九割  |
| 滿六ケ年以上  | 十割  |
| 滿七ケ年以上  | 十一割 |
| 滿八ケ年以上  | 十二割 |
| 滿九ケ年以上  | 十三割 |
| 滿十ケ年以上  | 十四割 |
| 滿十一ケ年以上 | 十五割 |
| 滿十二ケ年以上 | 十六割 |
| 滿十三ケ年以上 | 十七割 |
| 滿十四ケ年以上 | 十八割 |
| 滿十五ケ年以上 | 二十割 |
- 三、在職年數ニ對シ左ノ給與率ヲ乘ジタル金額トス  
但シ右ニ依リ算出シタル金額ニシテ十圓未満ノ端數ハ四捨五入トス
- |        |    |
|--------|----|
| 滿一ケ年以上 | 五割 |
| 滿二ケ年以上 | 六割 |
| 滿三ケ年以上 | 七割 |

ノトス  
退職其ノ他俸給ヲ支給セザル期間ハ算入セザルモノトス  
應召又ハ病氣缺勤等ニ依リ俸給減額支給セル場合ハ其ノ期間ヘ其ノ俸給支給率ヲ乘ジタル期間ノ二分の一ヲ以テ在職年數ニ算入スルモノトス

三、本會ニ特別ノ功勞アリタル者又ハ會務ノ都合上及疾病等ノ爲退職ニ至リタル特殊事情アル者ニ對シテハ會長ノ認定ニ依リ第一號ノ給與率ヲ更ニ増額シテ支給スルコトヲ得ル

### 一二、當宿直規定

- 一、當直並宿直ハ主事、主事補ヲ除ク全職員之ヲ行フ
- 二、當宿直ノ勤務時間ヲ左ノ通り定ム  
當直ハ日曜祝祭日其ノ他休日ニ若干名宛出勤時間ヨリ退所時刻迄勤務スルモノトシ、宿直ハ毎日二名宛退所時刻ヨリ翌日出勤時刻迄トス
- 三、庶務課ハ當日正午迄ニ當夜宿直者ニ日誌ヲ交付ス  
宿直者ハ所定ノ時間中勤務シ翌朝庶務課ノ認印ヲ受ケ同課ニ日誌ヲ返付ス
- 四、當直者ハ前夜宿泊者ヨリ日誌ヲ受ケ勤務終了後其ノ夜ノ宿直者ニ交付ス
- 五、當宿直人員割當ハ庶務課ニ於テ作成シ豫メ之ヲ揭示ス

モノトス  
第六條 職員在職中死亡シタルトキハ前各號ノ規定ニ準ジ之ニ相當スル金額ヲ其ノ遺族ニ支給ス

附則  
本規程ハ昭和十四年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス  
本規程施行當時ニ於ケル職員ノ在職年數ハ溯ツテ算入スルモノトス

所定ノ日ニ勤務シ得ザル場合ハ庶務課ノ承認ヲ得テ他ノ者ト交代スルコトヲ得但シ交代依頼者ハ被交代者ノ次ノ當宿直日ニ勤務スルコトヲ要ス

六、當宿直者ハ勤務時間中ニ受付ケタル電報、電話、來客、書信ハ翌朝庶務課ニ報告スルモノトス  
但シ緊急ヲ要スルモノハ適宜應急ノ處置ヲ執ルモノトス火災盜難ノ場合ハ直ニ自治寮生ノ應援ヲ求メ應急處置ヲ爲シ且專務理事ノ許ニ報告スベシ

七、當直人員割當ハ普通日曜日ニハ受渡係及電話交換手一名宛ヲ租入ル、コト第一、第三日曜日ニハ大體受渡係及電話交換ノ列ルモノヲ一名宛租入ル、モノトス

八、宿直者ノ手當ハ一人一回金五十錢、當直者ニハ金三十錢ヲ

支給ス  
附 本規定ハ昭和十三年十二月一日ヨリ之ヲ實施ス

### 一四、從業員就業規程

- 一、本所從業員ノ就業ハ本規程ノ定ムル所ニ依ル  
就業時間及休憩時間ヲ定ムルコト左ノ如シ  
就業時間 午前七時  
終業時間 午後五時  
休憩時間 午前九時ヨリ十分間  
午前十一時四十分ヨリ零時二十分迄  
午後三時ヨリ十分間
- 二、休日ハ左ノ通り定ム  
毎月第一日曜日 第三日曜日 一月一日、二日、三日 天長
- 三、明治節 紀元節 七月十六日
- 四、從業員缺勤又ハ早退セントスル場合ハ主任者ニ届出テ承認ヲ受クルコト
- 五、從業員辭職セントスル時ハ一週間前ニ其ノ旨願出ヅベシ但シ止ムヲ得ザル事由ニ依ルトキハ此ノ限りニアラズ
- 六、外來者トノ面會ハ休憩時間ノ外之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ止ムヲ得ザル事情アル場合ハ係員ノ承認ヲ受クベシ
- 七、從業員勤務中不都合ノ行爲アルトキハ賃金ノ減額又ハ支拂ノ停止、雇傭ノ解除ヲ爲スコトアルベシ

### 一五、賃金規則 (本所)

- 第一條 一日ノ所定就業時間數(休憩時間ヲ含ム)ハ左ノ通りトス  
日勤十時間(休憩時間一時間)
- 第二條 賃金締切期間及支拂ノ期日ハ左ノ通りトス  
賃金ノ締切ハ毎月一回トシ前月二十五日ヨリ其ノ月ノ二十四日迄ノ分ヲ二十七日ニ支拂フ、賃金支拂日日曜祭日或ハ休日ニ當ルトキハ翌日トス
- 第三條 賃金ハ定額日給トス
- 第四條 定額日給ハ總テノ勞務者ニ付キ第五條第六條ニ依リ所定日勤十時間ニ對シ定ム

第五條 未経験勞務者ノ所定就業時間ニ對スル定額給ノ初給額ハ左ノ通りトス

年齢別	男子	女子
滿十歲以上	六錢	五錢
滿十二歲以上	七錢	六錢
滿十四歲以上	八錢	七錢
滿十六歲以上	九錢	八錢
滿十八歲以上	一〇錢	九錢
滿二十歲以上	一〇錢	九錢
滿二十二歲以上	一〇錢	九錢
滿二十四歲以上	一〇錢	九錢
滿二十六歲以上	一〇錢	九錢
滿二十八歲以上	一〇錢	九錢
滿三十歲以上	一〇錢	九錢
滿三十二歲以上	一〇錢	九錢
滿三十四歲以上	一〇錢	九錢
滿三十六歲以上	一〇錢	九錢
滿三十八歲以上	一〇錢	九錢
滿四十歲以上	一〇錢	九錢
滿四十二歲以上	一〇錢	九錢
滿四十四歲以上	一〇錢	九錢
滿四十六歲以上	一〇錢	九錢
滿四十八歲以上	一〇錢	九錢
滿五十歲以上	一〇錢	九錢

年齢別	男子	女子
滿十歲以上	六錢	五錢
滿十二歲以上	七錢	六錢
滿十四歲以上	八錢	七錢
滿十六歲以上	九錢	八錢
滿十八歲以上	一〇錢	九錢
滿二十歲以上	一〇錢	九錢
滿二十二歲以上	一〇錢	九錢
滿二十四歲以上	一〇錢	九錢
滿二十六歲以上	一〇錢	九錢
滿二十八歲以上	一〇錢	九錢
滿三十歲以上	一〇錢	九錢
滿三十二歲以上	一〇錢	九錢
滿三十四歲以上	一〇錢	九錢
滿三十六歲以上	一〇錢	九錢
滿三十八歲以上	一〇錢	九錢
滿四十歲以上	一〇錢	九錢
滿四十二歲以上	一〇錢	九錢
滿四十四歲以上	一〇錢	九錢
滿四十六歲以上	一〇錢	九錢
滿四十八歲以上	一〇錢	九錢
滿五十歲以上	一〇錢	九錢

第六條 未経験勞務者以外ノ勞務者ノ所定就業時間ニ對スル定額日給ノ初給額ハ左ノ通りトス

イ、男子

年齢別	給額
滿十二歲以上	八錢
滿十四歲以上	九錢
滿十六歲以上	一〇錢
滿十八歲以上	一〇錢
滿二十歲以上	一〇錢
滿二十二歲以上	一〇錢
滿二十四歲以上	一〇錢
滿二十六歲以上	一〇錢
滿二十八歲以上	一〇錢
滿三十歲以上	一〇錢
滿三十二歲以上	一〇錢
滿三十四歲以上	一〇錢
滿三十六歲以上	一〇錢
滿三十八歲以上	一〇錢
滿四十歲以上	一〇錢
滿四十二歲以上	一〇錢
滿四十四歲以上	一〇錢
滿四十六歲以上	一〇錢
滿四十八歲以上	一〇錢
滿五十歲以上	一〇錢

第七條 當事業場ニ於ケル所定就業時間ニ對スル定額給ノ最低額ハ第五條ニ掲グル額トス

第八條 勞務者ニ對シ左ノ手當ヲ支給ス

名 稱 額又ハ率 給 與 條 件

1. 休日出勤 定額日給 元日、大晦日出勤ニ付

2. 同 元 定額日給 一月二日、三日、天長節、明治節、紀元節出勤ニ付

3. 同 丙 定額日給 毎月ノ休日出勤ニ付

4. 早出残業 定額日給 早出残業一時間ニ付

8. 青年學 定額日給 青年學校ニ出席セル時間ニ付

9. 年功加給 額ノ十割 勤続滿一年ニ達シタル日ヨリ毎月額一圓、勤続一年ヲ増ス毎二月額一圓ヲ加フ

一、毎月定額給ニ對シ下記率ニ依ル

勤続六ヶ月未滿一割

六ヶ月以上二割

一ヶ年以上三割

二ヶ年以上四割

三ヶ年以上五割

同 三ヶ年以上五割

同 扶養家族ニ對シ第八條第五條ノ家族手當ヲ支給ス

但シ事情ニ依リ一、二ニ依ラズ一時金ヲ以テ支給スルコトアルベク、又勤続滿一ヶ年未滿ノモノニ對シテハ事情ニ依リ一、二ノ率ヲ變更シテ支給スルコトアルベシ

應召者及其ノ家族事情ニ依リ特別支給ノ必要ヲ認ムル場合ハ會長ノ認定ニ依リ前各項ノ規定ニ依ラズ支給スルコトヲ得ルモノトス

5. 家族手當 二圓乃至十圓

一、實收平均月額百二十圓以内ノ勞務者ニ對シ其ノ配偶者又ハ本人ト同一戸籍内ニ在ル滿六十歳以上ノ父母滿十八歳未滿ノ子若ハ不具親疾者ニシテ主トシテ本人ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スル者一人ニ付月額二圓ノ割合ニ依リ計算ス

右ニ依リ計算シタル金額ト實收平均月額トノ合計額ガ百二十圓ヲ超ユル時ハ百二十圓ニ達スル迄ノ金額

二、病氣其ノ他止ムヲ得ザル事情ト認ムル以外ノ缺勤アル場合ハ缺勤日數ニ比例シテ減額スルコトアルベシ

10. 應召手當 定額給及扶養家族ニ對シ依ル記率ニ依ル

6. 休業手當 定額日給ノ五割

7. 軍事手當 定額日給ノ六割

第九條 勞役者自己ノ都合ニ依リ遅刻シ入場ヲ許可セラレタル時又ハ早退シタル時ハ左ノ割合ニ依リ賃金ヲ減額ス

一、遅刻一時間ニ付定額日給ノ十分ノ一

一、早退一時間ニ付定額日給ノ十分ノ一

### 一六、静岡製茶工場就業規則

#### 第一章 總 則

第一條 職工ニ公告スベキ事項ハ印刷物、書面回覽、工場内揭示又ハ口頭傳達ニ依リ之ヲ周知セシム

第二條 本則ハ職工雇入れノ際之ヲ交付シ且工場内ニ揭示ス

第三條 本則ヲ改正スルニ際シテハ工場委員會ニ諮リ其ノ意見ヲ徴シタル上之ヲ爲ス但シ職工ノ責ニ歸スベキ事由ニ依リ工場委員會成立セズ又ハ其ノ意見ヲ答申セザル時ハ此ノ限りニアラズ

第四條 工場委員會ノ委員其ノ半數ヲ職工ノ公選ニ依リ之ヲ任命ス

第五條 工場職制、工場委員會規則、扶助規則及貯金管理規定ハ別ニ之ヲ定ム

第二章 出勤、缺勤、遅刻、早退

第六條 職工ハ始業十分前迄ニ入場シ所定ノ名札ヲ示シテ所定ノ場所ニ掲ゲ退出ノ時之ヲ撤去スベシ

第七條 職工入場シタル時ハ速ニ更衣シ夫々受持ノ準備ヲナシ始業合圖ト共ニ就業スベシ

第八條 遅刻シタル時ハ其ノ旨係員ニ告ゲ指揮ヲ受クベシ

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ入場スルコトヲ得ズ

一、酒氣ヲ帯ベル者

二、酒類、兇器其ノ他工場内ニ携帯スベカラザルモノヲ携帯スルモノ

三、左ノ疾病ニ罹レル者但シ(ニ)(ホ)ノ疾病者ハ傳染豫防ノ處置ヲナシタルトキハ此ノ限りニアラズ

イ、精神病

ロ、癩、肺結核、喉頭結核

ハ、丹毒、再歸熱、麻疹、流行性腦脊髄膜炎

ニ、其ノ他之ニ準ズベキ急性熱性病

ホ、膿漏性結膜炎「トラホーム」(著シク傳染ノ虞アルモノ) 其ノ他之ニ準ズベキ傳染性眼病

四、産後六週間ヲ經過セザル者但シ四週間ヲ經過シ醫師ガ作業ニ支障ナシト認メタルトキハ此ノ限りニアラズ

第十條 職工ハ工場内ニアリテハ必ず作業服ヲ着用スベシ

第十一條 病氣其ノ他止ムヲ得ザル事由ノ爲早退セントスル時ハ其ノ旨係員ニ告ゲ承認ヲ受クベシ

第十二條 病氣其ノ他止ムヲ得ザル事由ノ爲缺勤セントスル者ハ始業時刻迄ニ書面、口頭又ハ傳言ヲ以テ缺勤豫定日數及其ノ事由ヲ届出ヅベシ

第三章 就業時間、休憩、休日

第十三條 就業時間ハ左ノ如ク定ム

自三月十五日 男女工共 午前六時三十分ヨリ  
 至四月三十日 午後五時三十分マデ  
 自五月一日 男 午前六時ヨリ  
 至九月三十日 女 午後五時三十分マデ  
 自十月一日 男女工共 午前六時三十分ヨリ  
 至十月三十日 午後五時三十分マデ  
 自十一月一日 男女工共 午前七時ヨリ  
 至三月十四日 午後五時マデ  
 第十四條 休憩時間ハ左ノ如ク定ム  
 自五月一日至十月三十日  
 午前十時ヨリ三十分、正午ヨリ二十分、午後二時ヨリ三十分  
 自十一月一日至四月三十日  
 午前九時ヨリ十五分、午前十一時半ヨリ三十分、午後三時ヨリ十五分  
 第十五條 食事ハ正午ノ休憩時間中食堂ニ於テ之ヲ爲スベシ  
 第十六條 外來者トノ面會ハ休憩時間ノ外之ヲ爲スコトヲ得ズ  
 但シ止ムヲ得ザル事情アル場合ニ於テ係員ノ承認ヲ得タル時  
 ハ此ノ限りニアラズ  
 第十七條 休日ハ左ノ如ク定ム  
 毎月第一日曜及第三日曜及左ノ祭日

一月一日、二日、三日 二月十一日  
 三月二十一日 四月三日、四日、五日  
 七月十五日、十六日 九月二十三日  
 十一月三日 十二月三十一日  
 第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル時ハ其ノ職工ノ休日トシ缺  
 勤ト看做サズ  
 一、父母配偶者又ハ子ノ喪ニ服スルトキ三日  
 二、徴兵検査又ハ前關點呼(日數ハ其ノ都度定ム)  
 三、傳染病ノ爲交通ヲ遮斷セラレ出勤スルコト能ハザルトキ  
 四、天災地變其ノ他災害ニ罹リタルトキ(日數ハ其ノ都度定  
 ム)  
 第十九條 作業ノ都合ニ依リ定時間外早出若ハ殘業ヲ命ジ休日  
 ニ出勤ヲ命ジ又ハ臨時休日ヲ變更スルコトアルベシ  
 第四章 賃 金  
 第二十條 賃金ハ常備給トス  
 第二十一條 常備給ハ定時間ヲ以テ一日トシ總テ職工ニ付各自  
 日給ヲ定ム  
 第二十二條 早出殘業ヲ命ジタル時ハ食事又ハ食事費ヲ給シ日  
 給一分額ノ割合ニ依リ賃金ヲ給ス  
 第二十三條 特ニ困難ナル作業ニ從事セシメタル時ハ割増金ヲ  
 給スルコトアルベシ  
 第二十四條 工場ノ都合ニ依リ臨時休業シタル時ハ常備日給額  
 ノ五割ヲ給ス

第二十五條 賃金ノ支拂ハ毎月末日ヨリ十三日マデヲ十四日  
 ニ、十五日ヨリ月末一日前迄ヲ月末ニ支拂フモノトス  
 第二十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル時ハ前條ノ規定ニ拘ラズ  
 即時賃金ヲ支拂フモノトス  
 一、職工死亡シタルトキ  
 二、解雇又ハ辭職シタルトキ  
 三、一ヶ月以上ニ亘リテ歸郷スルトキ  
 四、結婚又ハ葬儀ノ爲出費ヲ要スルトキ  
 五、地方長官ノ命令ヲ以テ定メタルトキ  
 第五章 職工負擔ニ關スル事項  
 第二十七條 職工ハ健康保險法ニ依リ健康保險ノ掛金ヲ爲スモ  
 ノトス  
 第二十八條 職工ハ作業服及帽子ハ自辨トス  
 第六章 賞與 及 表彰  
 第二十九條 賞與ヲ分チテ精勤賞與期末賞與トス  
 第三十條 一ヶ年懲戒處分ヲ受ケズシテ精勤シタル者ニハ左ノ  
 區別ニ依リ精勤賞與ヲ給ス  
 缺勤ナキ者 日給五分  
 缺勤一日ノ者 日給四分  
 缺勤二日、三日ノ者 日給三分  
 缺勤四日、五日ノ者 日給二分  
 第三十一條 前二條ノ場合ニ於テ遅刻、早退ハ三回ヲ以テ缺勤  
 一日トシ無届缺勤ハ二倍トシテ計算ス、但シ法令ニ依ル議員

選舉投票ノ爲止ムコトヲ得ザルニ出デタル遅刻早退ハ此ノ限  
 リニアラズ  
 第三十二條 期末賞與ハ毎年七月、十二月ニ之ヲ給ス  
 第三十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ該賞ノ上表彰ス  
 一、作業ニ關スル機械器具ヲ發明改良シ又ハ材料若ハ消耗品  
 節約ノ方法ヲ案出シ其ノ他事業上有益ナル事項ヲ申出デタ  
 ル者  
 二、障害ヲ未然ニ防ギ又ハ災害ヲ速ニ防止シタル者  
 三、災害事變ニ際シ人命ヲ救助シ其ノ他技藝ノ働ヲ爲シタル  
 者  
 四、品行方正、技術優秀ニシテ業ノ模範タル者  
 第七章 懲 戒  
 第三十四條 職工ハ本章ニ定ムル場合ノ外懲戒ヲ受クルコトナ  
 シ  
 第三十五條 懲戒ハ左ノ三種トス  
 一、譴責、始末書ヲ提出セシム  
 二、減給、日給額ノ一割以内期間十日間以内但シ處分ノ翌日  
 ヨリ起算シ休日及缺勤シタル日ヲ含マズ  
 三、解雇、雇約ヲ解除ス  
 第三十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキ譴責シ又ハ減給ス  
 一、正當ノ事由ナクシテ缺勤シタルモノ  
 二、就業時間中無斷退出シタルモノ  
 三、就業時間中横臥シ睡眠シ又ハ猥リニ作業ヲ離レタルモノ

- 四、他人ノ妨害トナルベキ悪戯ヲナシタルモノ
- 五、男女關係ニ付風紀ヲ紊リタルモノ
- 六、喧嘩口論ヲナシタルモノ
- 七、賭博又ハ之ニ類スル行爲ヲナシタルモノ
- 八、猥褻ニ定メノ場所以外ニ於テ焚火シ喫煙シ又ハ火氣ノ取扱ヲ疎漏ニシタルモノ
- 九、過失ニ依リ物品ヲ毀損シ若ハ亡失シ又ハ製造ヲ誤リタルモノ
- 十、私品ヲ作製シ又ハ作製セシメタルモノ
- 十一、本則ノ規定ニ違反シタルモノ
- 十二、前各號ノ外工場内ノ揭示ニ違反シタルモノ
- 第三十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ減給シ又ハ事情ニ依リ即時解雇ス
  - 一、雇入ノ際氏名經歷ヲ詐リ其ノ他詐術ヲ用ヒタルモノ
  - 二、工場内ノ秘密ヲ漏洩シタルモノ
  - 三、職員上役ニ暴行ヲ敢テシ又ハ不法ニ強迫ヲ加ヘタルモノ
  - 四、工場内ノ物品ヲ密カニ持出シ又ハ持出サントシタルモノ
  - 五、故意ニ工場ノ設備器具ヲ破壊シ其ノ他工場ニ損害ヲ加ヘタルモノ

第八章 雇 雇

第三十八條 職工ハ辭職セントスル時ハ一週間前ニ願出ヅベシ但シ止ムヲ得ザル事由ニ依ルトキハ此ノ限りニアラズ

第三十九條 一ヶ月以上ニ亘リ無届缺勤セルモノハ自ラ罷メタルモノ

外左ノ區別ニ依リ解雇手當ヲ給ス

勤続三年以上ノ者 日給十五日分以上

同 五年以上ノ者 日給二十五日分以上

同 十年以上ノ者 日給五十日分以上

一七、興津工場賃金規則

庵原郡興津町八木間本會農産物加工場

(昭和十六年九月)

- 第一條 一日ノ所定就業時間數(休憩時間ヲ含ム)ハ左ノ通りトス
- 日勤 十時間(休憩時間一時間十分)
- 第二條 賃金締切期間及支拂ノ期日ハ左ノ通りトス
- 賃金ノ締切ハ毎月一回トシ前月二十六日ヨリ其ノ月二十五日迄ノ分ヲ二十八日ニ支拂フ賃金支拂日ガ日曜、祭日或ハ休業ニ當ルトキハ翌日トス
- 第三條 賃金ハ定額日給トス
- 第四條 定額日給ハ總テノ勞務者ニ付キ第五條、第六條ニヨリ所定日勤十時間ニ對シ定ム
- 第五條 未経験勞務者ノ所定就業時間ニ對スル定額ノ初給額ハ左ノ通りトス

ルモノト看做シ雇傭契約ヲ解除ス

- 第四十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル時ハ解雇スルコトアルベシ
  - 一、身體虛弱ニシテ作業ニ堪ヘズト認ムルトキ
  - 二、技能發達ノ見込ナシト認ムルトキ
  - 三、當工場ノ利益ヲ害スル虞アルモノト認ムルトキ
  - 四、事業上ノ都合ニ依ルトキ
- 前項ノ場合ニ於テハ十四日前ニ其ノ豫告ヲナスカ又賃金豫告スレバ最低十四日以内五日分以上ノ手當ヲ給ス 但シ試備十四日以内ノ者ハ此ノ限りニアラズ
- 第四十一條 前條第二項ノ豫告期間ノ計算ニ付テハ左ニ掲ゲル期間ハ之ヲ算入セズ
  - 一、業務上負傷シ又ハ疾病ニ罹リ療養ノ爲休業スル期間 但シ其ノ期間引續キ二月ヲ超ユル時ハ其ノ後ノ期間ハ此ノ限りニアラズ
  - 二、産前四週間又ハ産後六週間工場法施行規則ノ定ムル所ニ依リ休業スルトキ
  - 三、工場ノ都合ニ依リ臨時ニ休業スル期間
  - 第四十二條 第四十條ノ賃金額ハ扶助規則ニ定ムル扶助料又ハ非祭料算出ノ標準トスベキ賃金額トス
  - 第四十三條 第四十條ニ依リ解雇セラレタル場合ニ於テ歸郷セントスル者ニハ歸郷ニ必要ナル旅費ヲ給ス
  - 第四十四條 第四十條ニ依リ解雇シ又ハ傷病其ノ他止ムヲ得ザルモノト認メ辭職ヲ聽許シタルトキハ第四十條ノ解雇手當ノ

第四十五條 天災地變ニ基キ事業ノ繼續不可能トナリタルトキハ第四十條ノ規定ニ係ラズ即時解雇スルコトアルベシ

第四十六條 職工解雇ニ際シテハ雇傭期間、業務ノ種類及賃金ニ付雇傭證明書ヲ交付ス

年齢別	男子	女子
十二歳以上	十二銭	十銭
十三歳以上	十三銭	十一銭
十四歳以上	十四銭	十二銭
十五歳以上	十五銭	十三銭
十六歳以上	十六銭	十四銭
十七歳以上	十七銭	十五銭
十八歳以上	十八銭	十六銭
十九歳以上	十九銭	十七銭
二十歳以上	二十銭	十八銭
廿二歳以上	廿二銭	二十銭
廿五歳以上	廿五銭	廿三銭
三十歳以上	三十銭	廿六銭
三十歳以上	三十銭	廿六銭
三十歳以上	三十銭	廿六銭

但シ作業ノ種類技術ニ依リ右ノ額ノ二割増ノ額ノ範圍内ニ於テ増スコトアルベシ

第六條 未経験勞務者以外ノ勞務者ノ所定就業時間ニ對スル定

額日給ノ初給額ハ左ノ通りトス

イ、男子	
階級別	以十二歳以上
一年未満	八元
一年以上三年未満	一〇元
三年以上五年未満	一三元
五年以上十年未満	一六元
十年以上	一八元
以十二歳以上	一〇元
以十四歳以上	一三元
以十六歳以上	一五元
以十八歳以上	一七元
以二十歳以上	一八元
以二十二歳以上	一九元
以二十四歳以上	二〇元
以二十六歳以上	二一元
以二十八歳以上	二二元
以三十歳以上	二三元

### 一八、常勤役職員會々則

#### 第一章 總 則

- 第一條 本會ハ静岡縣購販聯職員ノ練成並親睦福社ノ増進ヲ圖リ職域奉公ノ誠ヲ竭スヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハ静岡縣購販聯常勤役職員會ト稱ス
- 第三條 本會ハ静岡縣購販聯ニ常勤スル役職員ヲ以テ組織ス
- 第四條 本會ハ事務所ヲ清水市日之出町一丁目三十一番地ノ一静岡縣購販聯本所内ニ置ク
- 第五條 本會ハ支部ヲ左ノ場所ニ置ク
  - 賀茂郡下田町 静岡縣購販聯賀茂支所
  - 沼津市大手町 同 沼津支所
  - 富士郡富士町平垣 同 富士支所

#### 第二章 機 關

- 第六條 本會ニ會長一名、幹事長一名、幹事及委員若干名ヲ置キ支部ニ支部長一名ヲ置ク
- 會長ハ静岡縣購販聯理事之ニ當ル
- 幹事長ハ静岡縣購販聯總務部長之ニ當ル
- 幹事ハ静岡縣購販聯各部課長並ニ支所長及會長ノ指名シタル

志太郡青島町前島	同	志太支所
磐田郡袋井町高尾	同	袋井支所
濱松市板屋町	同	濱松支所
静岡市神明町十二	同	茶業部
清水市村松	同	工場部

ロ、女子

階級別	滿十五歳以上
未滿	六元
滿十五歳以上	八元
滿十六歳以上	一〇元
滿十七歳以上	一三元
滿十八歳以上	一五元
滿十九歳以上	一七元
滿二十歳以上	一八元
滿二十一歳以上	一九元
滿二十二歳以上	二〇元
滿二十三歳以上	二一元
滿二十四歳以上	二二元
滿二十五歳以上	二三元

三三三

者トス

- 委員ハ幹事會ニ於テ各部ヨリ選出ス
- 支部長ハ静岡縣購販聯當該支所長及部長之ニ當ル
- 第七條 會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス
- 會長事故アル時ハ幹事長之ニ代リ會長幹事長共ニ事故アル時ニ互選ニ依リ幹事ノ一名之ニ代リ幹事長ハ會長ヲ輔佐シ各部ヲ統轄ス
- 幹事ハ幹事會ヲ組織シ幹事長ヲ輔佐ス
- 支部長ハ會長ニ代リ支部ヲ統轄ス
- 第八條 委員ハ會務遂行ニ關シ幹事ニ協力スルト共ニ部課内ノ連絡統制ニ當ル
- 第九條 幹事及委員ノ任期ハ一ケ年トス但シ再選ヲ妨ゲズ
- 第十條 本會ニ顧問ヲ置ク
- 顧問ハ静岡縣購販聯會長ヲ推戴シ本會ノ事業ヲ輔導ス
- 第十一條 本會ハ毎年一回四月總會ヲ開キ例會ヲ毎月第三水曜日ニ開催ス
- 第十二條 本會ハ第一條ノ目的達成ノ爲左記各部及職場部會ヲ置ク
  - 一、總務部
  - 一、研究部
  - 一、文化部
  - 一、體育部
- 第十三條 前條各部ニ部長及副部长ヲ置キ幹事中ヨリ會長之ヲ

指名ス

- 部長ハ幹事長ノ方針ヲ體シ事業ヲ分掌シ副部长ハ部長ヲ輔佐ス
- 第十四條 各部ニ委員若干名ヲ置ク
- 各部ノ委員ハ幹事長ノ指名ニ依リ委員之ヲ分擔ス
- 委員ハ部長ヲ輔佐シ部務ノ遂行ニ當ル
- 第十五條 本會各部ノ事務分掌ハ左ノ通りトス
- 總務部
  - 一、會員ノ加入脱退ニ關スル事項
  - 二、會ノ豫算決算ニ關スル事項
  - 三、會ノ企画ニ關スル事項
  - 四、關係團體トノ連絡並交渉ニ關スル事項
  - 五、各部及本支部間ノ連絡統制ニ關スル事項
  - 六、青年學校女子部ニ關スル事項
  - 七、會員ノ慶弔ニ關スル事項
- 研究部
  - 一、會員ノ事務能力増進ニ關スル事項
  - 二、會員ノ知識向上ニ關スル事項
  - 三、其ノ他本會ノ目的達成上必要ナル調査研究ニ關スル事項
- 文化部
  - 一、會員ノ德育情操ニ關スル事項
  - 二、會員ノ健全娛樂並親睦ニ關スル事項

三三三



體育部

- 一、會員ノ體育向上ニ關スル事項
  - 二、各種運動競技ニ關スル事項
  - 三、體育施設ニ關スル事項
- 同好會ニ關スル指導並ニ統轄ハ該當各部長ニ於テ之ヲ爲シ必要アリト認メタルモノニ對シテハ助成金ヲ交付スルコトヲ得
- 第十六條 本會ノ職場部會ハ靜岡縣縣廳各郡内會員ヲ以テ構成ス職場部會ハ職域ノ立場ニ於テ部内會員ノ連絡統制ヲ圖リ會務ノ實踐ニ協力ス
- 職場部會ノ會長ハ靜岡縣縣廳當該部長ニ當リ當該部所屬

一九、特設防衛團規程

第一章 總 則

第一條 本規程ハ靜岡縣令第四號警防團施行細則ニ準ジ本會建築物並ニ所屬物ノ防衛ニ關スル事項ヲ定ム

第二章 目 的

第二條 本防衛團ハ空襲、火災、天災等ニ對シテ本會建築物並ニ所屬物ノ防衛上必要ナル訓練ヲ行ヒ事故發生ノ場合ハ秩序整然タル防衛並ニ避難等ノ指導ニ任ズルモノトス

第三條 本規程ノ實施ニ關シテハ本會常勤職員並ニ「従業員」ヲ以テ編成シ其ノ活動ニ依リ防衛ノ完備ヲ期ス

第三章 名稱及編成

- 第四條 本團ヲ靜岡縣縣廳防衛團（以下單ニ防衛團）ト稱ス
- 第五條 防衛團組織人員左ノ如シ
- 一、團 長 一名
  - 二、副團長 一名
  - 三、部 長 七名
  - 四、副部長 七名
  - 五、保 長 若干名
  - 六、保 員 若干名
- 第六條 防衛團ヲ左ノ如ク編成ス
- 一、本部（本部庶務連絡部）庶務、連絡、巡視、電話、配

給、救護ノ六係ヲ置ク

二、防火部

第一部 撤出、見張、窓閉鎖、消火、傳令、監視ノ六係ヲ置ク

第二部 同上

第三部 同上

第四部 同上

三、消防部

第一部

第二部

第七條 職員退出後ニ於ケル非常防衛ニ就テハ別ニ之ヲ定ム

第四章 任免並任務

第八條 防衛團長ハ靜岡縣縣廳專務理事ニ當ル

第九條 防衛團役員並團員ハ團長之ヲ任免ス

第十條 防衛團ノ行動ニ關シテハ團長之ヲ統轄シ其ノ完備ヲ期スルモノトス

第十一條 副團長以下ノ任務概ネ左ノ如シ

1. 副團長ハ團長ヲ輔佐シ團長不在ノ場合ハ副團長之ガ代理ヲナスモノトス

2. 部長ハ團長ニ隸屬シ團員ヲ指揮シ適切ナル部署ヲナシ各部ノ連絡ヲ密ニシ隨時發生スル事項ニ對シ迅速確實ニ處理スルモノトス

3. 副部長ハ部長ヲ輔佐シ部長不在ノ場合ニハ之ガ代理ニ任

ズルモノトス

4. 本部付庶務連絡部ハ團長ノ指示ヲ受ケ一般庶務並ニ指導及連絡ト警備ニ任ズルモノトス

第十二條 防衛團各部長以下ノ服務要領概ネ左ノ如シ

一、庶務連絡部任務及行動ノ概要

本部ニ位置シ指導及外部ト場内トノ連絡及警備ニ任ズルモノトス之ガ爲最寄警防團分團ト密接ナル連絡ヲ保ツモノトス

二、防火部任務及行動ノ概要

部員ハ狀況ニ應ジ豫メ與ヘラレタル撤出、見張、窓閉鎖、傳令、監視其ノ他ノ任務ニ服シ萬一ノ場合ニ於テハ直チニ防火ニ任ズルモノトス

三、消防部任務及行動ノ概要

1. 火災ノ消火並ニ防火ニ任ズルモノトス

2. 消防部ハ各防火部ト緊密ナル連絡ヲ保チ防火消防ニ就テハ指揮監督ノ任ニ當ルモノトス

3. 空襲警報ヲ受領セバ直チニ所定ノ場所ニ集合シ用具ヲ整へ待機スベシ

附 則

1. 本部ハ總務室ヲ以テ之ニ充ツルヲ本則トス

2. 行動細則ハ之ヲ別ニ定ム（別表第一號）

第十三條 防衛團ノ訓練ハ團長ノ命ニ依ルモ部長必要ト認メタ

ル場合ハ團長ニ報告ノ上隨時行フコトヲ得

### 二〇、特設防衛團細則

第一條 防火部長ハ團長ノ命アリタル時若ハ必要ト認メタル場合ハ係員ヲシテ豫メ配付セラレタル用器ニ水ヲ滿タシ必要ナル場所ニ定置シ萬一ニ備フルト共ニ梯子、繩、火叩キ其ノ他消防上必要ナル器具ヲ所定ノ場所ニ置カシムルコト

第二條 各係ハ防衛上特ニ左ノ各項ニ注意スルコト

一、本部連絡係

各部傳令係ヲシテ傳達ヲ爲サシメ又ハ各部ノ知り得タル狀況ヲ聴取スル等本部ト各部トノ密接不離ノ關係ヲ保チ本團一段ノ活動ニ遺憾ナカラシムルコト

二、本部巡視係

1. 建物内外全部ニ就キ適宜巡視ヲ行ヒ各監視係ト連絡シ防火警戒上遺憾ナキヲ期スルコト

2. 防火用水其ノ他ノ防火設備ニ注意シ屋外ニ於ケル燃火シ易キモノアル場合ハ直チニ監視係又ハ附近ノ者ト協力シ之ヲ取り片付ケルコト

三、本部救護係

1. 空襲警報ヲ受領セバ係長ハ救護班ヲ編成シ所定ノ場所ニ患者ノ收容並ニ手當ニ對スル處置ヲナスコト

2. 負傷者、被害者其ノ他ノ救護者ニ對スル收容並ニ手當

ニ任ズルコト

四、本部配給係

1. 係長ハ係員ヲ所定ノ場所ニ配置シ本部及各部ノ要求ニ應ジ迅速ニ之ガ配給ヲナスコト

2. 防衛資材ノ購入貯藏並配給其ノ他一般給與ニ任ズルコト

五、防火部監視係(兼窓閉鎖係)

1. 室内ニ居残り窓ヲ密閉スルコト

2. 撤出物ノ残留品ヲ注意シテ撤出セシムルコト

3. 室内ニ飛火ノ侵入スルヲ防ギ萬一侵入シタル場合ハ直チニ消止ムルコト

4. 活動ノ便宜ト防火ノ完備ヲ期スル爲メ室内ノ物品ヲ整理シ火ノ付キ易キ紙、布其ノ他ヲ適宜戸棚、机ノ抽出等ニ片付ケルコト

六、防火部撤出係

1. 課長ノ指定シ置キタル書類其ノ他ヲ非常持出物品ヲ選カニ取纏メ指定ノ場所ニ撤出スルコト

2. 撤出シタル物品ハ撤出見張係ニ託シ安リニ放置シ後刻紛失セシムルヲ如キコトヲ絕對ニ無カラシムルコト

3. 撤出係長若シタハ其ノ代理者ハ撤出物品ニシテ危険ニ瀕セントシタルトキハ適宜安全ナル場所ヘ撤出見張係ト協力シテ轉送シ其ノ安全ヲ確保スルト共ニ移轉先ヲ直チニ本部ニ連絡スルコト

七、防火部撤出見張係

撤出シタル物品ノ燒失又ハ盜難其ノ他散失ニ注意スルモノトス

八、防火部傳令係

1. 傳令係中一名ハ本部詰トシ本部ヨリノ傳令ヲ速カニ防火部長若シタハソレニ代ルベキ者ニ傳達ヲ爲スコト

2. 防火部所屬ノ傳令ハ本部連絡係ト緊密ナル聯繫ノ下ニ防火部長ノ命ヲ受ケ本部ニ速報スルコト

第三條 避クベカラザル危険ニ瀕シ止ムヲ得ズト認ムル事態ニ

至リタルトキハ各係長若シタハソレニ代ルベキ者ハ適宜ニ避難誘導ニ努ムルモノトス

第四條 空襲警報アリタル時ハ直チニ左ノ準備ヲ爲スモノトス

1. 消防部ハ所定ノ場所ニ集合シ萬一ノ場合ニ於ケル出動準備ヲ爲スコト

2. 全職員ハ各重要書類其ノ他ノ撤出物ヲ非常持出袋又ハ函ヘ收メ撤出準備ヲ爲シ置クコト

3. 全職員ハ前項ノ準備終了ト共ニ警防團員トシテ活動スベキ自己ノ責任ヲ遂行スルニ遺憾ナキ態勢ヲ整ヘ置クコト

附則

第五條 執務中避クベカラザル危険ニ瀕シタル場合ハ課長若ハ其ノ代理者ハ其ノ課員ヲ取纏メ安全地帯ニ避難誘導ヲ爲スコト

### 二一、職員退出後ニ於ケル非常時勤務規程

第一條 職員退出後空襲警報發令セラレ又ハ必要ニ依リ本會特設防衛團長ヨリ命令アリタル場合ニシテ全職員ノ出動困難ト認メラル、時本會ノ防衛ハ左ニ記載セラレタル者ニ依リ組織セル別表第三號防衛團ヲ以テ之ヲ行ス

一、寮生

二、市内下宿者

第二條 職員退出後空襲火災其ノ他非常ノ場合ハ命令ヲ待タズ

寮生並市内下宿者ハ本會ニ參集シ各自防衛ニ當ルモノトス

第三條 各自ノ勤務ハ別表第二號ニ於テ豫定セラレアリト雖モ參濟ニ自ラ迅速ヲ免レザルニ依リ先着者ハ指揮者ノ來着ヲ俟

タズ五ニ協力シテ任務ノ遂行ニ當ルモノトス

第四條 團員ノ勤務ハ時ノ狀況ニ依リ臨機應變ノ措置ニ出デザルベカラザルハ勿論ナルモ豫メ左ノ事項ニ注意スルモノトス

一、日直若ハ宿直ニ當ル年長者ハ副部長以上ノ幹部來着迄團

長ニ代リ其ノ指揮ニ當ルコト

二、内外部ノ警戒、消火器ノ準備、窓ノ密閉、防火用具（ホ

ース、バケツ、火叩キ、梯子、紐、水桶、其ノ他）ノ整備、

各課ニ於ケル非常持出シノ準備ヲナスコト

三、ラジオノ聴取係リヲ定メ状態發表アリタル毎ニ團長若ハ

ソレニ代ルベキ者ニ報告スルコト

第五條 本團員ハ防火消防其ノ他ノ危険豫防ニ當ルヲ本旨トス

ルモ其ノ危険ニシテ到底免ルベカラザルモノト思料シタル場

合ハ團長若ハソレニ代ルベキモノ、指揮ニ依リ先ヅ重要物品

ノ搬出ニ全力ヲ傾注シ遺憾ナキヲ期スルコト

第六條 團長若ハソレニ代ルベキ者又ハ日當直者ハ危険ノ有無

ニ拘ラズ遂次其ノ状態ヲ専務理事及總務部長ニ報告スルモノ

トス

附 則

一般係リ分擔ニ依ル行動ニ就テハ特設防衛團規程ニ準據スル

モノトス

# 第十章 本會事業進出経緯

## 第一節 茶市場反産抗争

### 一、抗争より和解迄

本會が製茶市場に進出して製茶取扱を開始する迄には幾多の研究討議を経たのであつた。製茶は本縣重要農産であり、生産より販賣迄には種々の業態機構がある。それらを擾亂すること無く、生産者の利益を擁護増進せんとするのが本會の當初からの方針であつた。

併し産業組合が製茶を取扱ひ、以て茶業の進展に貢献した歴史は古い。別記の如く産業組合法發布以前の明治十六年、小笠郡上内田村製茶共同販賣組合益集社は、現在の販賣組合と殆んど同様な方法を以て、百餘名の組合員の製茶全部の委託を受け、是を審査し混合加工して相良から海路横濱に輸送し、主として輸出商大谷嘉兵衛氏の手を経て輸出した。當時組合の製茶は精良であつたから信用を博し、代金の假拂等には大谷氏も協力其の便宜を圖つたので、組合員の利益も多大であつた。是を見聞した附近町村の茶業者は是に倣つて販賣組合を組織し、次で其の聯合會を設立した。爾來附近茶業が發達したのも、是等の先覺者の辛苦が與つて力があつた、されば小笠、磐田郡は産業組合が製茶に力を致せる發祥地として、是に據ること多きも蓋し當然と謂ふべきである。

第一次歐洲大戰中船腹關係より好況を示した製茶輸出は、其の終熄と共に不況を加へ、内地に販路を擴張する

の已む無きに至つた大正十年頃より、縣下各町村組合は本會の製茶取扱を要望したが、本會は時期尚早と認めて是に應じなかつた。

三四〇

昭和九年の春志太郡島田町に開會の縣下産業組合大會に於て、小笠郡下の産業組合は大會決議に依り、聯購聯は即時製茶取扱を開始せよと迫つたけれども、猶時期早とすとして自重した。

併し本會としては斯かる決議を無視する能はず、直ちに調査研究を爲し、昭和十年試験的に僅々五萬貫の製茶取扱を開始したが、小笠郡の組合員は斯かる僅少の取扱を手緩しとなし、別項の「小笠茶販賣協會」を結成し、場合に依つては自ら委託販賣並に加工販賣に乗出さんとする勢を示し來つた。狀勢既に斯くの如しとせば、本會亦默視する能はず、意を決して販賣を開始して其の要望に應へんとした。けれども本會は飽迄慎重に諸般の事情を調査し、現在の茶市場を構成する各業者の利益を侵害しないことを期し、先づ取扱數量を五十萬貫と豫定し、中五萬貫は自ら再製加工し、全購聯を通じて全國組合、軍部其の他の團體に販賣し、四十五萬貫は荒茶のまま、從來の市場賣込人をして、内地問屋内地再製、貿易業者に販賣せんとする方針を樹てた。此の方針は甚だ微溫的なるを以て、關係組合の中には不服の色を示すもの無きにあらざりしも、本會は穩健に事を處し、平地に波瀾を起すを避け、是を本縣茶業組合聯合會議所を始めとして、問屋、再製業者、賣込人を明示折衝を重ね、昭和十一年四月九日關係各方面の代表者當業者を招待して懇談會を開いた。然る處、聯合會議所員とB A商會の外途に出席なく、本會の誠意に應ふるに無言の挑戦を以てした。是より市場の茶業關係者は結束して、本會の市場進出に對し、激烈なる反對の態度を表明し、十日本會役員が内地茶商代表小山氏を訪問眞意を披瀝せるも效無く、賣込商組合が先づ反對を決議し、本會が取扱を委囑せる大濱氏等を除名し、各組合は是に倣ひて次ぎ次ぎに同様の決議を爲し、或は小笠郡に乘込みて切崩しを策し、或は猛烈なるボスターを市内外に貼布し、商工會議所を通じて米

穀、肥料商等の團體を合流し、二十八日の静岡市公會堂に於ける商權擁護大會に進んだのである。

是に對して本會は常に最初の方針を堅持し、其の誤解を釋いて平穩に解決せんことのみ努めたが、奔流は拱手を以てして是を防止する能はず、已む無く防衛の陣を張り、四月二十七日の協議會、二十九日の大會を以て本會の眞意を闡明し、不退轉の決意を表示した。爾來本會は集荷と販賣とに力を注いで對抗し、抗爭約三旬、五月二十一日に至り本縣知事其の他の調停に依つて漸く和解を見るに至つた、其の經過を次に記さう。

## 二、茶商反産を表明

四月九日本會は茶業進出の目的を明示し、從來の商業機構と提携協調して本縣茶業の進展を圖る爲に、懇談會を開會すべく、茶業團體、重なる茶商十數氏を浮月樓に招待した。すると茶商等は本會の進出は茶市場機構を破壊し、其の利益を阻碍するものとして反對の意を表明し、同夜は茶業組合聯合會議所員及B A商會の外は一人の出席者が無かつた。併し本會は飽迄事態を圓滿に解決せんと欲し、同月十日伊藤本會理事、石川主事は市内茶商小山商店に小山金作氏を訪ひ、誠意を披瀝して諒解を求めたが、小山氏は

産業組合の指導精神よりして産業組合が茶業に進出すれば茶商を排除する結果となるから、其の機構の一部でも壓迫されれば茶商は共同の敵として戦はなければならぬ。されば全購聯註文の茶は商人の手を通じて買入れ、茶町の縣購聯事務所は撤廢されたい。

と述べて眞意を通するに至らずして會見を終つた。

## 三、本會製茶取扱豫定